

契約人が注意せざる可からざる他の一項は一定年齢にて満期となる契約に對し拂込まるゝ保険料の度数なりとす今六十歳満期養老保険を契約せる年齢三十歳の人は多數會社に在りては年掛三十回の保険料を拂込むも他の會社に在りては三十一回拂込まざる可からざることあり一例を擧ぐれば一千八百九十七年三月中に三十歳となる人一千八百九十六年十月中に六十歳に到れば若くは其前死亡すれば拂渡さるゝ契約を取結びたりとせば一千九百二十五年十月には其人の保険料は三十回拂込みたることとなりて一千九百二十六年十月に至り始めて其契約は全三十年間有効に存續せることとなる然れども其人は一千九百二十七年三月に至らざれば満六十歳とはならざるが如し今或る會社に在りては一千九百二十六年十月中に三十一回目の保険料を其人に拂込ましめ而して契約の保険金はと云へば一千九百二十七年三月に於ける第六十回の誕生日迄は之れを拂渡さず而して他の會社に在りては一千九百二十七年三月には保険金は拂渡すも然も一千九百二十六年十月に拂込まる可き保険料を要せず而して又尙他の會社に在りては契約を取結びたる時より數へて第三十年日なる一千九百二十六年十月に保

險金を拂渡し而も保険料は三十回丈拂込めば夫れにて可しとするものもあり現に本項に關する取扱方區々一様ならざる間は被保険人の誕生日を俟たずして證券發行の年回に據り拂渡すを穩當とす

以上は保険申込人が注意す可き一瑣事に過ぎざれども特に十年乃至十五年と云ふが如き短期保険に在りては損得の差は割合に大なる可し而して期間の終末目前に在る時若し豫期以外餘分の保険料拂込を強いらるゝか或は又若し豫想以上に保険金の拂渡を延引せらるゝが如きことあれば頗る不満足を感ず可くも養老保険の満期日を定むるに當り一定年齢の代りに一定年數に據れば斯かる問題は起らざる可きが故に本項に就て一定年數に據る此方法は漸次人氣に投ずるものゝ如し

或る保險會社は其定款(terms of settlement)又は約款(articles of association)上利益分配附養老保険を結約するの權能を有せず隨て往々或る一定金額の配當が必らず保證せらるゝ養老保険を度外することあり右等の會社に在りては申す迄も無く利益分配無し保険のみを契約するが故に附加金なり又は配當金なりは會社の繁榮

如何に由り別に差等無し尤も斯かる配當の元價を計算するに當りては會社は必要上利益分配無し尋常保険の保険料を計算せるが如き同じ方法にて損失無き様自己を保護せざる可からず夫れ故良會社なれば利益分配無しに加入するよりも利益分配附の方を結約するを良なりとすると同じ理屈にて利益分配の方とても當然保證附配當の方を採るを復た極めて良なりとす

分配附及分配無し養老保険に賦課せらるゝ比較保険料の概念は會社の大數に由り割當てらるゝ、保険料の平均率を示せる左表料率より收拾せられ得可し

金一百圓養老保険に對する年掛保険料		加入年齢	満期に到る年數	分	配	附	分	配	無	し
二	五	〇	二	五	〇	五	〇	四	三	二
			三	〇	〇	三	二	〇	〇	〇
三	五	〇	三	五	〇	三	二	二	二	二
			四	〇	〇	二	八	二	四	一
三	五	〇	三	五	〇	二	九	二	五	八
			四	〇	〇	二	五	四	五	八

三	〇	二	五	〇	四、九五〇、〇	四、四四一、七
三	五	三	〇	五	三、九九一、七	三、五二〇、八
三	五	三	〇	〇	三、三六六、七	二、九四五、八
三	五	三	〇	〇	二、九六六、七	二、五七九、一
三	五	一	五	〇	六、九〇〇、〇	六、一一二、五
三	五	二	〇	〇	五、一一〇、八	四、五五四、二
三	五	二	〇	〇	四、一二九、一	三、六四五、八
三	五	三	〇	〇	三、五三七、五	三、一〇〇、〇
四	〇	一	〇	〇	一〇、六四五、八	九、五六六、七
四	〇	一	〇	〇	七、〇〇四、二	六、二九五、八
四	五	二	〇	〇	五、二八七、五	四、七〇八、三
四	五	二	〇	〇	四、三四一、七	三、八三七、五
四	五	一	〇	〇	一〇、七二五、〇	九、八〇四、二
四	五	一	〇	〇	七、二二二、五	六、四七九、一
五	〇	二	〇	〇	五、五六二、五	四、九四一、七
五	〇	一	〇	〇	一一、〇〇八、三	九、九三三、三
五	〇	一	五	〇	七、四九一、七	六、七五〇、〇

既に爲したる解説に就て右表を參觀すれば其内容は直ちに了解せらる可し

第六節 定期保険 (Term Assurance)

第一百六十頁より第百六十七頁に至る間養老保険の本體を説明するに方り定期保険の特質をも論究せるが其際單に一定期間内に死亡すれば保険金を拂渡す事のみに就て示したり此方法に由れば保険利益は數年間は最小の費用にて得らる可く隨て保険利益に對する費用は其期間終了後は拋棄せらるゝも亦差支無しとなれば素と少分の費用にて契約し得らるゝが故に多く之れを推奨するの價ありなれとも縦令斯かる事情は或は起ることもあり而して定期保険は其時には大利を獲ること無きにはあらざれとも右の如き場合の生ずるは例外の事なりとす然れとも若し期間終了後保険の保護譯者曰即ち利益の必要尙存在すれば年齢増加の爲めに往々契約人は一層高き保険料を拂込まざる可からざるのみならず其上新たに身體診査をも受けざる可からず而して若し健康状態不良なれば全々生命保険の保護を受け得ざる事もあるべし右の二障害は繼續定期保険 (Renewable

term assurance) と稱する一方法にて除去せらる——但し其保険料は僅少の一定年期間分に要せらるゝものよりも當初より一層多かる可く而して此餘分の保険料を拂込むが爲めに契約人は約束期間中なれば何ん時にも種類の變更を爲す時に於ける年齢相當の尋常保険料にて終身なり又は養老保険契約なりに變更し得るの權利を享受するなり此の如くすれば保険利益は最初より少費用にて得らるゝも若し變更が較老年に達する迄爲されざれば保険料は終には不便にも急劇に高く相成る可きが故に此方法は假りに便利の場合ありとしても初めより終身又は養老保険契約を爲すよりも契約人に取りては通常不利益なるを免れず

第七節 自然保険料及賦課式保険 (Natural

Premium and Assessment Assurance)

繼續定期保険は門外漢には或る吸引力を提供するが如くに相見へ然も其問題に付充分なる考慮を與へ得る二三有識者に依りて用捨無く排斥せらるゝ本節保険の二方法の研究に對する自然の序論とも謂ひて可なり從來諸般保険の種類を

論議するに方り各種の方法は何れも若干實益を與へ且つや諸種事情の下に夫々適應なりとの理由にて以上考究せる各般の方法に對し若くは又右に反せる評論に就ては特に強烈なる説明を回避せり然れども自然保険料並に賦課式保険は當然且つ全然不完全なりとの一事は一定見地の上より極言せざる可からず今右二方法が何等か提供するが如くに相見ゆる利益にても常に他の方法にて却て良く得らる可く隨て此種保険を提供せられたる何人も直ちにそを拒絶するならん

第四十三頁至第四十七頁に於ける一參考表中一年間金一百圓の保険に對する自然保険料を示したり表中示されたる數字は利率三分^四表に據れる單純なる自然保険料にして何等費用に對する附加を見込まざるものとす今同表より看らるゝ自然保険料は――

年齢二十歳	六二一、五	年齢六十歳	二、八八一、四
同 三十歳	、七四九、八	同 七十歳	六、〇三八、〇
同 四十歳	一、〇〇〇、六	同 八十歳	一四、〇四三、九
同 五十歳	一、五四八、五	同 九十歳	二七、一三一、三

右は既載基礎の上に於ける一年間健康者の保険に對する保険料なるが今若し保険が各年増加する保険料を賦課し而して健康状態に就ては各年毎に完全なる證明を要する主義に基き行はるゝものとせば其方法は會社の財政上或は堅實ならん然れども契約人の立場より觀察するに此法に據れば保険料は年々増加するが故に反對せらるゝを通常とす而も健康勝れず一方最も有要なる時には何ん時にもも保険の繼續を停止せらるゝが如き事も亦起り得可しとて其爲め随分反對せらる可し尤も後の反對説は年々健康者に對して要する自然保険料並に諸經費の元價を償ふに必要なるよりも尙多分の保険料を割當つれば之れを除き得可けんも左すれば一方此方法は老齡に到れば偏へに禁止的高率保険料を拂込まざる可からずとの反對論を公表せしむるに過ぎざる可し

右の如き作用を爲す方法は一定年齢以内なれば通常何ん時にも前にも説明せるが如く終身又は養老保険に變更し得るの權利を有する「繼續定期保険」に於けるよりも尙不完全なり左れば自然保険料又は賦課式保険は固より全體と云ふにはあらざれども専ら保険種類變更の選擇を提供せざる此種方法のみを實行する

僅少會社に據りて推獎せらるゝに過ぎず然れとも斯の如くして事業を爲すに方り年々保険料率を増加するは實行上困難にして往々失敗し而して其會社と契約せる人は從來契約の全期間を通じて拂込みたる保険料は畢竟一方加入當時の年齢相當の保険料にて他社に契約せるものに比し別に變り無き事を屢々想像するに至るべし隨て實際上保険料は或る數年間は不變なれとも賦課式會社にて必要と思考すれば何ん時にも増加せらるゝも亦致方無きに至るべし之れを再言すれば契約人は會社の經驗の儘隨時隨所に賦課せらるゝ這是種々の譯合にて頗る不公平を惹起すること例へば直ちに死去する被保険人は餘り少しく拂込み然も長命する被保険人は餘り多く拂込むが如くなる可し其外右の如き方法にて經營する會社は契約人の大數が會社より要求せらるゝ何程の保険料をも甘諾して拂込む間だけ即ち取りも直さず新に結約を欲する人の割合年々に増加し而も新契約人不斷加入して其成功繼續する間だけ存在維持し得るが如き致命的弱點を有することゝなる全體近來身體診査を受けたる新被保険人の死亡率は頗る輕きが故に其人々の拂込む保険料は其人々の死亡の爲め保険金として拂渡されず却て舊

加入被保険人死亡保険金の拂渡に利用せらる此仕組に在りては保険契約人の各團は前加入者の保険金を拂渡す方便に供せられ而して自己の保険金拂渡に際しては後の加入者の助力を仰がざる可からず既に此の如くなれば此種會社は堅實の一要素をも保有せず左れば假りに此方法は過去多年間種々に試用せられたるにもせよ斯かる會社が多年永續せる場合は毫もあらざることとは極めて明白なる一事實なりとす

隨分右の如き會社に在りては積立金を蓄積せざるを一特色となすが故に不斷之れを爲すと云ふにはあらざれども保険料増加の必要有る時若し來れば他會社にても保険され得可き健康者は自ら退去し其結果弱體者のみ殘留するが故に經驗死亡率は存外に重く隨て一層將來の賦課金額を増加せしめ其爲め殘留不健康者も亦漸次脱退し隨て又倍々死亡率を増進せしめ竟に會社は存立する能はざるに至る迄斯の如くして進行止まざる可し

若し右の法にして何等採る可き點無しとせば會社に對して爲さるゝ如何なる要求にも應じ得る様充分なる基金を所有せる舊設大生命保險會社が一般世人に

提供せる幾多の保険種類中に斯かる方法を包含してのみ或は實行せられ得可き事は低能者にすら尙且つ相分る可きことならんも未だ之れが爲されたる實例無きを如何にせん

事業の繼續を欲せざる尋常生命保險會社は何ん時にてても被保險人の新規加入を中止し其上満期となりて請求ある可き保險金に對しても夫々不都合無く拂渡を爲し得るも賦課式會社は全然斯の如く爲し能はざる可く隨て死亡する迄會社に残留することを希望する被保險人に對し要求せらるゝ保險料金は其被保險人が自衛上止む無く自己の契約を拋棄する様強いらるゝ程同時に法外に高率となるを免れず要するに此方法は不良なり而して此種保險を契約するの可否に就て別に議論の要無きは此に殆んど疑ひを容れず

第八節 生存保險 (Endowments)

前節養老保險を論ずるに當り生存保險の本體をも簡單に説明せるが此に生存保險とは要するに其時被保險人生存すれば一定期日に一定金額を拂渡し若し又

生存保險金が拂渡さる可き期日前に其人死亡すれば毫も拂渡さるゝ一の契約方法を云ふ

此種方法の數々適用せらるゝは子女生存保險に關聯する場合にして保險料の拂込は子女幼年の時に始まり而して生存保險金は十四歳、十八歳、二十一歳乃至二十五歳と云ふが如き或る一定年齢に達したるとき拂渡され其用途は子女の教育資に供するか或は受取人若し男子なれば獨立して業務を開始する時の資金に備ふるか或は又若し女子なれば結婚の費用を給せんが爲に豫め用意せんとするに外ならず勿論之を他の用途に供するもの無きにはあらざれども以上は最も普通に應用せらるゝ場合なりとす子女の場合に在りては子女死亡せりとして其爲別段一家の財政上には酷敷損害を及ぼさるゝが如く子女又死亡せりとして其爲め又格別財政上に利益をも來さるゝは如何にも左も在る可き事なるが故に夫故に生存保險金が拂渡さる可き期日前若し死亡するも保險會社よりは何物も拂渡されざる様重に契約はせらるれども然れども屢々高率の保險料を生存保險に課し而も満期前死亡すれば或は利息を引去りたるもの或は又拂込惣保險料に往々二分と

云ふが如き極めて低き利息を加へたるものだけは返還さるゝこともあるなり今
 保険料返還附又は返還無しの子女生存保険に對する元價の二三觀念は次表より
 蒐集せらるゝことを得べし

金一百圓子女生存保険に對する年掛保険料		返還附 保 險 料	返還無し 保 險 料
加入年齢	満期年齢		
一才	一四才	六、三二五、〇	五、六二〇、八
	一八才	四、四九五、八	四、一一二、五
	二二才	三、六二五、〇	三、二五〇、〇
三	一四	七、七六二、五	七、〇五四、二
	一八	五、三〇〇、〇	四、九七九、一
	二二	四、一八七、五	三、八三三、三
五	一四	九、七八七、五	九、〇三三、三
	一八	六、三五八、三	六、〇五四、二
	二二	四、八九一、七	四、五二九、一
七	一四	一二、七五〇、〇	一一、七五四、二
	一八	七、七九五、八	七、四九五、八

會々生存保険に對する保険料拂込は兩親若し死亡すれば其時限りにて停止せ
 られ而して生存保険金は子女一定約束の年齢に達したるとき拂渡す様契約せら
 るゝこともあり右の外子女の保険せらるゝ方法に就ては多々あれども無診査に
 て幼子女を保険に附し二十一歳以前に死亡すれば一錢をも拂渡さず其後は其代
 りに最初保険せられる時は若き年齢なりきとの理由にて頗る低き保険料にて右
 の保険を尋常終身又は養老保険に加入換へせしむるを最も普通の仕組なりとす

九	一四	五、七二九、一	五、四二二、五
	一八	一八、三三三、三	一七、七四五、八
	二二	九、七五四、二	九、四八七、五
一	二二	七、〇六二、五	六、五八七、五
二	一八	一三、一五八、三	一二、六〇四、二
	二二	八、六五八、三	八、二〇四、二
三	一八	一八、七四一、七	一八、二四一、七
	二二	一〇、九七五、〇	一〇、五七九、一

第九節 借地又は確定期間保険 (Leasehold)

Of Fixed Term Assurance)

生存保険に比し較同種とも看る可きは全く何ん人の死亡又は生残に關係無く一定期日に一定約束金額の拂渡を保證する契約也とす今借地權を取得して一の財産と爲さんがため之れに金錢を投じて利殖を圖りたる人の場合を採りて一例證とせんに借地權は假令へば四十年にて終了し其時以後其投資より別に收入を生せず而して投資元本の一部分すら返還されざるものとせば借地權より生み出す地代は勿論權利が所有權 (feehold property) なりしときよりも購買價格高かりしだけ勢ひ高利を生じが故に借地權と所有權とより生ずる報酬の差額の一部又は全部を確定期間保険に於ける保険料の拂込に流用すれば投資者は借地權満了するも借地權購買の爲めに投資せる元本金額は保險會社より領收し得ることとなるべし

今之れを具體的に例證を擧げて解説せんに或る人四十年にて満了する借地權に金一千圓を投じ夫れより年五分と四分の一の實收入を得ることを豫期せりと

し四十年間夫れだけ年々領收し而も其全報酬を費消せるものとせば其人は期日満了後には一千圓の元本は失ふこととなるべし然れども其人若し一分と四分の一即ち一年金十二圓五十錢を第四十年の終末に拂渡さる可き金一千圓借地保險に於ける保険料の拂込に流用するものとせば其人は元本に對し四分の純報酬を受取り尙其上借地權満了後には保險會社より金一千圓を領收して前に投資せる元本をも回復することとなる隨て元本をも滅失する事無くして而も四分の純報酬を得ることとなる斯くして金一千圓は死亡又は生残に何等關係無く第四十年の終末には其人の資産として契約人に拂渡さる可し斯かる場合に契約の締結前身體の診査を要せざるは勿論也とす

第十節 雜種保險 (Miscellaneous Policies)

保險金は死亡すれば拂渡さる可き保險に就ては以上既に之れを論究せり右の如き契約に對する保險料は終身間又は一定有限年數間拂込まる可きことをも説明せり保險金は一定期日又は若し其前死亡すれば其時拂渡さるゝ養老保險を研

究せり、一定約束期間内に死亡せる時のみ拂渡すことを保證する定期保険並に一定約束期日に生殘せる時のみ拂渡すことに備ふる生存保険を解説せり、而して又利益金分配の事を論ずるに方り、之れを用て保険金の増額に充つるか、拂込む可き保険料を輕減するか、或は又直ちに現金にて受取る可きか、何れにも爲し得可く且つや縦令現代に於て諸多の保險が諸會社に據り、夫々世上に廣告せられたり、とも右は總て一特色を有するか、若くは又以上諸方法中の一二乃至二三を取捨連結せるものなる事をも承知せり、然れども其大半は箇々別々の場合々々に就ては夫々勸奨の價値有り、隨て其件に關する充分なる研究は大抵保險理論の或る簡單なる適用にて解釋せられ得るとするも、尙一層複雑なる保險は隨分世人の注意を惹起す可きが故に、今手短かに之れを解説す可し、例へば茲に被保險人養老満期前に死亡すれば、金一百圓を拂渡さるゝも、若し其被保險人満期日迄生存すれば、金二百圓を拂渡さるゝ、二重養老保險(Double endowment assurance)ありとせん、斯かる契約は健康不充分にして正しく尋常契約を締結し得ざる人に適當す可く、自然其保険料は金二百圓の保險に對しては穩當ならんも、金一百圓だけの保險に對するものと

しては比較的に高率なるを免れず、此等に較類似せるものは特に一定期間の終末に一定金額を拂渡すことを保證し、而して拂渡す可しと定めたる期日前若し死亡すれば、保険料のみを返戻する契約なりとす、之れに反し、養老満期前に死亡すれば、金二百圓を拂渡し、養老期間若し生殘すれば、金一百圓のみを拂渡す、養老保險時に契約せらるゝこともあり、然るに尙他の種類は、養老期間の終末に金一百圓を支拂ひ、而して養老の満期前後を問はず、死亡すれば復た金一百圓を支拂ふ方法にても亦仕組まるゝなり——之れを細説すれば、若し或る人二十年養老期間に對して右の如き契約を爲したりとせん、に其人二十年内に死亡すれば、金一百圓だけのみ拂渡さるゝも、二十年間若し生殘すれば、其時金一百圓を拂渡され、而して會社は其後何ん時其人死亡するも、其人の財産として、更らに金一百圓を拂渡す方法を云ふ

終身並に養老保險の別種結合も亦往々實行せらるゝことあり、其方法如何にと云ふに、保險金の四分の一は例へば五十歳の時拂渡され、他の四分の一は五十五歳及六十歳の二度に拂渡され、而して殘りの四分の一は死亡の節拂渡さるゝなり、終身なり又は養老保險契約なりの其何れかを當初より取極むること能はざる

契約人の便宜上場合に依りては最初の五年間は尋常終身保険の料率に少しく超過せる保険料を拂込み第六年目又は夫れ以後には終身保険と同率の保険料を拂込むか若くは又變更を爲す時に於ける被保険人の到達年齢に對するものよりも低率の保険料にて養老保険契約に變更自由なる方法を探擇に任かすこともあり然れども重なる保険の二三簡短なる理論が夫々結合せられたる種々の方法を一々掲記すれば勢ひ冗漫に渉るの虞在り兎に角特別の事情在るにあらざれば契約人たらんものは或る煩雜なる形式の上に於けるよりも寧ろ廣く行はるゝ或る方法にて保険せらるゝを一層良なりとす要するに此種結合保険は單純なる種類中の二若くは三の別種保険と大同小異なるに過ぎず左れば右の譯合にて結合保険が助成する目的を成就せんが爲めに何ん人も右諸種保険の連續せるものを契約するの價值在りと思考す可しとは信するを得ず尤も斯かる結合は往々人の注意を惹起し兼ねて研究心を刺戟するの利益有り隨て生命保險會社は諸般考究を経たる世の需要に應ずる爲め保險種類の鹽梅配列に勉強する其技倆如何に據り信用を贏ち得ることとはあれども然れども以上に首肯すると共に一般廣く行はる

ゝ方法に於ける保険に加入するを通常最も有利なりとするは正に疑無きところ也とす

以上論究せる保険は生存並に死亡に關する事故のみを思料とせるに過ぎざれども然も保険料の拂込は果して持續せられ得るやの觀念を正確にするの困難は屢々健康の持續と共に收入之れに伴ふ契約人を打撃するものたるに相違無し此不慮に備へんが爲め疾病保險(Sickness assurance)並に生命保險の結合せるもの時に提供せらる此れに在りては生命保險に對し要せらるゝよりも一方高率保険料の拂込みを必要とするも他方保険料の拂込は契約人が傷害又は身體上若くは精神上何れかの缺點に據りて無能力となり引續き生活費を得るに堪へざる場合には其時限り中止し得ることを一の條件とす此條件たるや若し無能力一時的なれば一時に留まるも而も若し無能力永久的なれば永久に存在す然れども無能力に對する會社の責任は六十五歳と云ふが如き或る年齢に達したる後には過分に重く相成る可きを想へば其時會社より割當てらるゝ保険料は如何なる事情の下に在りても斯かる高齡に達したるときには勢ひ中絶せざる可からざる程のものな

りとす斯るが故に疾病又は無能力の際生命保険料を拂込むに充分なる金額を用意する一保険を豫め一疾病保険會社と結約するを得可く然も一保険中に二者を結合するを便宜とする事自から分明なる可し但し本書疾病及傷害保険に關し詳説を缺くも結合を便利とすとの此一點は簡單なる記述にて満足せられたし

第十一節 連生保險 (Joint Life Assurance)

保險種類に就て從來研究せるは單に一人の生命に關する事のみに限られたれども一人よりも尙夫れ以上の人命に關する保險が有利なりとして採用せられ得るが如く二人若くは夫以上の人が相互結合し得るが如き事往々にして發生す今此れが普通の例證は組合の一員死亡すれば其組合員中の死亡せる一員に歸屬す可かりし資本の配當を殘留組合員の他の一員に拂渡すことを約する組合に於て觀ることを得但し之れは往々實行に不便在り而して組合員中先きに死亡せる人
在る時に必要な金額を拂渡す様に備ふる保險を有利なりとするが故に右の如き保險を引受くる保險會社の約款を解説する前右等保險に對し賦課せらるる保

險料は如何にして算出せらるるやを看るを可しとす

此事を明瞭に説明せんが爲め茲に組合の十對在りとせん而して組合員の老年者五人と組合員の若年者の二人とが一年内に死亡するものと豫定せん左すれば老年者五人死亡の爲め組合の對の數は十より五に減じたることは明らかなり然れども若年者二人死亡の爲め生存殘留する對の數は更らに五より三に減じたりとは云ふを得ず若年者二人死亡せる方の組合の一つは老年者五人死亡せる方の組合の一つにして且つや年少組合員死亡せる他の一方の組合は年長組合員五人生殘する方に屬す可きは確からし、夫れ故に尠くも組合員中一人だけは譯者曰此場合老若二人共死亡せる組合の數は只一箇なり死亡せる組合の對の數は六にして残り四對は組合員の老若双方共に生存するものと多分は云ひ得可し今他の方法にて右に關する説明を爲し且つ死亡せる人に於けるよりも寧ろ生殘せる人に於ける場合に就て考究せんに年少組合員の $\frac{10}{20}$ と年長組合員の $\frac{10}{30}$ とは何れも生殘せるが如し而して右の二分數を乘じ合はすれば $\frac{40}{100}$ を得可く此丈は生殘する組合の數なりとす別言すれば十の内組合の四對残りて前に示せるものと同數と

なり結果は彼此相同じ這は死亡率の割合は實際の實行上或は起る可きものよりも尙一層多分に假定するも然も老若二つの年齢者各人に就て「生殘ノ確カラシサ」(probability of survival)を乗じ合はすれば組合の「對」の「譯者曰壞れざる」生殘ノ確カラシサを得ることを極めて簡明に解説せるものなりとす今箇々一人の生命譯者曰連生にあらざる方を云ふに基ける死亡表を繰りて此方法にて右の如く得たる數を結合すれば箇々一人の生命に對する表の代りに生命の「對」に對する一新表を意の儘に作り得可し右の如くして作製當時三十歳及六十歳の人夫々組合員となりたるものに對する十年間に於ける表を次に掲ぐ

人命の「對」の豫定生存數を示す表

若 年 者	年 者		老 若 人 命 の「對」	
	年 齡	生殘する豫定數	年 齡	生殘する豫定數
三〇	九九、二二七	六〇	九六、〇三二	一〇、〇〇〇
三一	九九、二〇八	六一	九六、七九六	九、六二八
三二	九九、一八九	六二	九六、五三四	九、二四六

三三	年 者		老 若 人 命 の「對」	
	年 齡	生殘する豫定數	年 齡	生殘する豫定數
三四	九九、一四九	六三	九六、二五〇	八、八五三
三五	九九、一二二	六四	九五、九五九	八、四五二
三六	九九、〇八九	六五	九五、六五九	八、〇四〇
三七	九九、〇五三	六六	九五、三四三	七、六二四
三八	九九、〇二〇	六七	九五、〇一一	七、二〇三
三九	九八、九九一	六八	九四、六七六	六、七七八
四〇		六九	九四、二六六	六、三五五
		七〇		五、九三〇

借各年齢に於ける每一百人中生殘する箇々一人の豫定數は自第七頁至第十頁表中の四欄に掲げ在り而して此れに分子としては右の如き數又分母としては「〇」を置きて得たる分數を乗じ合はすれば右の如き年齢者の組合の「對」が一年生殘する「確カラシサ」を得可し

前表第一欄には若年者の年齢を掲げ第三欄には老年者の年齢を示したり而して五及六欄に掲げたる細目は一及三欄に示したる老若二年齢者の人命の「對」に關係す、二及四欄は自第七頁至第十頁中に於ける死亡表より抄録せるものなるが五欄

よりは人命の毎百對中其年に生殘する人の豫定數を知るを得之れは三十歳及び六十歳とに於ける數を $\frac{99,227}{100} \times \frac{97,032}{100}$ の如く乘ずば各對に對する「確カラシサ」(probability) なる $\frac{9628.3}{10,000}$ に等しく即ち毎100に對する 96.283對なる數を得るなり他の年間に於ける細目とても亦同方法にて得らる可きが最終欄には當初生存する毎一萬對中各年の初めに生存する數を示したり此れは第七乃至第十頁中に於ける死亡表の二欄と相照應す今一年生殘ノ確カラシサを二年齡者の一對にて生存する數に乗ずれば次の年齢の初めに生存する數を得可し即ち

$$10,000 \times \frac{96,283}{100} = 9,628$$

$$9,628 \times \frac{96,03}{100} = 9,246$$

の如し

此消息を利用すれば第百六十一頁中養老保険に對する保険料を算出せると正に同方法にて組合員中先に死亡せる人に拂渡す保険に對し課せらる可き保険料を割出し得可く若し又前表が組合員の全對存在せざるが如きに到る迄引續けら

るれば第二十七頁より第四十三頁に至る間にて爲したる如き同方法にて終身保険及年金に對する保険料をも決定し得可し

上記結果を試験すれば組合員二人中先に死亡する者ある時拂渡を保證する費用は各組合員の生命を別々に保険する元價よりも一層多分なることを如何に容易に明瞭ならしむるやを示すならん兎に角組合員中一人は他の一人に先たちて死することある可く隨て危険は事一人の生命にのみ關係せるよりも一層大なることは自から明白なると同時に組合員中各人が保険せらるゝ方のものよりも保険料は對として同金額を保險せらるゝ方大分に鮮し今各種年齢の組合員二人中何ん人か一人先に死亡せる時に拂渡す利益分配無し金一百圓の保險に對し保險會社より割當てらるゝ平均料率は次表に掲示さる而して第六十八頁に掲げたる分配無し終身保險に對する料率との比較は復た組合保險 Partnership assurance (註曰即ち連生保險) 及單獨人命の保險 Assuance of individual lives (註曰對にあらざる方即ち一人だけの保險) との比較元價を示すべし

分配無し、二人中一人先に死亡せる時拂渡す金
 一百圓に對する年掛保険料

一方の加入年齢	他方の加入年齢				
	二	三	四	五	六
二〇	二、六三七、五	三、〇〇〇、〇	三、二六六、七	三、六四一、七	四、八二二、五
二五	二、七八七、五	三、〇七五、〇	三、三八七、五	三、七四一、七	四、八九一、七
三〇	三、〇〇〇、〇	三、三二一、六	三、五九五、八	三、九〇〇、〇	五、五二〇、八
三五	三、二六六、七	三、五九五、八	三、七八三、三	四、〇九五、八	五、一七〇、八
四〇	三、六四一、七	三、九〇〇、〇	四、〇九五、八	四、三九五、八	五、四一三、五
四五	四、一二九、一	四、三五八、三	四、五五四、二	四、八〇八、三	五、七三三、三
五〇	四、八一三、五	五、五二〇、八	五、一七〇、八	五、四一三、五	六、二六六、七
五五	五、七七〇、八	五、八四五、八	五、七八七、五	六、三〇四、二	七、三五四、二
六〇	七、〇九五、八	七、一五八、三	七、二七九、一	七、三九一、七	七、五九一、七
					七、八四一、七
					一〇、一〇〇、〇

右の同理は二人以上の組合員の各團にも之れを適用するを得可し即ち各箇の組合員の生殘ノ確カラシサを相互に乘じ合はすれば對又は組合員の各團の生殘

ノ確カラシサを得るが如し

此には分配無し連生保険に對する料率のみを引用せるも多數會社は利益分配附此種保険をも引受け其保険料は高率なるを勿論也とす

此種連生保険は往々有利なりとして結約せらるゝ其一方に組合員二人中の各人が別々に保険せらるゝ方一層有利ならざるや否やは常に考究の價值有りとする要するに算用に供せらるゝ人命の比較年齢の上に何物かが關係するも然れども各人が銘々に加入する金一千圓の保険は或る場合には對の一人先に死亡せる時に於ける金一千圓の保険の方よりも毎年の年掛保険料は左迄高率とは相成らざるなり之れ何故なりやと云ふに若年者に於ける保険料は多分は連生に於ける保険料よりも長時間拂込まる可ければなり

第一款 生殘保險 (Survivorship Assurance)

往々二人者中一人先に死亡せる時保険金の拂渡しを希望するが如きもの存る其一方に屢々後の生殘者死亡せる時拂渡さるゝ保険に加入するを便利とするこ

とも亦在り得可し例へば茲に兄弟二人在り其内の一人何れか一方長命すれば爲めに姉妹は充分保護せらるゝも然も若し兄弟双方共に死亡すれば其保護を喪ふが如き場合には生殘保險は右に對し便利なる設備なりとす斯かる場合に於ける分配無し平均料率を次表に掲ぐ

分配無し、二人中後の生殘者死亡せる時拂渡す金一百圓に對する年掛保險料

一方の 加入 年齢	他 方 の 加 入 年 齢					
	二〇才	二五才	三〇才	三五才	四〇才	四五才
二〇才	一、〇〇八、三	一、〇七〇、八	一、一四一、七	一、二〇八、三	一、二七九、一	一、四一二、五
二五才	一、〇七〇、八	一、一五四、二	一、二二七、五	一、三〇〇、〇	一、四〇八、三	一、五二六、七
三〇才	一、一四一、七	一、二二七、五	一、三二四、一	一、四四一、八	一、五七四、二	一、七二五、〇
三五才	一、二二七、五	一、三二四、一	一、四四一、八	一、五七四、二	一、七二五、〇	一、八九一、七
四〇才	一、三二四、一	一、四四一、八	一、五七四、二	一、七二五、〇	一、八九一、七	二、〇六六、七
四五才	一、四四一、八	一、五七四、二	一、七二五、〇	一、八九一、七	二、〇六六、七	二、二五二、五

此に注意す可きは後の生殘者死亡せる時拂渡さるゝ保險に對する保險料は二人中先に死亡せるものある時拂渡さるゝ同金額の保險に對するものよりも大分に鮮き事則ち之れなりとす

以上の保險は復た或る會社に由りては利益分配附にても引受けらる

第二款 不確定生殘保險 (Contingent Survivorship)

尙又茲に、不確定なる生殘に對し安價に保險せらるゝ他の事情在り今有婦の夫にして恩給を受くる者ありとせん若くは又或る財産中に生命ある間のみの利益(註曰年金受領の如き則ち其一なり)を有せりとせん而して又夫の死後爲めに寡婦は尙も保護せられざるものとせん左すれば夫たらんもの自己の死後其妻に對しては拂渡を保證し然も若し妻が其夫に先ちて死亡せる時は何物も拂渡されざる

ことを約束する保険料の低率なる契約を締結し得可き筈なりとす尤も斯かる場合に於ける保険料は夫妻何れかの内一方死亡すれば其拂込は停止さる可し而して其料率の頗る安價なる事に就ては此種保険に對する平均保険料を示せる次表より之れを観ることを得

分配無し、 γ 及 β 共に男子と看做し γ 若し β に先ち死亡すれば γ の死時拂渡す金一百圓の保険に對する年掛保険料

入年 齡	加入年 齡					
	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五
二〇	一、四〇〇、〇	一、三三七、五	一、二八七、五	一、二二〇、八	一、一七九、一	一、一〇四、二
二五	一、五四五、八	一、四八三、三	一、四二二、五	一、三七一、七	一、三二六、七	一、二一六、七
三〇	一、七六六、七	一、六六六、七	一、五九五、八	一、五二九、一	一、四二九、一	一、三〇〇、〇
三五	一、九七五、〇	一、八七五、〇	一、八七九、一	一、八七九、一	一、八七九、一	一、四二五、〇
四〇	二、三二〇、八	二、三二〇、八	二、三二〇、八	二、三二〇、八	二、三二〇、八	一、七八三、三
四五	二、五〇八、三	二、五〇八、三	二、五〇八、三	二、五〇八、三	二、五〇八、三	二、一五四、二

入年 齡	加入年 齡					
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	六〇
二〇	三、二六二、五	二、八〇四、二	三、七五〇、〇	五、二九一、七		
二五						
三〇						
三五						
四〇						
四五						
六〇						

今若し妻が夫に先ちて死亡すれば多くの場合保険料の返還に對する何等の設備は無し何となれば妻が夫を生き越せる爲めに保険金を受取る妻の機會(chance)は爲されたる拂込に對し受取られたるもの(譯者曰即ち保険料の對價(value)なればなり但し斯かる保険は必ずしも然りと云ふを得ざれども利益分配無しにて結約せらるゝを通常とす

第十章 年金 (Annuities)

保険は如何にして附せらる可きや而して又諸契約に適用せらるる條件に就て實際上の消息を傳ふる前既に第三十八頁より第四十九頁に至る間に於ても説明せる年金の問題を参考として研究す可し

第一節 即時年金 (Immediate Annuities)

即時年金は元本の拂込に由りて購買せらる可く夫れに對する報酬として保險會社は殘年間一定の收入を興ふるなり今或る人出來得るだけ多分の收入を得ることを希望し而も其人の事情境遇共に他の人の利益の爲めに死時資本を遺すの要無き場合には年金は多分の收入を得る完全なる方法なり年金受領者は數年間生存するか或は又多年間生存するか其何れにもせよ保險會社は死亡する迄は年金を支拂ふ可し然れども本來の性質上年金には利益金を分配せざるものとす而して拂渡す金額は當初より劃然一定せらる何となれば年金に對する配當が若し

多少なりとも爲すものと布告せらるれば長生せる人に之れを爲さずして却て早死せる人に與へらる可きものなればなり而して各箇人中豫め何ん人と何ん人とが長生し且つ何ん人と何ん人とが早死するやを決定することは不可能なるが故に年金は配當附の方法にては引受けられざるものとす

或る意味に在りては年金は生命保險の反對面也年金受領者の有する財産権は早死に由り打撃を受くる其一方に被保險人の財産権は夫れに因りて利得すべし左りとして一方年金は嘆賞す可き保險の一方方法にして夫れに據りて割合に多分の收入が終身間確然保證せらる而して年金は復た通常半年毎にも支拂はる今拂込みたる各金一百圓に對し英國諸會社にて拂渡す平均割合を示せば次表の如し

毎半年々賦にて拂渡す年額		購買金各一百圓に	
對し拂渡す即時年金平均割合			
去年の生月日に於ける年齢	男	子	女
四〇	六〇七九	一	五五七五〇

四	五	五	五	六	七
六、五五八、三	七、一六二、五	七、九六二、五	九、一五八、三	一〇、七七〇、八	一一、九〇八、三
六、〇〇〇、〇	六、五五八、三	七、三〇〇、〇	八、三二九、一	九、七七〇、八	一一、八二〇、八

年金が若し毎一年に拂渡さるゝものとなせば其金額は少々多く而も毎三月に拂渡さるれば較々少かるべし

女子に於ける年金は男子に於けるものよりも年金額少きの一事は前表の指示するところなり然れども女子の生命保険に對する保険料は男子の生命保険に對する保険料よりも高率なり只一見せるのみにては此は不公平なるが如くなれども兩性死亡率の實驗に照らせば正に此の如し仍て「保險學會」にて公刊せる「健康男子及健康女子表」より引用せる平均命數及一年以上生存する「確カラシサ」との比較を次に掲ぐ

男子及女子に對する平均命數及一年以上生存する「確カラシサ」を示す表

年齢	平均命數		一年以上生存する「確カラシサ」	
	男	女	男	女
二〇	四二、〇六一	四〇、八一五	九九三、六七一	九九三、一二二
二五	三八、四〇五	三七、四〇九	九九三、三七〇	九八九、一八六
三〇	三四、六八一	三四、五〇三	九九二、二七七	九八八、一五〇
三五	三一、〇一六	三一、四四五	九九一、二二六	九八八、二四〇
四〇	二七、三九九	二八、二五三	九八九、六九四	九八七、四五三
四五	二三、七九二	二四、九八七	九八八、八〇八	九八六、三八二
五〇	二〇、三〇六	二一、六一六	九八四、〇五〇	九八五、五四七
五五	一六、九六二	一八、一九二	九七八、九六七	九八一、七三二
六〇	一三、八三〇	一四、八五一	九七〇、三二二	九七六、三一九
六五	一一、〇二二	一一、七七二	九五六、五六九	九六二、六二三
七〇	八、四九五	九、〇八二	九三七、八〇八	九四四、三五七
七五	六、三七六	六、九二五	九〇一、六三九	九〇五、一四六

八〇	四、七一九	五、四五〇	八、五五三、四八	八、七八二、一四
八五	三、五一一	三、八一三	七、九〇二、一五	八、一四三、六三
九〇	二、三五七	三、三〇二	七、二〇五、四八	七、二四九、六〇

年齢二十歳男子の平均命数は女子の分よりも多く三十歳に至れば其年間生残する男子の方の「確カラシサ」は女子の分よりも多けれども平均命数は略ぼ同一となるを前表より看取し得べし四十歳に到れば一年間生存する「實ラシサ」(The likelihood)は少しにても豫定平均命数は男子よりも女子の方多く五十歳乃至夫以後の年齢に在りては双方の「確カラシサ」は女子の方に良好なり之れは何を意味するやと云ふに女子は或る年齢迄生残すれば其平均命数は確かに男子の夫れよりも一層長きことを示すものなり隨て保険會社は同齡の男子に拂渡す可きものよりも長時間或る一定年齢の女子年金受取人に拂渡さざる可からず斯るが故に同じ代價を拂込むなれば女子には一層少分の年金を拂渡すを良なりとす然れども生命保険契約の場合に在りては保険が附せらる可き最多の年齢に於ける死亡の「確カラシサ」は男子に於けるよりも女子に於ける方一層多きが故に夫れ故に女子には割合

高き保険料を割當つるの必要を生ずることとなる

第二節 据置年金 (Deferred Annuities)

年金は生命保険を反對に爲したるもの也而も之れを即時年金に適用すれば其事の異なるは明かなりとは既に之れを言明せり然れども拂渡は一定年数の終末迄は開始せざる或る年金を購ふ方法に對しては未だ必ずしも眞なりと云ふを得ず此れは据置年金と稱せられ而して一時拂ひにするか又は年々拂ひにするか何れかにて購買せられ得可し

今若し三十歳の一女子其存命中は收入有り而して老齡に達したる時の用意として或る金額を年々取り除け置く事出來得るなれば其人は保險會社に貯金するだけの金額を拂込み其爲め其人豫め定めたる任意の年齢に達したる時に始まり而して夫れ以後は死亡する迄永續する年金の受領を保證され得可し尤も拂渡開始年齢に達する前其人死亡すれば保險會社に拂込みたる掛金は返戻されざるものとす左すれば勿論會社をして拂込みたる掛金が返還せらるゝ方のものよりも

一層多額の年金を拂渡すことを得せしむ元來多數女子には自己の死後に扶助を要する者無きが故に其人は其代り老齡に達したる時には全利益を得る様充分に保證せられ得るなり

据置年金は第一百八十二頁中に記述せる生存保険に酷似し單り異なるは据置年金の場合に在りては収入が保證せられ而して生存保険の場合に在りては金額を一時に拂渡す事が保險せらるゝものなるを識り得可し借据置年金に於ける年々の掛金は毎年、每半年、每三月又は或る場合に在りては毎月に拂込まるゝも宜敷而して其の拂込みは年金の第一回の拂渡しが開始する時迄繼續するを通常とす尙又第一百四十五頁中にも記述せる如く終身保險に於ける保險料が拂込まれ得ると同じ方法にて五年、十年、十五年又は二十年々掛保險料として拂込むことをも約束せられ得可し

第三節 連生年金 (Joint Life Annuities)

或る事情の爲め二人又は夫れ以上の人總べて生存中だけのみ収入を保證せら

るゝ事を希望し得可きが斯かる設備の元價が取極め得らるゝ理論に就ては既に第一百九十二頁乃至第一百九十八頁中に之れを解説せり此に連生年金とは關係者二人(又は夫れ以上)生存する間だけのみ年金は双方に拂渡すも其中何れか一人死亡すれば年金拂渡は停止することに備ふるものとす斯かる年金は屢々要望はせられざれども然も保險學の諸表中には第四十七頁中に既記を經たる生命保險料及年金間の連結に係る連生保險に割當てらる可き保險料を算出する一便法として往々揭示せらるゝを看ん

第四節 生殘年金 (Survivorship Annuities)

往々尙層一層便益なる方法は二人の中何れか一人存命中年金の拂渡しに備ふるもの也とす左れば今一の係累者をも有せざる或る人及其妻は生殘年金に其資金を投ずれば夫妻の中何れか其一方生存中だけのみ一定の収入を有利に保證せられ得べし此種の年金に對する料率は請求の儘保險會社より得らる可きが年金受領者双方を男子と假定せる諸年齢者に於ける金一百圓の年金の豫定元價に關

する二三の観念は諸経費に對し何等附加を見込まざる利率三分半 $\frac{3}{20}$ 表に據れる年金の價格を示せる左表より得らる可し

双方存命中又は二男子中何れか一方存命中拂渡す金一百圓の年金の元價を示す表

一方の年齢	他方の年齢						
	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇
二〇	二、三二九 ^四	二、二四七 ^四	二、一八〇 ^四	二、一三二 ^四	二、〇七七 ^四	二、〇四八 ^四	二、〇二四 ^四
三〇	二、二四七	二、一四八	二、〇五三	一九七三	一、九二二	一、八七三	一、八三三
四〇	二、一八〇	二、〇五三	一九二一	一、八〇一	一、七五〇	一、七〇一	一、六五二
五〇	二、一三二	一九七三	一、八〇一	一、六二六	一、四八三	一、三九〇	一、三三〇
六〇	二、〇七七	一九二二	一、七五〇	一、四八三	一、二六九	一一一三	一、〇一三
七〇	二、〇四八	一、八七三	一、六五四	一、三九〇	一一一三	八八〇	八八〇

保險會社にて實收する利息の割合は三分半を超過するが故に而して年金に對し要する諸費用は少分なるが故に前記の如き年金の價は保險會社が割當つるも

のに比して略ぼ大差無し

第五節 年金に對する保證 (Security for Annuities)

年金が購買せらるゝ殆んど總べての場合に其拂渡しに對し充分なる保證在ることに就て毫も疑ひ無きの一事は極めて肝要也とす左れば年金を購買するに方り其會社をさへ良く選擇すれば年金は相違無く拂渡さるゝ事に就ては充分の信用を措きて可なり英國諸會社中の多數は何れも充分堅實にして而も其責を果し得る事實の上より觀るも年金受領者は或る關係上分配附保險契約人よりは一層優良なる地位に在り其經營上不成功に了りたる會社に在りては分配附保險契約人の受くる配當金は輕減せられ隨て利益の分配を受けんが爲めに拂込みたる餘分の保險料は契約人に對して少分の報酬を生み出すか或は又全然返戻せられざるべし然れども保險契約人が全く少々なりとも何等配當を受領し得ざるに至る迄年金の金額は如何様にしても減少されざる尙其上に株式會社の場合に在りては株主の全配當積立金を失ふても尙且つ其前立つ年金受領者の痛苦を免れしめ

ざる可からず隨て年金受取人に提供せられたる保證は格別強實なり而して契約せられたる其年金は何等の減少も無く確實に拂渡さる可しとは充分なる信用を以て英國多數の會社が汎く歡迎せらるゝ處也とす

勿論會社は年金を拂渡す前法律上所得税を差引くも然も之れは若し年金受領者の收入が夫れに堪へざれば毎に免除せらる但し所得税の問題に就ては此外後編後章「保險約款」中第十九節「所得税の免除」を參照せられたし

後編 生命保險の實行

(The Practice of the
Life Assurance)

第十一章 生命保險會社を選擇する事

(Selecting a Life Office)

本書前編に在りては生命保險の學理を簡短に解説せり而して中編に於ては保險申込人の採擇に便なる様保險の重なる種類を記述せり今或る人自己の事情に最も適合せる保險種類を選びて其意此れに決すれば其人は自然若し保險事故起りし時確かに其責任を果し得可き而して若し又其保險にして分配附方法にて結約せりとせば配當金の形にて正しく良好なる報酬を生み出し得可き會社に保險を附することを欲するならん却說保險申込人は如何にして保險會社の財政上の健否及未來の繁榮如何を判斷す可き乎實際の實行上多數の人は其安全如何及配

當の良否に就ては諸會社の評判を熟知し乃至は容易に之れを識るを得可し然も何れかと云へば活問題たる此等諸點の上に自身常に一説を立つるを良とす斯るが故に簡單に生命保險會社の諸勘定を考究し而して其點より如何にして某生命保險會社の地位を判断す可き乎を説明せざる可からず

生命保險會社條例(Life Assurance Companies Act)に準據し英國にて業を營む保險會社は所定の方式にて整齊せる收支計算書及び貸借對照表は年々商務局(Board of Trade)に提出せざる可からず其上にも尙隨時現存債務の現價を示せる若干明細書、分配附保險に與ふる配當金及此他種々の細目をも届出でざる可からざる次第なるが以上の報告書類に據り某會社の現在状態並に將來の繁榮如何等をも合せて精細嚴密に思料判断することを得可し

第一節 收支計算書 (Revenue Account)

先づ年々の諸勘定を考究するに方り大英國にて營業する八十一の尋常保險會社全體より一千八百九十五年中に商務局に届出でたる諸報告を一勘定に結合す

れば有要なる明細書の本體を説明することを得其結合收支計算書は左の如し

英國八十一尋常保險會社の生命保險收支計算書惣覽	
收 入	支 出
年の初めの積立金……………	保 險 金……………
保 險 料……………	現金配當、保險料軽減高……………
年 金 賣 價……………	解 約 返 戻 金……………
利息及配當金(所得税差引)……………	年 金 買 價……………
財 産 評 價 益……………	紹 介 料……………
科 料、手 數 料 等……………	營 業 費……………
拂 込 資 本 金……………	貸 金 滞 り 及 評 價 損……………
繰入(註目生命、火災等兼營の場合)……………	利 子、株 主 配 當 金……………
繰 入……………	繰出(註目生命、火災等兼營の場合)……………
	年 終 積 立 金……………
合 計……………	合 計……………

第二節 積立金(Funds)

右の表中第一項は年の初めに於ける積立金を示し而して最終の項は年の終りに於ける積立金を顯はしたり多くの場合に在りては年の終りの積立金は其年の初めの分よりも一層多く且つ左様に在るは順當に満足す可き事也とす乍去積立金の減少は安全が不充分なりとの必要證據に非らずと云ふ其譯は某會社の場合に新契約を獲ることを勉勵せず又強行も爲さざる事は隨年起り得可し此れは一方計劃に多少缺陷在るを示し而して一方最も氣力有る經營を爲す或る會社は確かに其保險契約人に一層美果を與ふることを想起せしむれども然れども積立金の減少の最大理由は決算が丁度今爲され隨て多分の金額が現金配當として契約人に拂渡され且つや恐らくは株主に對しても多分の配當支拂はれたる事則ち之れなりとす右の如き場合に積立金額が其年の終りに於ける方初めに於ける方よりも尠きは何等重要な事項にあらずして生命保險會社に關する安全如何は實際上現に後に指示する決算配當の研究考察に據てのみ判斷せられ得可きなり

第三節 收入保險料(Premium Income)

計算書中の次項は其年間領收せる保險料の金高なるが此れは重要事項中の一なりとす取りも直さず右は會社が爲しつゝある進歩の重なる標準を指示し隨て右は年々の勘定中何種他の細目よりも會社の業務が生長しつゝありや乃至又衰退しつゝありや否やに就ては一層良く告白するものにして而して實際上何物の實價にても殆んど總べての割合は此項目に關係を有す全體年々歳々收入保險料の増加すると云ふ事は其會社事業の堅實なる發達を證明し且つ事務の増加は必ずしも安全の證據とならずとは云へ確かに成功なる經營に就ての實際上有力なる證據也但し其増加は大なるをのみ要せざれども然も良好に經營せられ且つ一般に評判善き何れの會社も保險料に於て堅實なる増加を示すは殆んど疑ひ無き處也とす

第四節 年金(Annuities)

次は年金の賣價也とす疑に年金に就て論ずるに方り堅實の點に就ては殆んど疑ひを容れざる良會社を選ぶの必要有る事を縷述せり左れば一通説として年金業務の大取引を爲す會社は財政上鞏固なる事を指示するものと相考へられ得る其一方に拂渡す其年金高の多少は年金受領者をして會社の選擇を決定せしむるものにして而して他の一方或る二三會社の特殊の諸關係は復た其の會社が取引を爲す年金事務の多少に最も影響するの一事は深く留意せざる可からず此の項に關し注意せざる可からざる他の一點は年金事務は株主にも或は又年金より生み出す剰餘金の分配に預かる保險契約人にも相應の利益を與ふること之れなりとす但し此點のみには餘り重きを措き難しと云ふ其譯は投資に因りて生ずる利息の割合に於ける近來の傾向は一般に若干購買價格に對して與ふる年金高を勢ひ頗る減少することを必要ならしめ而して年金業務の方面よりは少々なり或は又何等の利益も生ぜざる場合には或る會社に在りては幸うとて年金を拂渡し得る程の割合にて年金を賣り出し得るが如きは隨分在り勝ちの事なればなり要するに年金の問題を考究するに當りては收入之部に顯るゝ賣價に就てのみに留め

す尙も亦計算書中支出之部に於ける拂渡せる年金高にも注目せざる可からず

第五節 利息 (Interest)

次は利息及配當金なるが之れは所得税は差引きたる投資より生ずる全報酬を包含す今此項と積立金とを結合すれば會社が實收する利息の割合は容易に分明となる此割合を算出するには投資せる積立金並に投資せざる積立金双方の合計を採るを普通とす故に若し會社が投資せざる著大の金額を所有すれば其結果如何と云ふに利益分配附契約人には明かに投資の方よりとしては較低き利息の割合を得たと同じことゝなる尤も利息が勘定に入れらる可き積立金高を定むるに方り其年の初めに於ける積立金高なり又は其年の終りに於ける積立金高なりを採るは固より正當ならずして右二金高の中間數を採れば其誤謬は大ひに減殺せらる可しとは一般に承認せらるゝ處也とす左れば利息計算上正確なる金高を得んが爲めには利息の半分は其年の初めと終りとに於ける積立金の中間より差引かざる可からず隨て利息の割合を勘定する算法は左の通り

年の判めに於ける積立金
年の終りに於ける積立金

一八八、三七二、五三六
一九六、〇一〇、三八三

合計

三八四、三八二、九一九

差引利息

七、三九三、七三九

残

三七六、九八九、一八〇

之れを二分すれば

一八八、四九四、五九〇

此最終の數字は實收せる利息の歩合を計算するに用ゆる正確なる金高を示すものなり今若し金一億八千八百四十九萬四千五百九十圓なる此金高が利息として金七百三十九萬三千七百三十九圓を生み出すとせば自然金一百圓に付金三圓九十二錢八毛となる之れは100に利子を乘じ188,494,590にて割れば得らるべきが借擔保品を取りて夫れに積立金を投資するは完全なる方法にして——而も此事たる詳細は貸借對照表に就て判斷せざる可からざるも——勿論利息の歩合は出來得る限り高率なるは極めて望ましき事なりとす

第六節 財産評價益(Increase in value of Investments)

左ればとて生命保險會社にて爲す投資の過半は當初には僅少の利率を生み出すも年數の経過するに隨ひ其價格を増加するものなる事に留意せざる可からず斯るが故に次項「財産評價益」は會社の繁營如何に關し最も重要なものれば決して漫然看過す可からず今計算書中支出之部に「財産評價損」(Decrease in the value of investments)なる項目在り右二つのものは固より計算に入れざる可からざるも年々の計算中常に其一方のみ出で損益共双方に顯るゝこと無し或る會社にては配當決算を爲す時に於ける資産に就てのみ評價を實行し而して又其第三には慣習として他の會社に在りては毎年財産の評價を實行し而して又其第三には慣習として年數の経過するに隨ひ實際賣却せる擔保品より生ずる損益のみを勘定に入るる會社も在り夫れ故兎に角此點に就て何等か信頼す可き一説を立てんとらば経過年數に據りて諸計算を觀察するを必要とす或る生命保險會社は終身所得權及復

歸權 (Life interests and reversions 譯者曰此事に就ては第七十四頁中に既記を經たり) に著大の金額を投じ而して若し此等のものが良く選擇せらるれば自然良好なる報酬を生に出すも然れども其權利本來の性質上夫れより生ずる報酬を隨時隨年に勘定することを到底不可能たらしむれば右は元本が回收せらるゝか或は配當決算報告 (valuation statement) に密接の關係有る資産の評價を爲す時か二方何れかの時に「評價益」なる項目の下に顯はるべし計算書中収入の部に於ける他の科目は左迄重要ならず隨て別段注意を喚起する程のものにはあらずと知らるべし

第七節 拂渡保險金 (Claims)

今や翻て收支計算書中支出之部に就て論究せんに先づ其第一項に在るは拂渡保險金なり本科目の下には死亡に因り又は養老保險及生存保險の満期に由り生じたる拂渡保險金を包含し尙夫れに附加して契約上保險金となりて拂渡さるゝ歸復配當金をも包含せるも此項より或る會社の進歩如何に關し最も重要な何物かを得て判斷の資料と爲さんことは到底不可能なり懇じて拂渡保險金は額に

於て或は多かるべし然れども死亡表に依り豫期せらるゝものよりも尙或は少分なるやも知れざるが故に此は只會社は其負債の一部を辨濟し而して其拂渡は全然完備せる状態に在りし事を意味するに過ぎざる其一方に拂渡保險金は額に於て或は少かる可し然も尙死亡表にて豫期せるよりも金額は一層多きこと亦無きにあらず此場合に在りては状態不完備なるを免れず然れども其會社の年報にて豫定拂渡保險金又は假定死亡數等に關する二三の消息を傳ふるに非らざれば此點に付何等價值有る一説だも本項の金額よりは相立て得ざる可し元來比較的少量の新契約をなす舊會社に在りては収入保險料に比すれば拂渡保險金額は割合に多かる可く而して急遽に契約量を増加する會社に在りては其拂渡金額は勿論割合に尠かる可く(註曰新契約後の死亡數も亦割合に少かる可き等)も左りながら一方にて拂渡保險金額割合に多く而して他方にて拂渡保險金額割合に尠しとて單に夫れだけのみにては甲乙兩會社の實驗死亡率は良好なりしや將た然らざりしやに就ては竟に何物をも指示するものに非らず

第八節 現金配當 (Cash Bonuses)

現金配當及保険料の軽減金高は其配當を分配する會社の方法如何に大關係を有す今多數會社に在りては本科目は配當決算後にのみ顯はるゝも一方他の會社に在りては年々軽減高を示し而して毎年配當決算を爲す會社の場合に在りては自然各年毎に表示さる隨て煩雜なる此項本來の性質に就ては種々の考究を経て計算するに非ざれば本項は左迄重要なものにあらず

第九節 解約返戻金 (Surrenders)

次は順序上解約返戻金也とす之れは保險會社に賣られたる保險の金額を意味す從來有効に繼續せる保險の大部分其の存積を停止する事は當然好ましからざる其一方に解約返戻金高の多少のみにては會社の發達如何に就て充分に判斷することを不可能ならしむる種々の事情在り假令へば「トンチン」期間満了の際有利なる條件にて任意に契約人に解約せしむる「トンチン」業務を多量に營む會社

に在りては本科目の名義にて年々多分の金額を拂渡し而して左様に爲すは惣じて充分完全なる状態に在ることあり然るに其反對に或る會社にては多數は一時的の性質を帶ぶる新契約を多量に爲したりとし而して結約後間も無く契約に歸したりとせば其會社は恐らくは相當の報酬をも受取らず然も契約量を増さんが爲めに却て重經費を負擔せる事と相成る可し多分は本科目の効果を薄弱ならしむる他の一項は何なりやと云ふに若し某會社にて寛大なる解約價格を割り戻せば其保險は勢ひ其會社に解約を申込むか若し又其會社が支拂ふ解約價格僅少なれば其保險は過大の損害在ることを想ひ不得已忍耐して其契約を繼續するか或は又其證券は他に賣渡すを有利なりとせば買受人に依りて其契約を繼續するか何れかなるに在りとす此點に關し尙一つ幾分關係を有するは會社は其證券に對し貸金を爲すや否やに在り若し之れを爲すなれば契約は無造作に解約せられずして寧ろ往々貸金を受けて有効に繼續せらる可し然れとも以上の如き考究は左したる重要事項にもあらず隨て尙解約に關する問題に就ては第十四章第七節「解約價格」中にて後に乞ふ詳細に之れを解説せん

勿論支出之部に於ける「年金買價」は會社にて拂渡したる年金高を意味し而して其事に就ては収入之部に於ける「年金賣價」に相關聯して既に考究を経たり

第十節 紹介料及營業費 (Commission and Expenses)

次の二科目——紹介料及營業費——は極めて重要な事項也とす
 第六六頁「附加保險料」の事を解説せる章及第一〇〇頁「新契約の事を記述せる章」等に於て諸經費茲に諸經費なる文字中には紹介手数料をも含み隨て二者を區別すること困難なりとすの問題は既に之れを研究せり却説或る會社にては其募集員 (Agents) 譯者曰此に所謂募集員とは會社所屬募集員、代理店又は其店員若くは紹介人等の惣稱なりとすに全然手数料のみを支拂ひ他の會社にては或る募集員には全然俸給のみを支給し而して又他の會社に在りては一部分は紹介料を支拂ひ一部分は給料を支給するの實況なるが故に其爲め手数料なり營業費なりに對し拂渡したる金高の間に何等かの區別を爲すの要は頗る稀有なりとす何となれば

實際の實行上前者は多く後者中に包含することを得ればなり

會社が其事務經營に要する費用は將來拂渡す可き配當金の上に眞に實體上の關係を有するが故に會社を選択するに當りては諸經費の割合は正確に研究考慮せざる可からず今營業費の事を論ずる最も簡單なる方法は惣收入保險料の何程が右經費に吸収せられたりやを観るに在りとす然れども此簡短なる方法は縦令往々使用せらるゝとも不幸なる哉殆んど全く實際上の價值を缺く既に「百頁より第一〇〇四頁に至る間に於ても説明せるが如く新契約費用は從來の舊契約を維持する費用に比し遙かに多分にして隨て會社が取引せる新契約の割合を勘定に入るゝと極めて必要となるなり今丁度同額の費用にて事業を經營する二會社中其一が他のものよりも収入保險料の内頗る多分の割合を諸經費に充用するは全然在り得ざる事にも非らず一例を舉ぐれば新契約保險料 (New Premiums) は惣收入保險料の僅かに五分に過ぎざる一會社は其新契約保險料の八割六分並に其繼續保險料 (Renewal Premiums) の八分六厘合せて其惣收入保險料の一割二分五厘を其營業費として消費し得る其一方に新契約保險料は其惣收入保險料の一割五分に

當る他方の會社は其新契約保険料の八割五分並に其繼續保険料の八分五厘だけ、合はして其惣収入保険料の二割を紹介料及營業費に吸収し得然も尙其惣収入保険給料の二割を消費する會社は僅かに一割二分五厘を遣ひ拂ふ會社に比し却て正に一層經濟的に營業することを得るが如し

本問題はボーン氏一千八百九十五年保險指針(Bourne's Insurance Directory for 1895)中に充分に論議せらる然も稍専門的の性質を帶ぶるが故に之れを詳細に研究するの餘地無きを遺憾とす然れども營業費割の問題は往々諸會社募集員の邊には重きを措かるゝ一事項なるが故に之れが若し正しく應用せらるれば價值有る一證には相違無くも随分正しからざる結論を生ずる様適用せられ勝ちのものなることをも特に説明し置くの必要在り儲會社が取引せる新契約高を勘定に入るゝ必要在りとの此要點の外に結論に混亂せしむる種々の小項目在るが年金事務を取扱ふ經費をも營業費目中に包括するや夫れとも亦除外するや自社保險金の一部を再保險(re-insurance)に附せる爲め引受會社に支拂ひたる保險料を差引くや或は又差引かざる分を新契約保險料として表出するや年掛保險料と一時拂保險料

とは相區別して新契約保險料の科目の下に置くや若くは又一括して表示するや而して又或る者は高率の保險料而して或る者は低率の保險料にて營業するが如き諸會社に於ける種々の場合等の事をも皆其中に包含することを得左れば會社が支出する營業費に關し公平なる判斷を下す事は頗る重要なると共に他方斯かる判斷を下す事の困難も亦著敷きが故に此點に就ては決して迷斷を容さざるものとす

紹介料に關する事項は勢ひ他の考究をも此に誘導す則ち保險を勧誘する募集員を使用するは好ましき事なりや將た然らざるやの問題をも惹起す可し今一人の募集員をも使用せず又何等手数料をも支拂はずして然も亦眞に著敷成功せる一二の會社絶無にはあらざると共に惣じて保險事業は保險募集員無しに實行する能はざる事も亦同じく確實也とす尤僅々少數の人は適意自から會社に赴き而して保險を申込むことはあれども其大部分に對しては保險を附する様人を勧誘し且つ申込を爲す様隨分其人を強制し診査を受けしめ其上に保險料をも拂込ましむるを必要とす一般世人が斯くも明白に自己に有益なる第一步を尙速かに自

から進めて加入せざるは極めて遺憾の一事なれども然れども何様の別種商品を賣るが如く生命保険を賣捌くが爲めに募集員なり又は出張員 (Travelers) なりを使用するの必要在るは如何にせん正に事實也とす佳き石炭なり又は敷物なりを購ふことは一般公衆の利益とする處なり然も賣る可き石炭又は敷物を藏する商店が自ら進んで其顧客を求むるに非らざれば假令ひ其商品は全世界中最上のものなるにもせよそを賣ることは不能なる可し生命保険に在りても亦之れに同じ即ち保険契約人は會社より求めらるゝに非らざれば決して得る能はざるなり

募集員に支拂ふ手数料の歩合には復た非常に相違在り或る會社は他會社にて熟考もせず無造作に支拂ふ歩合すら尙且つ慎重遠慮することあれども兎に角各保險會社中支配人の多數は自己の業務に自己克く通曉し譯者附言所謂自家妍醜自家識の類乎而して自社に損失を來さざる様金錢を出納するの一事は之れを信認して可なり今全體の上より保險募集員を觀するに募集員が之れを爲す勞役に對しては決して報酬過分の部類に屬せざることは確言せられ得可し而して殆んど何れの場合に在りても抑々生命保険は正に契約人に對する絶好絶大なる贈品

と思考すれば勤勉誠實事に當り終に成功せる保險募集員程大善事を爲すの人は世間多く他に類例無かる可しとは直ちに確信せらる可きなり

保險會社にて自ら招致せる「貸金滞り」(Bad debts) は眞に一小科目なり而して「評價損」に關しては既に「益」に就て論究せるが故に此には之れを省く

第十一節 株主配當金 (Dividends to Shareholders)

資本に對して支拂ふ利子及株主分配並に配當金は一重要科目にして此れは各々剩餘金の一部を受取る株主因曰又は出資社員及保險契約人が相互會社又は株式會社の内就中契約人の側より觀て何れを擇ぶ可きやの疑問をも惹起せしむ但し多數の人は相互會社の方毎に一層良好の様相考へ其方を擇ぶことに確定せるものゝ如くなるも左る場合は決して無之現に稜たる實際の結果に就て判断すれば株式なり或は又相互會社なりの内何れが一方必要上一層良好なりと云ふを得ず保險契約に對する配當金格外に尠くして剩餘金の大部分を株主が受取る實例は在り然れども或る株式會社に在りては株主配當として資本に對する報酬を爲

すも尙多分の剰餘金の根源を有し之れを契約人に分配することあり今株式會社の過半は格別多分の利益分配無し保險業務を取引し爲めに夫れより生ずる利益は分配附保險契約人に配當せられ其結果其配當金若し超過せざれば斯くして生ずる其利益は其會社の株支配當金に等しかる可し特に火災保險業務を生命と兼營する場合に在りては生命保險費用は時々保險料の一定歩合——例へば一割——だけのみ生命業務經營に對して割當てられ而して右の如くにして生じたる營業費の輕減は確かに分配附保險契約人に有利なることあり此外に多少尙附加し得可きは株主の拂込みたる資本にて貢獻せられたる附加安全は其會社に年金購買者を吸引し而して其爲め其會社の分配附保險契約人は時々年金業務取引より生ずる利益の分配にも預り得るの一事之れなりとす乍併株式若くは相互の何れにもせよ殆んど總べての英國生命保險會社は株式資本にて附加安全を貢獻することとは無用なる程全然確實なるは固より記憶せざる可からざるの事也とす左れば生命保險會社組織の株式たり若くは又相互たるの問題は全く從たる一要項に過ぎず隨て生命保險會社を選択するに當り本問題は其一小部分を指示するに過ぎ

ざること自から分明ならん

第十二節 貸借對照表 (Balance Sheet)

收支計算書中支出之部に於ける他の科目は別に批評の價值無きが故に各會社が年々「商務局」に届出でざる可からざる貸借對照表に瞬時注意を轉す可し大體生命保險會社の貸借對照表は夫れに據り眞價の小消息が傳へらるゝ一の文書なるが表示する様要せらるゝ細目は極めて不定也隨て會々或る重要な消息を傳ふる方法形式には相違無くも左りとて夫れに據りて得らるゝ知識は頗る輕微なるを通則とす如何なる場合に在りても尋常實務の見地 (ordinary business lines) の上より随分種々判定に資せらるゝことはあれども夫れの上に一説を立つるが爲めに何等特殊保險知識を要せらるゝことなし

第十三節 決算報告 (Valuation Returns)

右の如くなるが故に生命保險會社が隨時之れを爲す尙一層重要な決算報告

に直ちに論及す可し第五十九頁より第六五頁に至る間保険價格を論せる章に於て簡單に決算の性質を記述せり然も尙附加す可き諸點在るが故に今夫れに就き二三の注意を與へざる可からず抑決算の目的は何なりやと云ふに支拂ふ可き金高と受取る可き金高の計算を爲して會社の負債の現價を決定するに在り所有積立金が其純負債に超過せる程度如何は現存剰餘金の多少を示すものなりとす而して此剰餘金の大部分は多くの場合分配附保險契約人に對する配當金の分配に利用せらる今起る可き第一疑問の其一は夫れに據りて其負債を計算する基礎也とす——即ち採用せる死亡表及豫定せる利息の割合——左れば若し高率の死亡を生ずる死亡表使用せらるれば其責任は低率の死亡を示す表に於けるよりも自然多分なるが如くに相看ゆ可し左すれば一方のものに由りて起る死亡は他方のものに據れるよりも早く生ず可く而して會社が領收す可しと豫期せる保險料拂込度數は一層尠かる可し隨て提供せらるる責任は多くなり而して會社に所有す可き必要なる責任準備金は多からざるを得ず豫定せる利息の割合とても亦之れに同じく若し會社が其積立金の上には低率の利息のみ受取るものと計算すれ

ば高率の利息を生み出し得可しと豫定せるときよりも其責任を果す爲めには手許に一層多分の金員を用意し置かざる可からず夫れ故に死亡表及豫定利率は極めて重要な事項たりデヨードキング(George King)氏の論文に基きたる次表は各々の場合全く同性質の保險に對し諸種死亡表及利率に據り手許に用意し置くの必要在る可き比較積立金高を示せるものなり

各種死亡表及利率に據り同一の責任に對し要せらるる比較責任準備金高を示す表

及 死 亡 利 率	會社設立後の年數				
	十年	二十年	三十年	四十年	五十年
III及IIII表	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同 同	937	944	950	955	957
同 同	879	892	914	922	927
III表	943	960	972	978	980
同	882	905	923	933	938

同	四分	八二六	八五四	八七六	八九〇	八九八
「カーライル」	三分	八六六	八八五	九〇四	九一六	九二一
同	三分半	八〇七	八三二	八五六	八七一	八七九
同	四分	七五三	七八三	八一〇	八二九	八三九
英第三號表	三分	九一六	九三三	九四五	九五二	九五五
同	三分半	九五八	八八一	八九八	九〇九	九一四
同	四分	八〇四	八三二	八五四	八六八	八七五

右は「*Table*」及「*Table*」表を用ひて利率は年三分として計算し十年間経過せる會社の責任としては金一千圓を積立てざる可からざるも「カーライル」表利率四分附にて計算すれば同じく夫れに對する會社の責任は僅かに金七百五十三圓にて充分なるを表示す左れば當然若し甲乙二會社が將來精密に死亡率及利息に關し同じ經驗を有せりとせば其責任に備へんが爲めに金一千圓を積立てたる會社は若し其責任を果せる時には利息も加はりて他の會社よりも金二百四十七圓だけ多く積立てたることとなる仍之鞏固なる基礎の上より準備金を多くして決算する會社は薄弱なる基礎の上より準備金を少くして決算する會社よりも配當金に利用せら

る、剰餘金は確かに一層多かる可し今鞏固なる基礎を採用するの目的如何と云ふに専ら良好なる剰餘金が將來の配當金に利用せられ得と云ふに在り而して又實際經驗す可きものよりも一層多き死亡率と確かに實收す可きものよりも一層低き利率とを豫定するは第一流保險會社の慣習也とす其上にも尙將來の營業費に對して充分なる準備を爲す事復た極めて必要なり而して這は不易ならずとは云へ其意味に就ては第六十六頁より第七十一頁に至る間に説明せる附加保險料の全部を積立つれば通常爲し得らる左れば以上の三項目——死亡率、利息及附加保險料——は第七十二頁より第九十四頁に至る間に於ても解説せるが如く剰餘金の重なる根源を構成するものとす

頗る價值有る他の一消息は決算報告より傳へらる夫れには存續契約件數決算期間收得せる剰餘金、剰餘金の保險契約人に分配せらるる方法及分配附契約の上布告せられたる配當金等の報告掲げ在るを以て此等の結果は諸種製表の用に供せられ隨て夫れに據りて幾多諸會社の比較的價值に關する一説を立つ可き主要なる資料を供給す、今以上の事實を提供せる重なる書籍中に何れも現代著名の

記者たるホーン氏「保險指針」(Insurance Directory)及同氏「便覽保險年報」(Handy Assurances Manual)並にモニコローム氏「生命保險會社の剩餘積立金」(W. M. Monihaw's "Surplus Funds of Life Offices")等在りて右は年々公刊せらる尙詳細に識らんと欲するものは夫等を參考せらべし

第十二章 申込書式 (Proposal Forms)

今や締結さる可き保險の種類は決定し保險料の拂込まる可き方法は確決し而して保險が附せらる可き會社は選擇せられたる其一點に到達せり以上の取極めは必ずや一人乃至夫れ以上の保險募集員との接觸無しには爲されざりしならん且つや縦令毫も其必要は無きにもせよ其申込は復た必ずや募集員を経て生命保險會社に到されたるならん但し其申込たるや各會社に依り一樣ならざるも印刷されたる一定書式にて爲さざる可からず然も若干の告知は又常に會社より要求せらる而して殆んど如何なる場合に在りても身體診査を必要とするが故に茲に先づかく診査を要する保險が申込の企劃中に在るものと假定せん

申込書式は問ひに答へて空欄を充たす疑問の種類にて構成す保險さる可き人の姓名、住所、身分及職業は先づ第一に必要とし次では出生の年月日及場所なりとす終身若くは長期間に對する保險の場合に在りては後の二間に正確なる返答を爲すことを絶対に必要とはなさざれども然れども若し後日保險金の請求を爲す

時夫れに關して二三迷惑を感ずることも在る可きが故に事項を不確實の儘に放任し置くよりは正確に爲すを一層良なりとす縱令若し之れが出来ざれば時に不正式の證明にても承認せらるるとは云へ年齢の證明は出生證明書 (Certificate of birth) 譯者曰吾邦の場合に在りては戸籍謄本又は身分登記謄本若しくは其抄本に據るを普通とす勿論何程の保険料を徴収す可きやを知る爲めに被保険人の年齢を確知することは會社に取りて極めて肝要なり左れば假りに後日錯誤を訂正することは爲し得るにしても第十四章中參照當初より保険年齢を確認せしめ置くは概して一層満足す可き事也とす

被保険人は既婚者なりや又は獨身者なりや否や曾て歐羅巴以外の地に居住せりや否や若し居住せることあらば何地及何時なりや不日外國に旅行する何等かの計劃有りや否やは通常續出する疑問なりとす過去及現在の健康は充分不充分の差違はあれども次で尋問せらるる尤も本事項に關する詳細は一層綿密に診査醫に依りて診問せらるるゝも乍去當然尋問さる可きは天然痘は經過せりや又は種痘せりや否や肺臟、瘰癧、精神錯亂、心臟の何等疾病を患ひたることの有無何等外科的

手術を受けたることの有無の如き既往經驗せる重なる疾患若しくは傷害等及右に類似の他の諸疑問なりとす

主として飲酒の如き過去及現在の習癖は申込人の習癖及健康状態に就て一般の消息を告知し得可き而も其保険には無關係なる親友二人の姓名及住所と共に次に尋問せらるる但し會社は尋問に答ふる爲めに其友人に何等非常なる迷惑を掛けず隨て此種參考となる可き告知を承諾するに別に躊躇を要せざるものとす常聘醫並に近年被保険申込人を診療せる他の醫師の姓名及住所も亦尋ねらる

死亡率より生ずる剩餘金を論せる章に於て人命の採擇に注意する事は保險會社に取りて如何に重要なかを説明せり隨て大概保險契約人は利益の分配に預かるものなるが故に全申込人の健康に就き慎重なる尋問を爲すの正當なることは其人々の直ちに承認する處ならん情尋ねられたる總べての疑問が正直に答へられざる可からざるは單に誠實と常識とに依りても明かに要求せらるゝ處なり、眞實なるよりも尙一層良好なる答へを爲したるため左様爲さざれば拒絶せらる可かりし申込が承諾せられ若しくは左様爲さざれば或は左る場合も在りしならん

と想はるゝよりも一層良好なる條件にて申込が許諾せらるゝは決して在り得ざるの事也とす而も申込書式上に於ける疑問に對する返答は生命保險會社に對する契約の一部なるが故に何様重大若くは悪意有る虚偽は法律上其契約を無効ならしめ且つや勝訴の後にのみ保險金の請求を爲し得ることたる可し元來保險契約人を寛大に扱ふ事は生命保險會社の利益なり然れども會社たらんものは被保險人大多數の利害關係上一切不實の告知を容れざる様努力注意せざる可からず尙進んで申込人の實質如何を判別せんが爲め血族系統に關する二三の細目に就て尋問せらる即ち若し生存すれば父母の現年齢及健康状態而して若し死亡すれば死亡年齢及死因相尋ねられ同様の疑問は兄弟並に姉妹に就ても相發せらる今血族系統を判別する難駁而も輕便なる方法は第七頁以下の死亡表第六欄より血族中生殘者の豫定命數並びに死亡者生存中の實際年數を探りて右の如くして得たる平均生存命數が被保險人の年齢に於ける或る人の平均命數に超越するや若くは又た夫れ以下に在るやを觀る事なりとす這是次の如くにして説明するゝとを得

實父生存、年齢	七八	計	八三三
平均命數	五三		
實母死亡、年齢	五七〇		
實兄生存、年齢	五〇	計	七〇三
平均命數	二〇三		
實兄生存、年齢	三八	計	六六八
平均命數	二八八		
實姉生存、年齢	四七	計	六九四
平均命數	二二四		
實姉生存、年齢	四三	計	六八二
平均命數	二五二		
實妹死亡、年齢	一七〇		
合 計	四三二〇		
平均(六にて割る)	七二〇		

申込人の年齢……………三五
平均命数……………三一
計六六〇

右に據りて申込人の現年齢に於ける一般の人が到達す可しと豫期され得るよりも血族者全員の方が平均して一層長齡に達し得可く夫れ故此觀察點に據れば右の血族系統は全く満足す可きものなることを看るを得べし但し若し死亡せる並に死亡す可しと豫期せらるゝ血族全員の平均年齢が六十六歳以上とはならずして夫れ以下に降れば其血族系統は夫れだけ不満足のものたるを免れず

申込人の壽命に就て此方法にて相分れば次で尋ねらるゝ細目は申込み可き保険の金額及種類並に夫れに就ては第一百五十二頁中にも示せる如く保険料は毎年、每半年又は毎三月に拂込まるるや否やなりとす

次に相尋ねらるゝ疑問は申込人は今現に更らに他にも申込みつゝ在りや否や本人は曾て何れかの生命保険會社に保険を申込みたること在りや否や而も若し在らば尋常の料率にて承諾されたりや年増料率にて承諾されたりや夫れとも亦謝絶せられたりや否やなりとす

謝絶せる人を秘密に通知交換する事は生命保険會社の慣習也隨て引續き現行の方法は謝絶されたる各人を符號にて他會社に通信するに在りとす此れを爲すには二三要項を記入せるものを中央扱局に送附すれば局にて夫れを「カード」に印刷して各社に配附し而して各社にては其「カード」を「カード」箱の中に揃へ入れ置くなり尤も此通知は被謝絶人他會社にも申込みにあらざれば其場合には「カード」箱を調べ而して若し其會社に申込みたる人に符合する「カード」を發見すれば一層完備せる通信を謝絶せる會社に請求することを得本來の用辨に供するには實は乏しきに過ぐれども此方法は著敷保険契約人の利害に關係す之れ何故なりやと云ふに申込書には完全なる告知を爲して而して會社に差出さざる可からざる必要在る事に就ては既に之れを主張せり隨て被謝絶人を登録し置くの必要生ずるは告知を隠蔽せる時にのみ限らるる譯なればなりとす

此方法は悪意有る詐偽若くは犯罪を遂行せんとするものに對し殆んど夫れを不可能ならしむるものなる事は既に了解せるならん生命保険の記録に不案内なる人は生命保険の手段に據りて詐偽の行はれたる事に就ては恐らくは深く注意

を拂はざる可し然れども加入を許諾せらるゝには何れの會社にても健康状態餘り良ならずと見受くる人にて拒絶に關する斯かる告知を詐られたる爲め保險の申込を受け時に誤りて之れを通過せしむることの在る間は或る人が多額の保險を他の人に附し而も保險金を獲んが爲めに其後間も無く其人を死に致したる實例は随分多々在るを如何にせんや

尋ねらる可きものゝ中にて茲に残れるは保險金は何ん人^{ビト}に拂渡さる可きやの一事也とす此人若し申込人の近親なれば別段の疑問は無くも然も若し他人なれば本契約は法律上有効にして而して前にも參考せるが如き詐僞又は犯罪は毫も企圖されざるものなる事を會社に満足せしむる爲め被保險利益 (insurable interest) に就て二三の證明要求せらるべし

勿論會社は私事を發くを欲するものと誤解す可からざると同時に然も種々の惡計に抵抗して保險契約人大多數の利益を保護し而して被保險利益に關しては法律に遵據せざる可からざるものなる事を遺忘す可からず

被保險人の妻若くは子女に拂渡さる可き契約取結びに關する消息は第十四章

中より得らる可く保險を附したる後に證券を讓渡す事に就ての細目は讓渡を爲すの形式と共に同じく第十四章中に至る間にて參照することを得し

第十三章 身體診査 (Medical Examination)

申込書を送附すれば次の手続きは會社の診査醫に面會することとなる可し倫敦及他の大都市に在りては會社の營業事務所にて診査せらるゝを通常とし而して其爲め診査醫は一定時間事務所に出勤す乍併必要在れば通例診査醫自宅の診査室にて診査を受くるも亦可なり但し小市町村等に在りては地方醫通例豫め指名され居りて其人診査を爲し附記所謂囑托醫會社の診査醫長に其報狀を送附するものとす

今若し良好なる死亡率は會社の繁榮如何の上に頗る重要な効果有る事を記憶するなれば保險申込人の慎重なる身體診査は常に満足を以て之れに關係せざる可からず取りも直さず此事に就て疎漏なるは懸て將來に於て不満足なる結果を生ずる必然の方法中の隨一也とす被保險人若し自身健康良なれば保險さる可き會社の側に於ける身體診査の嚴格を歓迎す可く若し又健康不良なれば同齡にして一層健全なる人の如き左る良好なる條件にて保險せらるゝことを豫期せざ

る可し兎に角身體診査の標準は會社に依りて著敷相違在り而して諸種疾患に因する死亡率の效果に關しては診査醫亦各其所説を異にするが故に被保險人たらんと欲するもの若し一會社にて謝絶せらるゝも保險契約の希望を其儘抛擲せず然も降りて更らに他會社の診査を甘受する事亦妙なるべし

其上或る會社は第一等健體者のみの外加入を拒絶するも多數會社は不健體者をも漸増にて引受くる様用意し居れり如斯して割當てらるゝ保險料は會社が被むる危険増加の度に應じ略ぼ夫れに近く一定せらるゝも或る會社の配當方法は若し其被保險人相當年間生存すれば其人の受取る特別配當は譯者曰假りに四年増とすれば其爲め三十歳の人三十四歳にて結約せる姿となる關係上略ぼ申込みたる特別保險料に相當するが如く作用するとあり時に依りては又終身保險に對し割當てらるゝ比較上安き保險料にてなれば拒絶せらるゝ被保險人にては有限拂濟保險又は養老保險に對し要求せらるゝ割合に高き保險料にてなれば引受けらるゝ場合も在り左れば若し其人の弱點が性質上假令近き未來ならずとも通常よりも幾分早く死亡する様豫期せらるゝが如きものなれば此方法は満足して會社

に採用され得可し然れども其時に達すれば多分公平に直ちに致命的に終るか(譯者曰中風若くは癌腫の遺傳を有するものにて四十歳以後に到る可き保険を附せんとするものゝ如き)又は別條無く其時を通過すれば太だ早き死亡を惹き起さざる(譯者曰結核素因を有するものにて四十歳を經過するか又は同年後に保険を附せんと欲するものゝ場合の如き)若干の疾病無きにあらず——但し後者の場合に在りては養老保険は多分提供されざる可し

弱體者の保険を爲すを特色とする二三の會社在り隨て諸會社の業務を熟知する人なれば何ん人(譯者曰)にても申込人が他の會社にて拒絶せられたるが爲め更らに如何なる會社に申込む可きかを直ちに助言することを得可し今健康状態不良なる爲め餘分のもの割當てらるゝに方り往々二方法の内其一に據りて取扱はる則ち保険金每一百圓に割當てらるゝ保険料増加せらるゝか或は又順當の保険料を徴收せられ而して死亡が若干期間内に起れば保険金は原掛金表に據り約束せるものしりも尠く拂渡さるゝか何れかの一なりとす

無診査保険なるもの或る會社に依りて提供せらる左りとして何れの會社にても

其申込人の健康に關し相當告知無くも尋常料率にて申込を引受くるの愚を敢てするものと誤想す可からず無診査保険とても健康に關する若干細目を告知する様要求し而して若し右は充分満足す可きものと認めれば會社は多分一定期限内に死亡すれば金一百圓而して一定期間生殘すれば金二百圓譯者曰即ち二重養老保険を拂渡し勿論其割當て保険料は金一百圓の保険に對する尋常料率よりも著敷高率なる保険を引受くるならん却説生命保險會社の診査醫に依りて爲さるゝ身體検査は確かに何等恐るゝに足らず隨て診査せらるゝを怖るゝの餘り生命保險の申込みを避くる事は最も心掛け有る人に取りても等しく愚なる間は何れの場合に在りても夫れを避けんと力むることは被保險人に取りても恐らくは損なる可し診査醫は日々斯かる診査を分掌し而も其目前に顯はるゝ人に對しては極度の注意を以て之れを爲すも要するに診査は保険に對する一前提にして如何なる方法にて何ん人(譯者曰)に依りても反對せらる可きものにはあらずとす

診査醫其診査を完了すれば取締役に對して私報を作製し附記診査報狀而して若し之れが完全なれば保險申込人は其中込は承認せり就ては保険料領收の上保

險證券を發行す可き旨通知せらるゝものとす(因に以上無診査と云ふも一般望診だけは之れを爲す場合なるべし)

頗る小額なる保険の場合又は特殊事情の下に在りては診査料は被保険人より支拂ふも總べて尋常約款の下に在りては會社より之れを支拂ふ而して契約人は保険料の外何種の支拂ひにても爲すに及ばざるものとす去りながら特殊の性質を帯ぶる爲めに加入金を割當てらるゝ一二の保険種類無きにあらず此れは其仕組に就ては特に第一百七十七頁より第一百八十二頁に至る間に既に攻撃せる自然保険料及賦課式會社に於ける場合なりとす

第十四章 保險約款 (Policy Conditions)

保險料を拂込みて而も保險證券を受取らば被保険人は其證券を通讀し且つ其各項何れも正當なりや否やを調査し而して其約款に就て充分承知するの一事を爲さざる可からず仍て次に此等の約款は如何にすれば有理なる可きやを研究せんと欲す

第一節 旅行及外國居住 (Travel and Foreign Residence)

世界中若干部分は他の部分に生活するよりも一層不健康なりとは常識にて判斷せらるゝ一事項なりとす斯るが故に會社は不健康なる風土中に生活する人に特別保險料を割當つるは有理なるが如くなれども本項に關する約款は輒近に到り頗る寛大となれり尤も此點に於ける實行は今尙各社に依りて著敷相違在り隨て此問題を重視する申込人は其契約を取結ぶ前此等約款に就て自己を満足せしめざる可からず若し保險を附するの秋に方り何等不健康なる風土に駐まるの

期待あらざれば多數會社は現に特別の負擔無しにて世界中何れの地方に旅行することを許諾する保険証券を交附し隨て多くの場合其契約が三年若しくは五年間有効に存続すれば被保險人は特別負擔無しにて何れの地に居住又は旅行するも勝手たる可し但し即時不健康地に居住するの豫期ある場合には特別保険料徴收せらる尤も其割増は被保險人健康地方に歸着せる時には停止せらるゝものとす

第二節 陸海軍危険 (Military and Naval Risks)

外國居住の問題と密接の關係を有するは單に居住の問題のみならず尙又海上に於ける災害及軍役の諸危険を包含せる海陸軍危険の事也とす此事に關する實行は甚だ相違在り多數會社は契約の全期間若しくは軍籍より退役迄何れにしても拂込む可き金一百圓に付き五十鎊乃至一圓の特別保険料を領收すれば全制限を解除することとし一方他會社は事件發生すれば特別保険料を徴收す然るに又他の方法に據れば別に特に特別保険料を徴收せざるも配當金は退役迄交附せざるものあり貿易商船々員の場合に在りては現に特別負擔を免除し居れり

第三節 自殺 (Suicide)

或る會社に在りては自殺は何ん時發生するも契約を無効とすと規定す然れども自殺の行はるゝ前若し一年又は二年有効に存続すれば其契約を無効と爲さざるを最も普通なる實際取扱振なりとす一二僅少の會社は自殺が第一回保険料拂込後間も無く行はるゝも尙契約を無効となさず左れば恐らくは何れの會社に在りても若し眞實の約因 (bona fide) 譯者曰公安公益を害さざる原因方法にてと云ふ即ち good faith の意に對し第三者に讓渡されたるものとなれば自殺の爲めに其證券を無効と爲さざる可し何となれば若し右の如くに爲さざれば附帶擔保品としての生命保険證券の用途を非常に阻害すればなり兎に角此に就ては他各般の關係上時日の經過に伴ひ漸次約款を寛大にするの傾向あり隨て後日自殺を爲すの考を有し而も其財産として保険金を得んが爲めに契約を取結ぶ人在りとは信じ得られざる其一方に尙其契約が此關係に於ける制限より自由となる前尠くも一年は經過せざる可からざるの一事は一般に相當と思考せらる

第四節 年齢錯誤 (Errors in Age)

年齢を正確に告知するの必要並に保険を附する時に方り年齢證明書を差し出すの望ましき事に就ては既に之れを主張せり乍併其事若し遺忘せられ而も後日錯誤が年齢の告知中に發見せらるゝも其契約を無効とせず然れども若し年齢が若く告知せられたる時には實際拂込みたる保険料と附言錯誤の年齢に於ける拂込まざる可からざる保険料附言正當年齢に於けるとの差額利息をも見積り)を拂込むか若くは又實際拂込みたる保険料を被保険人の真年齢にて保険されたるだけの金額に割り合はして保険金を減少するかに依りて訂正を許諾せらる年齢が多く告知せらるゝ事は稀に發生す然れども若し發生すれば縱令多數會社は其錯誤著數からざれば多分過剰分は返戻せざるを正當とせんも二三會社は其儘勘定返戻することもあるん

第五節 不可抗爭 (Indisputability)

這是往々使用せらるゝ文字なり然れども乍遺誠言明其當を得ず此に不可抗爭とは通常何を意味するやと云ふに年齢の錯誤及虚偽の告知を除き保険料さへ拂込まれば請求の事故起りたる時には何等の故障をも申立てず保険金の拂渡を爲すこと也とす今英國々法上如何なる契約にても詐偽に因れるものは無効とせらる隨て不可抗爭に就て世界中に於ける凡ゆる辯護を試むるも保険契約は詐偽の爲めには無効となる事を防衛し得ざる可し既に解明せる年齢の問題並に保険契約を無効ならしめ得る如何なる他の原因にても其契約が不可抗爭と稱せられ若くは稱せられざるに拘はらず保険が數年間有効に存續せる後には恐らくは何等重きを爲さるべし

第六節 無沒收 (Non-Forfeiture)

第五十九頁より第六十五頁に至る間保険價格を論せる章に於て諸多の保険方法に在りては保険の費用及實際拂込みたる保険料との間の差額の一部を前年に蓄積する爲め保険証券は或る實價を生ずることを説明せり此に無沒收とは保険

契約人が保険料の拂込を停止せる時此保険價格の或る一部が種々の方法にて契約人の利益に對して應用せらるゝ事を意味す終身若くは養老保険の何れたるを問はず有限掛金にて附せられたる保険の下に在りては拂込みたる保険料の度數が拂込む可き原數(original number)に割り合はせ同じく原保険金額(original amount assured)に割り合はしたる或る保險金に相當する拂濟證券を交附することを普通とす左れば若し金一千圓の保險に對し二十年間保險料を拂込むことを約束し而も保險料は十回(附記總へて年掛と看做す)拂込みたりとせば夫れに對して金五百圓の證券を交附せらるゝを通常とす尤も或る場合に在りては最初拂込みたる第一回乃至第二回の保險料は第一年度保險料の大部分を吸收する新契約の特別費用勘定として差引くことあり而して終身間保險料を拂込む保險の場合に在りては保險金の一定部分は拂込みたる保險料にて保證せらるゝことを得ざれども多數會社に在りては保險價格の大部分は價格が保護するだけの長期間保險の金額に對する保險料を拂込むか若くは又素と(originally)保險されたるよりも少額の保險金に對し長期間保險料を拂込むか何れかに使用せらるる或る場合に在りては此等條

件の一方又は他方は保險契約人に依りて右の如くに爲さるゝ何等請求をも俟たず會社にて取運びをなす其一方に他の場合に在りては最終の保險料が拂込まる可き時日より數へて六ヶ月若くは略ぼ夫れ程の期日以内に右様に爲すことを會社に申出るを契約人に必要とするともあるなり

第七節 解約價格 (Surrender Values)

保險料の拂込に充つる代りに諸多保險種類の下に在りて保險契約人は現金拂渡を受けんが爲め會社に對し其保險を解約することを得解約價格に關する實務の實況は解約に對し拂渡さるゝ金高に就て二三觀念を與ふる六代表會社の解約價格を列記せる次表より看られ得るが如く其範圍頗る廣汎にして非常に相違在り此等の數字は第六十二頁に示せる保險價格に對照參觀する事極めて有益なる可し

配當金を除き利益分配附終身保険金一百圓に對する解約價格を示す表

社 會	保 險 料	加 入 年 齡	經 過 年 數															
			五 年		一 〇 年		一 五 年		二 〇 年		二 五 年		三 〇 年		三 五 年		四 〇 年	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
A	1,900.00	20	2,867.00	2,867.00	3,000.00	3,000.00	3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00
			2,867.00	2,867.00	3,000.00	3,000.00	3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00
			2,867.00	2,867.00	3,000.00	3,000.00	3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00
			2,867.00	2,867.00	3,000.00	3,000.00	3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00
B	2,200.00	20	3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00
			3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00
			3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00
			3,133.00	3,133.00	3,266.00	3,266.00	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00
C	2,500.00	20	3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00
			3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00
			3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00
			3,400.00	3,400.00	3,533.00	3,533.00	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00

社 會	保 險 料	加 入 年 齡	經 過 年 數															
			五 年		一 〇 年		一 五 年		二 〇 年		二 五 年		三 〇 年		三 五 年		四 〇 年	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
D	2,800.00	20	3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00
			3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00
			3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00
			3,666.00	3,666.00	3,800.00	3,800.00	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00
E	3,100.00	20	3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00
			3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00
			3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00
			3,933.00	3,933.00	4,066.00	4,066.00	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00
F	3,400.00	20	4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00	5,000.00	5,000.00	5,133.00	5,133.00
			4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00	5,000.00	5,000.00	5,133.00	5,133.00
			4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00	5,000.00	5,000.00	5,133.00	5,133.00
			4,200.00	4,200.00	4,333.00	4,333.00	4,466.00	4,466.00	4,600.00	4,600.00	4,733.00	4,733.00	4,866.00	4,866.00	5,000.00	5,000.00	5,133.00	5,133.00

解約價格に關する約款は近く數年來漸次著しく寛大となりつゝあり然れども諸多の場合に此點に付尙一步を進めて改良を加ふるの餘地は充分に在り第一百三十八頁より第一百四十五頁に至る間に記述せる「ドンチーン」保險の下に在りて

は其保険は分配期末に現金を受取りて解約し得る様往々設備せらる而して左すれば若し其保険が時の如何を問はず契約人の便宜の儘解約せらるれば普通よりも尙一層多分に寛大なる割合にて解約価格を交附するを通常とす

第八節 失効 (Lapses)

保険は數年間契約繼續の後終了し而して保険の解約に對し一の支拂金を保險會社より領收し得る次第は今正に説明せり然れども保險が解約價格を生ずる前契約人が保険料を掛續くることを好まざるか若くは又不能なる爲め時々失効となる事在り參考として屢々論述せる新契約に隨伴して保險會社に生ずる費用の關係上二回乃至三回の保険料拂込まるゝ迄解約價格を返戻すること不可能なる會社あり夫れ故契約が僅か小時日間のみ存續の後失効すれば勢ひ保険料の拂込延滞せる間は何等拂渡の請求は保險會社に對して爲し能はざるべし

保險失効を惹起す最多の理由は保険料の拂込み不可能なるか若しくは不便利なるかに在りとす今此拂込の不可能若し一時的なれば會社は一般に保険料の延

滞金をさへ拂込まれば六ヶ月又は十二ヶ月以内に契約を復活(reinstate)せしむる様用意し居れり或る場合に在りては復活の約款は確然規定せられ而して他の場合に在りては其時々々の事情に應じ取締役若しくは支配人に依りて取り極めらる但し特に永年間繼續せる契約に對しては若し出來得るなれば契約を回復することは契約人の利益也とす何となれば其人若し其後保險の必要を感じ而して更に新に契約を締結すれば保険料は勿論増加せる年齢に對する一層高き料率にて拂込まざる可からざればなり失効せる保險回復せらるゝ前健康の證明書(Statement of health)の提出を會社より要求せらるゝを普通とす然れども會社たらんも此種の場合に在りては通常可成寛大なる方法にて取扱ふ様用意し居ることを發見するならん

第九節 證券擔保貸付 (Loans on Policies)

若し契約が解約價格の拂戻を受くる程充分永く繼續せられざれば會社の過半は解約價格の八割乃至九割の程度にて其保險證券に對し悦んで貸金を爲す左れ

ば事情若し保険料の拂込を不可能ならしむれば保険料を拂込むに足るだけの金高を會社より借受くるは望まじき事なり然れども多くの事情の下に在りては如何にしても證券の質入を避くることは尙一層望まじき事也とす元來生命保險證券は往々人が其死後を遺す唯一の財産也隨て其人の遺族に對する此用意の繼續は地代若くは諸税金の支拂ひを必要とするが如く何の一點より考ふるも必要の事たるに相違無し左れば如何なる努力を爲すも有効に夫れを持續し而も抵當質入をなさず全く夫れを其儘後に残さざる可からず而して又縱令特殊事情の下に在りては生命保險證券は一時の困難を凌ぐ爲め有益に使用せられ得るとは云へ生命保險の實利の大半は若し證券が負債の爲めに妨害を受ければ自然喪失を免れず

第十節 猶豫期間 (Days of Grace)

保険料の拂込まる可き日より數へて後の三十日其間は拂込を爲し得る様許諾するを普通とし其間保險は有効に保續され而して死亡の場合には拂込まる可き

保険料は差引きて保險金は拂渡さる可し或る會社は此猶豫期間(譯者曰愛嬌曰又は恩惠日とも云ふ)日數の長短はあれども手形の場合にも有之を三週間に制限し他の會社は之れを六週間に擴張するも然れども三十日は普通の限度也とす尤も若し此期間内に保険料を拂込むこと不能と認め而も一方左様の請求もあれば保險料の上に利息を加へ尙或は少々の料料をも添へたる拂込を爲す上は一般に時日の制限は多少延長せらるゝものとす

第十一節 證券の賣却 (Sales of Policies)

生命保險會社より交付せらるゝ解約價格は數次不十分なるの一事は證券は往々競賣に據り若くは然らざれば其證券を發行せる會社にて提供する解約價格よりも著敷一層多額にて賣却され得可く而して右賣却に關聯せる費用を差引きても尙解約價格として生命保險會社より得可きよりは其證券に對し屢々一割より五割だけ多く獲らるゝの事實に徴しても之れを見るを得可し

第十二節 證券の買入 (Purchase of Policies)

此れと同時に一の投資としての生命保険證券の買入に關し簡單に論究するは價值有るの事也とす今若し或る人例へば金一千圓に對する生命保険證券の買入を希望するとせば其人は自己の投せる資本は被保險人死亡の節には回收せらるゝ事を承知の上にて其目的に對し金一千圓を取り除き置くことを得右の如く取り除き置きたる金一千圓の一部は其保険に對する保険料を拂込み而も其人が投資として放下せる金一千圓に對する利息を其投資者に返戻する其被保險人の終身年金を購ふ方に使用せられ得可く而して年金を購ひたる後に右金一千圓の残りは證券を買入るゝ方に使用せられ得可し此の具體的一例として一年金二十圓の保険料にて年齢三十歳の人の附したる金一千圓に對する利益分配無し保険の場合を想定せん而して今其契約は二十年間存續せりとし隨て其證券を賣却せんと申込みたる時被保險人は年齢五十歳なりとせんに若し買受人(因に投資者自己の投資金に對し四分を得度しと希望せば其人は其保険料を拂込まんが爲めに

は金二十一圓と投資金に對し四分の利を生み出す金四十圓との年金を買入れざる可からず以上は若し斯かる金額が必要なりとせば證券買入に對して支拂ふ様金二百圓を残し約金八百圓を其人に支出せしむることゝなる債被保險人が長命すればする程年金にて保険料を拂込み而も利息として四分を投資者に與ふる其一方に被保險人死亡すれば投資元金一千圓は其人に戻り來る可し若し買入れられたる證券にして利益分附なる時は配當金の問題をも勘定中に入れざる可からず而も其投資の上に於ける報酬金の多寡は正確に豫言するを得ず然れども要するに有利なる報酬を生み出す分配附若くは分配無し證券の内何れかを買入るゝことは往々出來得可き事なりとす勿論若し一箇人又は一會社なりが多數年間保険料の拂込を爲すの危険を冒し其上其間に投資元本に對する利息の領收を抛棄することを覺悟するなれば年金を購ふ何等の機會は之れ無しとす然れども年金を購ひ置けば殆んど全く投資の投機的性質を除去し而も之れを確定のものとなし得可し

第十三節 證券の書式 (The Form of Policy)

生命保険證券を發行し其内に含まるゝが如き斯かる契約を爲すに方りては被保險人は叮嚀に自己の證券を檢閲せざる可からず多數會社は自社使用の一般證券書式を其營業案内 (prospectus) に印刷し而して縦令全體に涉り取り除かれ度しと思ふもの少々なり若くは毫も無之にもせよ取引完了の前保險契約人は契約の條項に就き自身熟知するを良なりとす

近代に到りては證券の書式を出來得る限り之れを簡約にし且つ總べて不必要なる制限を其中より除去する特殊傾向在ると同時に證券中の條件を保險料拂込だけの單純なる状態に輕減するの傾向は必ずしも純粹なる利益に非らざる事も記憶せざる可からず海外旅行、從軍危險、女子特有の危險、自殺、失効、解約價格及夫等のものに關し寛大なる事は費用の若干金額を要することを含蓄す左れば假令制限より自由なるの一事は夫れに據りて利する人に取りては眞に大利益たり得るにもせよ夫等の人は其恩典に預らざる他の保險契約人乃至被保險人の費用に

て爲さるゝことゝなる今斯かる免除を要求せざるが如き斯かる契約人に對する附加費用は頗る少分なるが如し然れども夫れと同時に右寛大なる事の費用 (Cost of liberality) を夫れに依りて利する人のみに負擔せしむる他の會社に取りては又全く立派なる理窟ともなり得可し好んで旅行する被保險人は勢ひ此關係上出來得可きだけ制限より自由なる證券を要望す可く而も右の場合に遭遇する會社多々在る可し左れば此の如く證券中他の條項に關して制限の存在及不存在は双方何れも相當理由を有することゝなる乍併何れの時契約を爲すに方りても其條項は契約人に於て注意せざる可からず而して其約款は事情發する毎に夫れに證據爲し得る様明瞭に了解し置かざる可からず

第十四節 禁酒主義 (Teetotalism)

或る會社は酔を催す飲料を全然用ひざる人の保險に對しては特に準備し居れり元來斯かる人の經驗死亡率は一般世人の實驗死亡率に比し著敷優良なり隨て或る會社は此事を認め禁酒者の生命に對し輕減せる料率にて證券を交附するか

後編

生命保險の實行 第十四章

保險約款

第十三節

證券の書式

第十四節

禁酒主義

若くは又同額の保険料に對して一層多額の配當を禁酒者に與ふるが故に絶對禁酒者たる人並に將來に禁酒を誓約する人は契約を締結するに方り此事實が如何に有益に用を爲すやを賭るならん左れば一會社中禁酒者を多く含めるもの、成績は其被保險人間に此事に就て何等の區別をも爲さざる或る二三會社より得らるゝ一般の成績に比すれば如何にしても上等なりとの結論を生ずるに角此事たるや最上の利益にて保險せられんことを要むる人には看過す可からざる一事項也とす但し禁酒證明書は當初會社より要求せられ而して其後は隨時に要求せらるゝものとす

第十五節 妻の財産法 (Married Women's Property

Acts)

妻の財産法上夫は妻又は子女の利益に對し自己の生命を保險に附することを得而して妻は自己の特別利益に對し自己又は夫の生命を保險に附し而も自己の子女の利益に對し自己の生命を保險に附することを得此方法にて交附されたる

保險證券は被保險人の破産に因り債權者の差押へを受くること無し縱令此規定は往々債權者に對しては酷なるが如くに相見ゆるも此事たるや生命保險の第一義の目的は人の家族を保護するに在りとの一有力なる認定也とす保險會社は平常斯かる規定を有効ならしめんが爲め最上の方法を推奨することを希望しつゝあり隨て収入を保險する事自第一五四頁至第一五九頁を論せる章中に記述せるが如き方法と同じく人若し一方只保險料拂込の繼續を充分にすれば其人の遺族の將來の準備に關しては完全に保證せらるゝ事を感知し得可し要するに生命保險に依りて與へらるゝが如き將來に對する斯かる準備を爲すことは他の方法に在りては到底不可能事なりとす(譯者曰吾邦に於ても近き將來に斯かる立法は見度ものなり)

第十六節 對人擔保貸附 (Loans on Personal

Security)

縱令保險は通常家族若くは遺族に對する保護に備ふると云ふ考へにて結約さ

後編

生命保險の實行

第十四章

保險約款

第十五節

妻の財産法

第十六節

對人擔保貸附

二七三

れ而して其場合に在りては如何なる努力を爲すも其儘完全に繼續せざる可からずとは云へ往々保険は對人擔保の上に生命保險會社より貸金せらるゝと云ふ譯にて結約せられ得可し此は何を意味するやと云ふに保險會社は或る金員を保險契約人に貸附け而して貸金に對する利息の支拂ひ並に三年又は五年々賦にて元金を返濟する事に就て二人乃至三人の信用す可き人の保證を受くると云ふ事也とす斯かる場合に在りては會社は貸金の倍額若くは貸金の一倍半の保險を結約する様要求し夫れに據りて借受人死亡の場合には貸附けたる金員は其保證人をして煩はす事なく返濟せらるゝことを得若し或る人生存すれば利息並に年賦返濟の支拂期日到来せる時支拂ひを全うし得れども若し其人死亡すれば元本の回収に或る困難を惹き起すことは随分在り勝ちなり此種の貸金は屢々大に行はるべれども保險會社は證券を發行すれば即時何等無保證にて貸金を爲すものなりとし然の奇威を第三者の或る人の心中に抱かしむ可きも會社に據りて決して斯かる行爲の爲されざるものたるは全く問題外と看て可なりとの事に就ては蓋し本書の全讀者には自ら明瞭なる可し

第十七節 證券の讓渡 (Assignment of Policies)

今前節に記述せるが如き右様の目的に對し價值有るに留まらず生命保險證券は屢々負債の償却に對し擔保として利用せらる斯かる場合に在りては證券は債權者に讓渡され而して被保險人死亡すれば生命保險會社は讓渡されたる人に證券の金額を拂渡すなり今讓渡を有效ならしむるには保險會社の本店に其旨を通知せざる可からず左すれば讓渡を登録し且つ通知書の領收を承認せる事に對し手数料金二十五錢を徴收するを普通とす

左れば生命保險證券は家族に對する準備以上及夫れ以前に先づ種々取引上の目的に對し價值有るものなる事を熟知せるならん假令へば自殺に關する約款が獨り被保險人の財産のみ利害關係を有せる時に於けるよりも證券が「眞實の約因」(bona fide Consideration 即ち good faith) に對し讓渡されたる時に於ける方一層寛大なるが如き斯かる方法にて證券が其用に供せらるれば其効用は一倍大なる可し

左は讓渡の普通書式也とす

無職業ミッドルセツキス洲倫敦ストランド街六百番ジョン・ロビンソンなる抽者が寶玉商サセツキス洲ブライトン街エドワード・ジョネスより其受領を此に抽者が承認する金 圓を抽者に支拂ふ約因にて茲に法律上の所有者として前記エドワード・ジョネス、其遺産相続人、管理人又は讓受人に一千九百 年 月 日の日附を以て第 號にて金 圓を保險し仍而保險

金 圓及夫れに因りて受領す可き他の全金員利益及利得を 保險 會社より交附せられたる抽者自身の生命保險證券の讓渡を爲すもの也其證據として抽者は此れに手を置き一千九百 年 月 日に捺印す

倫敦ブリート街 二百五十番 書籍商

エゼキアスミス

ジョン・ロビンソン 印

の面前にて前出ジョン・ロビンソンに依り署名捺印 且つ誓言せらるゝもの也

買渡人及買受人の姓名、住所及職業は書き入れざる可からず 拂込みたる、並に保險されたる實金額亦明記せざる可からざるものとす

此捺印せる證書は捺印せる總べての證書又は證文の如く前記の如く捺印に對し其人の署名の完全なる事を承知せる丁年に達せる證人の面前にて署名せる賣渡人に依りて作製されざる可からず而して其上は捺印の上に其手指を置き且つ「抽者は抽者の行爲及證書として此を交附す」(I deliver this as my act and deed)と宣言せざる可からず證人は其上にて前頭の如く其姓名、住所及職業を記入し署名せざる可からざるものとす

買受人が其證書を作製することを必要とせず 證書は他の讓渡の時に於けると同じく買受金高若くは約因に據りて異なる相當收入印紙を貼用し消印の上作製前又は作製後三十日以内に其筋の押印を受けざる可からず(附記吾邦に在りては法制上未だ如此保險證券の轉々流通するを看す)

第十八節 對復歸權擔保貸附 (Loans on Reversions)

保險證券に據りて與へらるゝ擔保に附隨して對人擔保貸附を爲すことの外に多數生命保險會社は復歸權及終身所得權 (Life interests) を買入るゝ様若くは又右の

權利が與ふる擔保に對して貸附を爲す様用意し居れり斯かる場合に在りては人命の不確定なる一事は提供する前記擔保の固有性を形成し而も特に生命保險會社に依りて取扱はる可き適當の目的物たり曩に第一百三十九頁にて解説せる如く縱令人命の大數中に行はるゝ死亡率は著敷正確に計算され得るにもせよ特殊人命の死亡率は頗る不確定なり夫れ故に特殊人命の命數の上に據る復歸權及終身所得權の如き斯かる擔保は單一に取扱へば頗る投機的なり然れども人命の大數を取扱ふ會社の場合に在りては右の如き虞は無之きものとす

多數會社は過去に在りては此種の投資より巨利を博したり而して之れを全體より言へば今尙擔保と云ふ點より觀て右同様に満足す可き性質のものたる諸他の擔保に比すれば保險會社に對し一層良好なる報酬を生み出し居れり

第十九節 所得稅の免除 (Exemption from Income

Tax)

生命保險會社に對して拂込む保險料は納附す可き所得稅金額を定むるに方り

人の收入中より差引くことを認諾せらる但し右の如く差引かる可き金額は所得稅に對し賦課せらる可き全金額の六分の一を超過するを得ず譯者曰假りに年收金六百圓とせば内金一百圓を減じ殘金五百圓だけに課せらるゝ譯なりとす此差引は若し差引後其人の收入金一千六百圓附記當時英國の所得稅則に據れば年收金一百六十磅以上に對してのみ稅を課せり假りに今之れを吾邦の通貨に引直せるものとすに下るか若し又保險料を差引かざれば其額に超過するか何れかなれば其被保險人は免除の特典に與からず尙又差引無しの場合に收入金四千圓を超過するか譯者曰金四千圓迄は特典に與り得るものとす又は若し差引きを爲せば其額以下に落つるか何れかなれば保險料を差引きたる爲めに收入金四千圓以下に落つるものなるが故に金一千六百圓未滿の時には免除せるものにても收入金四千圓の時には認諾せざるものとす譯者曰分り易く云へば金一千六百圓以上金四千圓以下は恩典に與かり單に收入金一千六百圓以下なれば固より課稅せず而して保險料を差引きたる爲め年收金四千圓を下りたるときは免除の特典に預からざるものとす更曰程度及其方法こそ異なれども會て吾邦に於ても此議朝野有識者間

の話頭に上りたりしが何時しか今は立消への姿となれり生命保険の本質上乃至普及上譯者は早晚之れが實行を看んことを切望す

第十五章 保険金の請求を爲す事 (Making a Claim)

以上契約の締結並に其維持に關聯せる主要諸點に就て論述せり隨て今此に殘れるは拂渡に對し保險會社に保險金の請求を爲す事を必要とする時に生ずる問題を考究すること則ち之れなりとす

若し拂渡請求が被保險人の生存中養老保險契約の下に起りたる時は其手續は極めて簡單にして本人に相違無き事 (identity) 並に權限 (title) の證明只必要なるのみ而して此等は何等の困難若くは定式無しに爲し得らるゝを通常とす

年齢若し前に承認済となり居らざれば今此時に立證せざる可からず (第十四章 第四節「年齢錯誤」參照)

請求若し被保險人の死亡に因りて起りたる時には會社は被保險人は死亡せり而して本請求人は其保險金を受取る權利有る事を證明されざる可からず

生命保險會社は日常此等の事項に關し諸種の便宜を提供す而して自由に通知

及助力を與ふるが故に微細に涉り充分夫等を論述するの必要を看す
 埋葬證書(Burial certificate)又は他の死亡證明書、醫師の死亡及死因證書並に死亡せる人は被保険人に相違無きことを立證せる證明書を要求するを普通とす
 或る人が數年間音信不通なりし時若くは搭乗の船舶喪失せるも何等の通知乗船中の何ん人よりも受取らざるが如く死亡の證明提出せられざる時には往々困難を生ず但し斯かる場合は特別の方法にて取扱はるゝものとす
 尙又請求する本人は拂渡さる可き權利有るを立證する事を必要也とす某生命保險會社にて發行せる次の心得書は明瞭に此點を説明し且つ別に評説を要せず

第一節 權利の證明に關する心得書 (Instructions as to Proof of Title)

遺言書の認許證 (Probate of will) 遺產管理の任命書 (Letters of administration) 讓渡財產處分の證文若くは證書 (Deed, or deeds of assignment, settlement) 等の如き保險金拂渡請求人の權限を設定するに必要なる文書は取引が完了せらるゝ月日より尠くも數日前との認諾を得て會社の事務所に轉附されざる可からず

若し讓渡若くは財產處分が單に請求せらるゝ保險證券にのみ關係を有すれば前記證書類は會社に留保せらる然れども若し又他の財産にも關係を有すれば案件中に係る證券に對し參考たる可き其部分の抜粹又は證明付抄本は元本 (original deed) と共に險査用として會社に留置かれざる可からず尤も前者は留保せられ而して後者は左様爲す様要求せらるゝ何ん時にても夫れを本社に差出す約諾を與ふれば讓受人若くは管理人に返戻せらるゝものとす
 若し證券が擔保又は抵當の方法にて讓渡さるれば讓渡人若くは其代理人の署名に讓受人の署名を加へて(因に連署)領收せらる可き事保險金の拂渡に緊要也とす

被產業の解散又は債權者との協階 (Composition) 等の場合に在りては管理人又は讓受人の其筋の任命書本若くは協階の證書提出されざる可からず

第二節 保險金の迅速なる拂渡 (Immediate Payment of Claims)

近年に至る迄死亡後二三ヶ月間保險金の拂渡は延期せらるゝを普通とせり然

後編 生命保險の實行 第十五章 保險金の請求を爲す事 第二節 權利の證明に關する心得書 二八三
 第二節 保險金の迅速なる拂渡

れども近代の慣習は出来得る限り迅速に拂渡を爲すに在り諸事規則通り取揃へたる上は往々保険金は請求を爲すの後兩三日以内に拂渡さる道は受取人に取りては屢々大なる仕合なり而して假令保険金の迅速なる拂渡は今や一般普通なるにもせよ被保険人たらんものは自己の選擇せる會社は支拂に不都合なる遲滯を爲さざる事を自身満足に想ふならん

第十六章 生命保険の安全なる事(The Security of Life Assurance)

生命保険の基礎たる可き重なる元理の上より簡短なる諸計算を爲す事に就ては既に説明せり諸種約款にて發行せられ而して其中結約せられ得可き保険の種類並に保険を爲す會社を選定するに方り留意せざる可からざる重なる考究に就ては既に之れを解説せり而して又契約を締結する事及保険金の請求を爲す事に就ては既に此れを記述せり隨て道の最終の結果に到達したる以上本書の任務は此に終了せるものと看做すことを得可し

左りながら注意を乞ふ可き二點尙遺留せり其第一は契約の履行に對し生命保險會社に據りて與へらるゝ安全に關すること則ち之れなりとす教授モルガン(Morgan)氏會て言へり曰く「凡そ商業界中未だ何物も經營其宜敷を得たる生命保險會社の安全に及ぶもの無し」(There is nothing in the commercial world which approaches as en remotely the security of a well-established life office)と然れども保險界以外の人にして

這の告白の眞意を文字通りに領承するもの恐らくは僅少ならん仍て少しく説明を加へんに第一に記憶せざる可からざるは既に第一百三十九頁中にも記述せるが如く人命の大數の上に應用すれば死亡の割合は頗る規則正しく而も確定のものとして承認せられ得るの一事也とす隨て保險會社は何ん時其責任を果さざる可からざるや又其拂渡す金高は何程なりやを豫知すること容易なる其上に生命保險諸計算に必要な即ち利息が随分確實に前知することを得可し左すれば生命保險會社は著敷精密なる度合を以て其將來の責任を計算し得るが故に生命保險會社の地位は何ん時にも取附(取附)に遇ひ其爲めに假りに被^レ産はせずとするも極めて不便不利の地に立たざる可からざる銀行に比すれば一層確實にして且つ安全なりとす

責任を豫知し得る他の効果は保險會社たらんもの安全に其積立金の永久的投資を爲すことを得隨て銀行の如き仕組に在りては業務本來の性質上右の如き投資を妨ぐる若干安全なる種類より生ずる利益を護るの一事なりとす今將來の責任に關する尙他の効果は責任が永遠に延期せられ且つは後日而も一定の日に到

達するが故に夫れに對し全く安全に準備するを得而して若し何等かの理由に因り素と豫期せるよりも實際に一層多分なるが如き事情發生するも右に要する餘分の準備とても關係者は誰れ人にもせよ法外に無理なる事を爲さず漸次之れを爲し得るの一事なりとす

各保險會社の惣契約の約八割三分は分配附方法にて締結せられ隨て右の一事は一方拂込みたる保險料は責任を果して尙充分餘り有り爲めに實價を超過せる過剰金は配當の形にて保險契約人に返戻せらるゝを意味すとは前に既記を經たる處也此れは或は起り得可き不慮に對して充分なるよりも尙多分なる餘裕を供するものなりとす左れば今會社は實驗死亡率豫定に超過し同時に實收利率は頗る低下し投資の上には著敷損失を來し而も事業は一時に膨張せるものと假定するも尙且つ實際上分配附保險契約人に支拂ふ配當金の減少を惹起すると云ふに過ぎず右の諸點にして充分了解せらるれば生命保險會社が其契約を履行し得ざるは殆んど在り得可からざるの事なるをも知了するを得可し數年間災厄續出すれば或は各配當をすら停止せざる可からざる事もあらん其間に在りても會社は

法律上其責任及其營業狀態に關する全細目を「商務局」に報告する様束縛せらるゝ其一方に此等の考課狀は公刊せられ而して諸多の批評及觀察の問題に供せらるれば某生命保險會社の營業狀態著敷不良の事變に際しては其缺陷を填補するに左迄の時日をも要せざる間に注意は直ちに喚起せられ而して其保險契約は原契約の履行に對して充分なる保證を與ふる或る堅實なる會社に再保險に附せらる可し此外右と同性質のものにて記述さる可き事項在り然れども要するに以上のものは前に援用せるモルガン教授の告白は文字通りに眞理なり而して元來確實なる會社に附せられたる生命保險契約は尠くも結約され得る如何なる他の契約に於けるが如く履行せらるゝ事に就ては正に安全也とのことを明示するに充分なりとす

右の所論は適法の保險料を徵收し而も正當なる責任準備金を積立つる(此等の諸點に就ては判斷は直ちに爲さるゝことを得べし)嚴格なる學理の上に經營せらるゝ會社のみに適用せらる

第一百七十七頁より第一百八十二頁に至る間に記述せる賦課式方法に據れる

會社は自身既に衰頹の種子を保有し而して失敗す可き避け難き本來の運命を有す

安全なる事に關する上記所説は生命保險の爲めに頗る強大なる論據を與ふるものなり現に生命保險は一の卓越せる投資なるを看るならん然れども投資が生ま出す利息のみに就て考究するは不充分なるを免れず隨て保險が與ふる安全をも計算中に入るゝを必要とす而して安全と云ふ點より觀察すれば英國の「コンソール(Consols)公債附言三分利附なる可し」すら尙且つ堅實なる英國會社の生命保險證券に比して優良ならざることを斷言するに敢て躊躇せず或は算勘に明察有り金融の問題に通曉せる事務家も不斷不結果なる投資を爲すことあるを記念する毎に、或は又寡婦及子女尙未だ其遺産を良途に利殖し得ざることあるを想ふ毎に、若くは又放資に關する友人の助言も時に偏重乃至往々不良なるものあるを顧みる毎に、各人の財産中尠くも或る部分は生命保險證券に投下せられ度しとの信念を打破するに頗る困難なるものあるを覺ゆ元來生命保險に因りて與へらるゝ安全は之れを得ること可能なるに連れ殆んど倍々確實なり左れば早死の場合に於け

る結果は如何と願みるに格外に有利なるのみならず而も尙眼前賭るが如く生命保険が生み出す報酬を第一等の財産より獲らるゝ報酬に比較するも頗る良好にして決して遜色在ること莫し

本書終末に到る迄右の事項に論及せざりし所以のものは相當の注意にして若し前各章中に與へたる解説に相拂はるれば畢竟其安全たるや最高位のものにして而も其報酬たるや有利なる本質のものたりとの信念の喚起は到底避く可からざるものあれば也今若し前記教授の告白を當初に於て大聲疾呼せん乎本問題に付不熟知なる人に在りては或は恐る正理として之れを承諾し得るか若くは又承認し得ざりしならん然れども何ん人にも自己の一説を立て得る基礎は業に既に此れを供給せり隨て若し前各章中に與へたる説明にして其人に了解せらるれば曩に引用せる「凡そ商業界中未だ何物も經營其宜敷を得たる生命保險會社の安全に及ぶもの無し」との告白を自己の智識として是れを反覆するの一事は當に他人も亦反覆之れを言ふものたるに留まらず合理的見地に基き而も各人の判断に對し屈竟の力を以て訴ふる一信條たるは毫も疑ひを容れざる處也とす

第十七章 投資としての生命保險 (Life Assurance as Investment)

投資としての生命保險は二方法に依りて考究することを得可し就中最も多く採用せらるゝ方法は年掛保險料を拂込むことなりとす隨て年々若干金額を投資すれば何程の報酬が豫期され得るやを示さざる可からず而して一方生命保險は復た元金の利殖に對して一の満足す可き保證なるが故に茲には問題の双方面に就きて研究せん

今若し利益分配附保險を結約し而して配當金は毎年金一百圓の拂込に對し金一圓五十錢也の割合にて拂渡さるゝものと假定すれば豫定命數の長短並に加入年齢の老少如何に因りて左表の如き結果を得るとなる借毎百に對し金一圓五十錢なる配當は極めて内端の見積りにして過半の會社は此よりも一層多分の配當を爲し且つ爲さんとしつゝあり同じく左表には滿二十年若くは夫以前に死亡すれば死時に拂渡さる可き養老保險契約に於ける結果をも示したり但し双者の

場合に在りて其數字は現時に於て收得す可き最上のものに比すれば明かに夫以下に在り然れども結果を過分に示よりも寧ろ特に内端の見積りを選びたり同表には又一年金一百圓の保険料拂込に依り死亡の際に拂渡さるる保険金額と養老保険契約の場合に在りては二十年以内に若し死亡すれば死時に拂渡され若くは又養老期間の終未迄若し生殘すれば被保険人自身に拂渡さるる金額をも掲げたり而して尙比較を容易ならしむる爲め表の最左方に各種利率に於ける複利にて利殖すれば一年金一百圓が幾何の金額になるやをも併記せり

終身保険又は養老保険に毎年金一百圓を投資すると、複利にて利殖するとに於ける彼此比較表

の年附 三	種 二	投資 類	終身					養老						
			一 年	二 年	三 年	四 年	五 年	一 年	二 年	三 年	四 年	五 年		
0.03	0.04	年終 一 年	100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93	119.41	122.99	126.67	130.45	134.33	138.31
0.03	0.04	年終 五 年	100.00	112.35	126.23	141.76	159.17	178.70	199.59	222.10	246.50	273.07	302.11	333.94
0.03	0.04	年終 一 〇年	100.00	126.87	157.48	194.63	239.87	295.97	364.81	448.51	549.37	669.91	812.87	981.11
0.03	0.04	年終 一 五年	100.00	154.27	200.00	263.00	346.00	453.00	590.00	764.00	984.00	1264.00	1634.00	2114.00
0.03	0.04	年終 二 〇年	100.00	186.27	247.00	334.00	454.00	614.00	814.00	1074.00	1414.00	1864.00	2464.00	3264.00
0.03	0.04	年終 二 五年	100.00	224.27	300.00	404.00	544.00	734.00	984.00	1314.00	1764.00	2364.00	3164.00	4214.00
0.03	0.04	年終 三 〇年	100.00	268.27	360.00	484.00	644.00	874.00	1174.00	1584.00	2134.00	2864.00	3864.00	5114.00
0.03	0.04	年終 三 五年	100.00	319.27	420.00	564.00	754.00	1014.00	1364.00	1834.00	2464.00	3314.00	4414.00	5864.00
0.03	0.04	年終 四 〇年	100.00	378.27	500.00	664.00	894.00	1204.00	1614.00	2164.00	2884.00	3864.00	5114.00	6764.00
0.03	0.04	年終 四 五年	100.00	445.27	590.00	784.00	1054.00	1414.00	1884.00	2534.00	3384.00	4514.00	5964.00	7864.00
0.03	0.04	年終 五 〇年	100.00	520.27	690.00	924.00	1234.00	1654.00	2214.00	2964.00	3964.00	5264.00	7014.00	9264.00

の年附 五	種 四	投資 類	終身					養老						
			一 年	二 年	三 年	四 年	五 年	一 年	二 年	三 年	四 年	五 年		
0.03	0.04	年終 一 年	100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93	119.41	122.99	126.67	130.45	134.33	138.31
0.03	0.04	年終 五 年	100.00	112.35	126.23	141.76	159.17	178.70	199.59	222.10	246.50	273.07	302.11	333.94
0.03	0.04	年終 一 〇年	100.00	126.87	157.48	194.63	239.87	295.97	364.81	448.51	549.37	669.91	812.87	981.11
0.03	0.04	年終 一 五年	100.00	154.27	200.00	263.00	346.00	453.00	590.00	764.00	984.00	1264.00	1634.00	2114.00
0.03	0.04	年終 二 〇年	100.00	186.27	247.00	334.00	454.00	614.00	814.00	1074.00	1414.00	1864.00	2464.00	3264.00
0.03	0.04	年終 二 五年	100.00	224.27	300.00	404.00	544.00	734.00	984.00	1314.00	1764.00	2364.00	3164.00	4214.00
0.03	0.04	年終 三 〇年	100.00	268.27	360.00	484.00	644.00	874.00	1174.00	1584.00	2134.00	2864.00	3864.00	5114.00
0.03	0.04	年終 三 五年	100.00	319.27	420.00	564.00	754.00	1014.00	1364.00	1834.00	2464.00	3314.00	4414.00	5864.00
0.03	0.04	年終 四 〇年	100.00	378.27	500.00	664.00	894.00	1204.00	1614.00	2164.00	2884.00	3864.00	5114.00	6764.00
0.03	0.04	年終 四 五年	100.00	445.27	590.00	784.00	1054.00	1414.00	1884.00	2534.00	3384.00	4514.00	5964.00	7864.00
0.03	0.04	年終 五 〇年	100.00	520.27	690.00	924.00	1234.00	1654.00	2214.00	2964.00	3964.00	5264.00	7014.00	9264.00

右表に據れば若し或る人二十歳にて一保険を結約し而も略ぼ三十年内に死亡すれば其人の財産としては此迄拂込みたる全保険料を年五分の複利にて蓄積せるものよりも尙一層多分のものと等しき金額を受取り得可く若し又其人保険を附したる後第四十年目に死亡すれば其人は投資の上に約三分半複利にて利殖せるものを領收し而して五十年後に到りても尙受領せる利率は二分半を超過す可し

三十歳にて保険を附したる人若し二十五年内に死亡すれば五分の複利よりも尙多分の投資を爲し得可く且つや其人若し四十年内に死亡せりとしても二分半以上の投資を爲し得たることなる

四十歳にて保険が結約されたりとせば其報酬は二十年内死亡の際五分に超過す可く而も若し死亡事故三十年内に發生すれば二分半を超過す可し況して五十歳にて加入せりとしても若し十五年内に死亡すれば五分よりも尙多分の利息生み出され而して二十年内に死亡するも二分半より多分のものとなるべし

此表を観るに方り茲に示されたる利率は當初より與へられたる「保険保護の價格」(The value of the assurance protection)を附加せるもの也との一事は豫め深く留意す可き重要事項なりとす左れば今若し三十歳の一男子金一百圓の保険料を拂込み而も第一年度内に死亡すれば其人の財産としては金四千圓以上のものを受取るべしなる仍て此金子を別途に利殖するも拂渡さる可き最上金額は金一百四圓又は金一百五圓に過ぎざるべし元來此「保険保護」は確實而も確定せる價格を有することは決して過度の主張には非らざるなり茲に當れば金壹圓を獲る富籤在り其

一本の籤は金十錢宛にして籤の数は十本なりと假定せんに以上十本の籤の内何れの籤にても當れば金一圓を獲る「平等の機會」(equal chance)を有する其價格は數學上金十錢なることは分明なり而して當籤の結果一本の籤の持主に金壹圓を與へ然も残り他の九本の籤の持主には何物を與へずとも當籤發表せらるゝ前に方りては何れの籤にても金十錢を値ひせるの事實は決して否定し得可からず

此理は生命保険に對しても亦正に同じとす茲に「保険保護」は數學上第四十三頁及四十七頁の表中四欄乃至五欄に示せる純保険料に値ひす而して單り此告白の眞理より異なる一點は「實際死亡率及實收利率」は其表に顯はしたる死亡率及利息とは少しく異なる可く隨て「保険保護の價格」の實際金額は少しく然も只少しく其處に掲げたるものと異なる可き事則ち之れなりとす勿論「保険保護」の「營業的價格」(Commercial value)は其の處に示されたるものよりも多分なりなれども凡そ「實業取引上」何ん人にてても何等何物をも護ることなく業を作す様計劃し得ざるが故に多少の割掛けを勢ひ諸費用として見込まざる可からず斯るが故に嚴格に論ずれば「保険保護」の此費用は生命保険に於ける投資の上に生ずる利益を計算する前以て差

引かれざる可からざるものとす

然るに一方又各一箇人は其投資が表面上生み出す可き全利率にて其金員の上
に實際上決して複利を護る能はざるものなることをも念頭に措かざる可からず
假令へば一年金一百圓と云ふが如き斯かる金額を投資する人は其人が投せる元
金に實收利息諸共毎年相違無く其金一百圓を投じ得る完全なる溝渠を見出すに
著敷困難を感ずるが如し左れば今若し投資を爲すに當り一ヶ月乃至二ヶ月を遅
滞譯者曰保險の方に在りては相當猶豫期間も在ること前に述べたるが如しすれ
ば生み出す可き利息の割合は眼前輕減を免れざる其一方に一定期日に掛け込む
様何等かの刺撃を有せず而も右の方法にて一定金額を永年規則正しく投資し得
るの人は僅少にして稀有なるを如何せんや

試みに前表中養老保險に對して示せる結果を観るに若し死亡事故十五年内に
發生すれば各保險契約人は此迄拂込みたる保險料を五分の複利にて利殖せるよ
りも尙多分のものを受取ることとなり五十歳にて加入せる人の分のみは其報酬
五分よりも頗る少々少きことを見るならん而して其保險の満期に際し返戻せら

る、現金は満期前に死亡すれば一層多分の返戻を受け得る「機會」を一方に有しな
がら尙且つ大抵の場合に二分半に超過す今此「機會」の數學的價格は——詳敷言へ
ば利率三分^四表に據り二十年満期養老保險に對する純保險料——各保險金一
千圓に對して左の如し

加入年齢二十歳	金四十圓十四錢二厘	年	掛
加入年齢三十歳	金四十一圓三十二錢九厘	同	
加入年齢四十歳	金四十三圓七十二錢九厘	同	
加入年齢五十歳	金四十九圓五十七錢九厘	同	

投資としての生命保險は尙他の方法にても觀察され得可し茲に人在り多分の
金子を所持し而も尙從來利廻り良く同時に充分なる安全の此れに伴ふ投資を見
出すに著しく困難を實驗せりとせんに斯かる場合に在りては其人若し生命保險
を年金に結び合はして夫れに投資すれば夫れに據て最初より其資本の上に良好
なる報酬を保證し而して一方充分なる安全亦之れに伴ひ得べし今之れを爲すに
主要なる二方法在り先づ年齢四十歳の一男子金壹萬圓を投資し度しと希望せり

とせんに其人は死亡せる時拂渡さるゝ利益分配無し金壹萬圓に對する生命保険証券に一時拂ひとして金四千三百七十圓を投資して之れを購求することを得左すれば残り金五千六百三十圓を所持することゝなる今其殘金にて毎年金三百七十一圓の年金を買入るれば其方よりは其人が投資せる金壹萬圓に對し一百圓に付金三圓七十錢八厘を生み出すことゝなるなり

投資全額より収入を生ずる様一時拂保険料にて利益分配無し終身保険及年金を結約せる結果を示す表

項	目	加入年				
		二〇才	三〇才	四〇才	五〇才	六〇才
投資金額	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
保険に對する一時拂保険料	三,一〇〇	三,五八〇	四,三七〇	五,三一〇	五,三一〇
差引 殘	六,九〇〇	六,四二〇	五,六三〇	四,六九〇	四,六九〇
殘金にて買入れたる年金	三七五	三七九	三七一	三五八	三五八

此種投資を説明するに何故に分配無し保険を選びたりやと云ふに縦令分配附

保険は多分將來に一層良好なる報酬を生み出すにもせよ投資より得らるゝ収入としては分配無しの方當初に於て一層多分にして然も何等取引に就て不確實の素質を有せざればなりとす

元金を投資する事は尙他の方法にても取運ぶことを得可し假りに投資せらる可き金額は前の如く金壹萬圓也とせば先づ年々保険料の拂込みを要する保険を結約し而して其資本の大部分は年金の購買に仕向けらるゝことを得左すれば年金の方より生ずる一部分は年々の保険料拂込の方に使用せられ而して其残りは年金に投資せる金子より利息として利用せらるる儲此種投資より生ずる即時にして而も最も良好なる報酬は第一百三十一頁中に記載せる割引配當法に於ける保険を結約すれば得らる可きが其方法に在りては証券の額面(face value)は何れは少々増額の「確カラシサ」を有することはありとも然も其証券の額面は減額せらるゝ真に僅少の「機會」を持つに過ぎず次表は此種保険より豫期せらるゝ最上の結果を示せるものなりとす

年掛保険料にて割引配當終身保険並に収入を生み出し且つ保険料を拂込む様年金を結約せる結果を示す表

項	目	加入年齢				
		二〇才	三〇才	四〇才	五〇才	六〇才
投資金額	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
第一回年掛保険料	一四五	一八二	二四〇	三〇〇	三四〇
差引 残	九,八五五	九,八一八	九,七六〇	九,六六〇	九,六六〇
残金にて買入れたる年金	五三六	五八〇	六四三	七三八	七三八
割引年掛保険料	一四五	一八二	二四〇	三〇〇	三四〇
投資より生ずる収入	三九一	三九八	四〇三	四〇三	三九八

保険の諸種類は右の方法にて年金と結合せられ得る事自から分明也一例を擧ぐれば若し或る人十年若くは二十年間少分の収入を領收するも満足なりとせば其人は保険料の有限掛済に屬する一保険を結約し得可し目第一百四十五頁至第一百五十二頁間参照左すれば保険料が終身間拂込まる可きもの、方よりも年金購買に大部分を吸収し其結果収入は當初には少分なるも然かも保険料の拂込結

了の後は多分とはなるなり

生命保険に對しての投資は一の重要な關係上一般に於ける投資に對し幸榮有る對照を生ず通常善き利益は悪き保證に伴ふ (associates good interest with bad security) なる格言は眞理也然れども生命保険に在りては良き配當は好き保證を意味す (good bonuses mean good security) 事は若し配當が多年間高率を持続せらるれば尙更殆んど全般に涉りて常に其場合有るものとす這は固より分配附保險契約人に割附せらるゝ利益の如何並に諸積立金の賢良なる利殖に大關係を有する剩餘金の多寡人命の慎重なる選擇及理財的經營の妙手腕等に歸せざる可からず而して凡そ此等のものは嚴格なる本質を保有する責任準備金と相俟ちて生命保険に特に存在する事物の格段なる状態即ち夫れに據て良好なる報酬の不斷の繼續は自から良好なる保證の全體然も確實なる左券と做すの原因とはなる也

結 論

夫れ生命保険の生み出す結果は單り同心協力に據りてのみ得らる可し文明社會に在りては愚昧なる人のみ獨り其生活に生きんと企圖すとの事は何ん人も之れを承認する處也とす協同は旅行に對し、新聞紙に對し、銀行に對し、食物に對し乃至生活の各般細目に對して必要なり隨て協同は生活上の二大勢力(即ち死亡及金錢を鹽梅調和するに於ても何等必要を減せざるなり而も其勢力より何者も脱出する能はざる此等二項に充分に共同の主義を適用するもの生命保険を措きて他に無之を如何にせんや

吾等は生命保険の問題を實務的基礎の以外に此れを置くに何等一の希望を有せず今實務的事項として嚴格に之れを論せん乎凡ゆる疑問を超越し如何にするも生命保険は最も價值有り而も亦た必要なる制度也と信す斯るが故に此事を理解せんことは有識者に在りては極めて容易なれども同時に又文明人が自ら夫れに據りて支配左右せらるゝ様公言する保険に關する各般の議論に依て僅かに指

示せらるゝが如き數百千人の多數者に對しては生命保険は實に命令的一義務たりとの事實は到底是れを無視するを得ず然れども此方面に關する事に就ては自身此れを判斷する様吾等故らに各人に任したり隨て吾等に在りては生命保険の與ふる安全、其投資に於ける報酬並に保険保護の實際上の營業的價格等を勘定提供するに方り凡そ這般の諸結果は共同に據るに非らざれば決して得られざるの事を解説するを以て自ら足れりとす

保険に關し有益なる事項にして此に附加を欲するもの尙多々在れども本書に在りては多少の制限を置くこと肝要也とす願ふに當初の素志に背きて其容積既に過分に伸長せり事乍併吾等好んで是れを遺棄せるものは毫も之れ有らざるなり

實例

譯者曰原書附録中に英國生命保險會社中最も著名堅實なるもの、中より二十六を抜粋して會社の組織、資本金額、保險種類及其料率、採用せる死亡表等營業上の基礎と目す可きものより責任の現實財産状態、重役姓名乃至所在に至る迄要點を縦横に網羅せり極めて有要と認めれども一々之れを譯載すれば殆んど爲めに一書をも作し得可し左りとて全々之れを後日に貽すは龍眼一瞬を點せざるにも似たらん歟乃ち其二三を左に掲ぐ亦多少の參考に資するを得れば幸甚也

第一 同盟保險會社 (Allians Assurance Company)

組織

本會社の創立せられしは一千八百二十四年にして其事業は保險會社條例並に社員總會の議決を経たる規則及規約に準據して管理せらるゝものとす

資本及責任準備金

本會社の募集せる資本は金五百萬磅にして其内金五十五萬磅は拂込済なりとす而して本會社の總積立金は未拂込資本を別として四百萬磅を超過す

保險料率

保險料の割合は保險の全種類に涉り頗る中正を得たり

雛形表

次の誕生日に 満年となる年	終身保險		六十歳受取養老保險	
	年掛保險料 一百圓に付	分配無	年掛保險料 一百圓に付	分配無
二	二,一七五〇	一,八一二五	二,七七九〇	二,三八七五
三	二,四三七五	二,〇三七五	三,三一六七	二,八七九一
三	二,七九一	二,三四一七	四,〇七五〇	三,五七〇八
四	三,二二〇八	二,七五〇〇	五,二二〇八	四,六一六七
五	四,五三七五	三,九八七五	一,〇一六七	九,九二〇八
六	六,八五四三	六,二四五八		

損益決算の基礎

最終の損益決算は豫定利率三分_三保險學會_三及_三表に基き一千八百九十三年十二月三十一日に行はれたり斯の如くにして頗る堅實なる責任準備を爲せるにも不拘分配附保險契約人中に割附されたる金額は保險金一百圓に付平均毎年金一圓五十錢宛の割合にて附加配當として實現せり

配當

配當は五箇年の一定間隔を置き布告せらる而して現行料率にて發行せる分配附保險證券に對し利益を添付する爲め重復歸配當方法を採用せり其方法とは前配當以來拂込みたる各保險料に對して復歸配當を與へ之れを保險金と現配當との上に附加計算するものを云ふ但し附加配當の割合は現行料率にて結約せる分配附保險の全種類に對して同一なりとす

次回配當は近く一千八百九十九年中に布告せらるべし

中間配當

此れは五箇年より尠からざる期間存續せる分配附保險に在りては保險金の請求を生ずる場合に與へらるゝものとす

保險約款

保險約款は保險契約人に對して最も有利にして全世界何れの地に赴くも割増を要せず且つ其保險は不可抗争地とす而も失効せる契約は新に身體の診査を爲さず頗る有利なる條件にて復活することを得而して復活を爲さざる契約の解約價格は沒收せらるゝことなく其儘保險繼續の方に振り向けらるゝものとす

營業費

生命部の方にて負擔する紹介料をも含める營業費は實收生命保險料の一割に制限せらる

死亡税

不動産所有者をして相続税の納附に備ふるに適せしむる爲め特殊保險方法設定せられたり其方法に在りては保險金若くは右に就き右の目的に對して要せらる可き程の金額は別に遺言證明書の提出を俟たず直接に稅務局に納附せらるゝものとす

生命保險の種類

實例 第一「アライアンス」保險會社

保険の他種類中左記のものも亦結約することを得而して其掛金表は本會社に請求すれば之れを得らるべし

- 一 均一保険料率に依れる終身保険
 - 二 最初の五年間軽減せる料率に依れる終身保険
 - 三 一時拂保険料に依りてのみ若くは有限年數間年掛保険料に依りて保證せらるゝ終身保険
 - 四 一定年齢に達するか又は其前死亡せる場合に拂渡さる可き保険
 - 五 短期保険
 - 六 連生保険
 - 七 二人若くは夫れ以上の人命中生殘者の死亡に依り拂渡さる可き保険
- 業務の他の種類**
- 既記諸種生命保険に附加して本會社の業務中には左記のものをも包含す
- 一 年金の交付
 - 二 火災保険

三 借地、投資及資本償却證券の交附(譯者曰何れも略ぼ同性質に係り元

本の投資を保険に應用せるものなりとす)

生命保険に對する料率の細別並に他の消息を指示する本會社營業案内の謄本は本會社の本支店若くは代理店の内何れに請求するも之れを得らるべし

本店所在

倫敦東中央部バーソロミユウ小路一及二番

第二 衡平生命保險會社 (The Equitable Life Assurance Society)

衡平

生命保險會社の諸保險が優良なる價值を有する理由は左の説明に據りて自から了解せらるゝならん

組織

通稱老キクイテーブルとして人口に膾炙せらるゝ本會社は一千七百六十二年嚴格に相互主義の上に創設せられたり被保險人の年齢に應じて各異保險料を徴收せるは本會社を以て嚆矢とし而も現在純相互會社中の最故參也とす

利益の全部は社員に屬す

相互組織の利益在る事に就ては之れを説明するに當り其一例として最終十年繼續の保險契約人中に分配せる利益金高を援用するに如かず其高實に金一百二十三萬五千八百二十七磅の巨額に上りたり左れば之れを株式會社に在りて株主に

に分配するものに比すれば其割合は十分の一より三分の一までの如くに相違在り

社員への貯蓄として	を與ふれば
一三、五八二	三〇八、九五七
一三、一六五	四二一、九四二
同	同

剩餘準備金は社員に屬す

本會社は多數株式會社が所持するものよりも多分の拂込濟資本金を所有し夫れに對する配當は株主に支拂はざる代りに増し配當の形にて社員に分配す最終の決算上手許在り高は三分利附^一及^二表の結合に依り最も堅實なる決算に據て要せらるゝ責任準備金を超過すること正に金五十八萬四千七百二十七磅に上り隨て英貨五十萬磅を脱出せる剩餘準備金を有することゝなる

無募集員、無紹介料

募集員を使用する會社に惹起する失費は收入保險料の一割乃至三割の差等在り然るに此キクイテーブルの要する經費としては六分五厘よりも尙少分なり隨

て社員は領收總保險料の上に三分半乃至二割三分半の割合にて利得することゝなる今一千八百八十一年より一千八百八十九年に至る十年間保險料として領收したる總金額は一百四十八萬八千三百五十七磅なり夫れ故十年期最終決算上

尙社員への貯蓄として

經費を一割と計算すれば	五二〇九二
同 一割五分 同	一一六、五二〇
同 二割 同	二〇〇、九二八
同 二割五分 同	二七五、三四六
同 三割 同	三四九、七六四

今全英國會社の諸經費平均割合は收入保險料の一割五分なるが故に此項目だけの貯蓄にても金十二萬六千磅即ち利益全部の一割以上に相當すべし

既往の成績 驚く可き記録

將來の成功を擁護する最安全なるものゝ其一は既往に支出せる經費の成績也とす

九十五年間の記録

一千八百九十五年十二月三十一日に終る九十五年間

領收せる保險料.....二五、二六四、九〇六

本會社の拂渡したるもの.....一九、八七一、五三九

保險金にて.....二二、三一九、九二九

配當金にて.....二、一八〇、八八六

解約價格として.....一五九、三七〇

年金にて.....四四、五三一、七二四

拂渡合計.....四、二八五、二八五

一千八百九十五年十二月三十一日付所有財産として.....左すれば右期間の全體を通じて本會社が拂渡す請求保險金となりたる各金一千圓に對して其保險金と配當金との合計は金二千一百二十三圓となり隨て社員若くは其遺族は保險料として拂込みたる各金一百圓に對し金一百七十六圓の報酬を受取るゝとなるなり

一千八百九十五年中に拂渡したる保險の員數一百十三に就て保險金及配當金を合計すれば

一件は**四倍**に超過せり

二十件は**三倍**に超過せり

五十六件は**二倍**に超過せり

原保險金額の

八十三件即ち全数の四分の三は**一倍半**に超過せり、
但し本會社は前年に拂渡したる保険金に就ての完備せる目録を公刊す

最終決算の成績

一千八百九十年一月一日に布告せられたる配當は保險の經過年數に依り差等はあるも前決算以來各年間満了せる保險金に毎年一百圓に付金二圓より金十圓六十錢までを割附せり次表は前配當にて告知せる配當金に死時に拂渡さる可き合計金額を加へ而して金一千圓の保險に對して爲さるゝ附加金を示すものとす

原保險金 一千圓

保險年數	一千八百八十年一月一日に於ける保險金及配當金額	一千八百九十年に附加せらるゝ配當金	一千八百九十年一月一日に於ける配當金と保險金の合計金額
八二〇	三、一七五、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	四、二三五、〇〇〇
八三〇	二、五七五、〇〇〇	九二〇、〇〇〇	三、四九五、〇〇〇
八四〇	二、二〇〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇
八五〇	二、〇一五、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	二、七七五、〇〇〇
八五五	一、九〇五、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	二、六二五、〇〇〇

保險年數	一千八百九十年一月一日に於ける保險金及配當金額	一千八百九十年に附加せらるゝ配當金	一千八百九十年一月一日に於ける配當金と保險金の合計金額
八五五	一、七九五、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	二、四七五、〇〇〇
八六〇	一、五三七、五〇〇	五八〇、〇〇〇	二、一一七、五〇〇
八六五	一、三五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	一、八三〇、〇〇〇
八七〇	一、一八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇
八七五	一、〇八〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇
八八〇	〇〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
八八四	〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

*一千八百九十年一月一日に接拂込みたる各保險料の期係上一百圓に付金二圓の間配當にて増加すべし

現金投資として保險は有利也

今若し年齢三十歳にて結約せる被保險人兼保險契約人現金にて分配金を受取るものとせば其人は投資として拂込みたる保險料の上に四分より四分に至る複利を生み出し而も尙證券面全金額は保險せらるゝものとす
一千八百九十年一月一日金一千圓の保險に爲したる十年間復歸配當の現金價格

結約年	十年間拂込みたる保險料	經過年數
十	十	十
二十	二十	二十
三十	三十	三十
四十	四十	四十
五十	五十	五十

實例 第二「オクイテーブル」生命保險會社

三二五

生命保険通解

三二六

二	二一八	七〇、七二五、〇	一七二、五〇〇、〇	三〇六、四〇〇、〇	四四一、九七五、〇
三	二六七	八一、七二五、〇	二〇〇、七五〇、〇	三五六、〇二五、〇	五一六、一五〇、〇
四	三二〇	九五、〇七五、〇	二三三、二七五、〇	四一五、七七五、〇	五九一、四二五、〇

三十才にて結約し而も二十年間保険されたる人の場合に在りては其人の拂渡を受取る現金は十年間に拂込みたる保険料の七割五分より餘り返高に當り而して同年齡にて結約し三十年間保険されたる人に在りては十年間に拂込みたる保険料よりは其三分の一だけ餘分に受取るを看るを得可し

大なる解約價格

本會社は支店出張所の維持若くは代理店募集員に對する代理手数料支拂ひの如き保険の結約に關聯せる何等當初の大失費を要せざるが故に若し脱退することを希望せば僅かに一回の保険料拂込まれたる後にても尙其保険の全價格を社員に與ふることを得可し元來此れは極めて重要然も人が其生命を保險に附したる時往々看過せらるゝ事項也とす

總配當附加積立附金一千圓に對する分配附當終身保險及死時に拂渡さるゝ同額全拂濟證券に對しての

(最終の利益分配の當日に於ける) 解約價格

結 約 年 齡	一 千 八 百 九 十 年 に 於 ける 保 險 の 經 過 期 間	
	十 年	二 十 年
二〇	現 金 格 一七三	現 金 格 四九五
三〇	現 金 格 二二二	現 金 格 五九一
四〇	現 金 格 二六二	現 金 格 七〇四
五〇	現 金 格 三二〇	現 金 格 八五八
	證 拂 券 濟 三六一	證 拂 券 濟 九一九
	證 拂 券 濟 三九三	證 拂 券 濟 一、〇二六
	證 拂 券 濟 四二八	證 拂 券 濟 一、一〇八
	證 拂 券 濟 四六六	證 拂 券 濟 一、二〇九
	現 金 格 九一六	現 金 格 一、六三六
	證 拂 券 濟 一、六九八	證 拂 券 濟 一、八二七
	現 金 格 一、〇九七	現 金 格 一、五六六
	證 拂 券 濟 二、四三七	證 拂 券 濟 二、二八二

*左れば三十才にて金一千圓を保險せる人は三十年經過せる時(即ち六十歳の時)金一千一百六十五圓の現金拂渡を受くるが又は金八百一圓を一時に保險料として拂込みたるものに相當する金一千六百九十八圓(將來の配當をも分配せらるゝ)の拂濟證券を交附せらるゝとなる

證券擔保貸付

若し保管人持參せざる時は本會社の證券擔保貸付に方り其旨簡單なる通知に

依り而して借受人の権限若し他の権利を妨碍せざれば略ぼ解約價格の全額返請
求することを得然る上は何ん時にも無通告にて返済することを得可し

保険は全世界通用なり

特殊の場合を除き保険は全世界無割増なり而して悪意有る詐偽に據りて結約
せられざる限りは實際上不可抗争也とす

此上の細目及各般の消息を知らんとすれば倫敦東中央部 官舎街(官舎向)キクイ
テール「生命保險會社」アクチュアリー「エーチ」ダブリューマンレー氏宛に通信せ
られよ

第三 星章生命保險會社(Star Life Assurance Society)

組織

本會社は一千八百四十三年に組織せられたり、本會社は其組合契約に據りて支
配せらる而して其權限は隨時進歩せる時代の要求に應ずる爲め保險會社條例に
據り擴大せられたり素と本會社は適當に量定せる専門學基礎の上に構成せられ
而して各取締役は其業務執行上決して此主義より離るゝことなし

保證

諸契約の履行に對し本會社に據りて保險契約人に提供せらるゝ保證は疑ひも
無き處也とす其保證は第一回拂込に於て既に完了せる金十萬磅の募集資本金全
部より構成し而も尙夫れに附加するに現時金三百七十五萬磅を超過せる額に上
れる準備積立金を以てす

投資

之れは財産處分證書に準據し保險契約人の利益の爲め受托者の名義にて第一

等方法にて投資するものとす此等投資の細目に關しては各年報中に掲記せられ各取締役は法律にて特定せる第一等方法以外何物にも投資する権限を有せざるものとす

決算

利益金額は本會社業務に關する慎重なる検査を経て各五年毎に決算す而して其成績は最高地位に在る獨立せる「アクチュアリー」に依り正確なるものとして保證せらるゝものとす因に十回の利益分配にて告知せる總額は金一百九十七萬七千九百三十九磅なりとす

無特別保険料

特殊事情の下に於けるを除き何等特別保険料を女子より徴收せず普通の職業に従事する健康者に對しても亦同斷也とす

保険の種類別

本會社は終身間若くは被保險人の生存中拂渡さるゝ保険金額並に「トンチー」に保險を除きたる他の全種類に對して證券を發行す

保險積立金	三、八〇〇、〇〇〇 磅
年収入	六〇四、〇〇〇
拂渡保險金	四、五七〇、〇〇〇
分配せる配當金	一、九七七、九三九

取締役會

會長

副會長

ア	サ	ー	氏
ベ	ネ	ス	氏
ヤ	ロ	ン	グ
ヘ	ン	リ	ー
モ	ル	ガ	ン
ア	イ	ザ	ツ
ク	、	ホ	イ
ル	、	ホ	イ
ル	、	ホ	イ
ル	、	ホ	イ
ル	、	ホ	イ
ル	、	ホ	イ

ウ

リ

ゲ

エ

ツ

ト

氏

アレ

キ

サ

ン

ダ

マ

ツ

ク

ア

ー

サ

ー

氏

各般の消息は本店若くは本市に於ける多數支店支配人の何れよりにて之れを承知し得らるべし

「アクチュアリー」及秘書役

「ヘンリーギヤムブルホブソン」氏

本店

生命保険通解終

生命保険通解附録

左は某社執務上の便を圖らんが爲め付て予の起草に成り今尙其用便に供し
居るもの也序を以て之れを巻尾に附録す

生命契約要領

夫れ「生命保険申込書」は法律上の用語にて申せば申込人（契約人又は被保険人）に在りては會社（即ち保險者の意）に對する一の條件附意思表示若くは重要事項及事實の告知にして相手方たる會社に取りては申込又は契約の諾否若くは其條件を決す可き唯一の資料にして復後日の證據たり左れば申込書の間違ひ無く認められたると然らざるとにては申込人並に會社の利害に大關係有る可きを以て之れが認め方に就ては双方念の上にも念を入れざる可からざるは今更申す迄もなきところ也而して元來申込書は申込人自身認む可き筈なれども多くは其心得不充分の爲め便宜上會社員又は代理店員以下單に假りに一般に募集員と稱す代はりて

是れを相認め申込人熟覽若くは承知の後署名捺印を要むるの場合勢ひ多からざるを得ず其時其人は「會社規則」を参照すると共に範例を本書に採られたし「申込書」の完備と共に契約振並に報告の正確にして迅速なるは此亦會社が常に希望するところなり縦令ひ申込書のみは一と通り作成せらるゝも募集員が一面「診査報狀」に注意せず若くは申込の取捨を誤り或は表裏種々の危険に氣附かずして身分不相應又は身元不明瞭なる者の契約を取結び或は又報告の回送、會社の照會に對する應答敏活ならず兼ねて往々此れを取り落すが如きは畢竟思慮周密申込人事業並に會社に親切忠實なる者の敢て爲さざるところなり會社は萬々右の如き取り落し又は間違ひ等の無からんことを希ふの餘今茲に本書を作りて其要節を指示する次第也とす

多數の募集員中申込書作成契約振又は其報告方等に就て或は未だ會社の希望を充分に了解せざる者亦無きを保し難し會社は都度々々説明矯正の勞を厭はざるも保險事業及之れが事務に關する基礎の一半は統計數理の上に在り隨て取扱ひ方區々に涉らざる様當に是れを統一整理するの必要も有り勞々本書を作りたる

所以なりとす此に據りて申込並に契約又は報告等に關する標準若くは範例の一斑を識りて全豹を推し且つ之れを實行するを得れば幸甚也

第一 申込に關する事

- (一) 募集員は尠くも會社の保險規則掛金表、約款、保險證券の裏書、代理店又は診査醫約定書、代理店必携關係諸用紙帳簿「カード」の性質、診査醫心得體格統計及度量衡比較表、保險業法並に同法施行規則、民法商法中保險若くは契約に關する要項及保險學理の主要等には豫め通曉すると共に本書は必ず暗記せざる可からず
- (二) 會で勧誘を爲さざる向の申込中には往々危険と認む可き者亦無きにあらざる可し左れば其狀況を内外より考察して取捨を誤らざる様先以て注意肝要也
- (三) 未見不知の者又は性行不明なる人の紹介せる者若くは又全體の様子何となく不安にして普通とは認められざる者の申込には同様前後萬事注意の事
- (四) 身體不具又は虚弱なる者、遺傳病の系統有る者、短命の虞ある者、或は何となく不健全と認めらるゝ者若くは以上の疑ひ在る者、其他總じて「診査醫心得」事故付

申込人診査標準中に掲げ在る者等は妄りに勧誘す可からず

(五) 未成年者、女子殊に有夫の婦、俗に所謂高利の金貸業者、無業者、身分不相應又は申込の動機徑路の不明なる者、其他、職業の種類其他に由る謝絶若しくは割増標準中に掲げ在る者、或は以上の諸業に準ず可き者等の申込に就ては用意一層周到なるを要す

(六) 歸化人又は從來永く日本領内に居住して氣候風土に慣れ風俗習慣にも通じ尙引續き居住する者の外は諸外國人の申込は當分の内可成之れを受けざるを良とす滿韓又は臺灣土人にして多量の亞片を吸烟する者は總べて是を謝絶す可く

(七) 既に申込を受ければ申込書作成の際又は契約取結びの時募集員は成る可く申込人に面接の上諸事親切に説明す可し相互意思の疏通を圖り後日の誤解紛議を避くるに妙なればなり

(八) 濫りに紹介人に大切なる申込書をも代筆せしめ或は誤りて契約を委ぬるが如き事(第一回保険料受取證書の交付)無之様萬々注意せられたし

(九) 既往症の隠蔽若しくは其他の重要な事項事實の無記入、解約錯誤又は不正の

契約等は申込當時の用意如何に由りては或る點迄は之れを避け得られざるにもあらざる可し總じて事は未然に防ぐを最上の良策とす募集員は申込を受くるに方り先づ此心掛けを相忘る可からず

(十) 前申込書の寫を請求せらるゝ者逐日増加の様様在り會社は力めて之れに應ず可くも後の申込書を認むるに方り寫にのみ相頼れば一例を擧ぐれば生存年齢若しくは死後年數又は兄弟姉妹及子女の員數等其他各要項を彼此對照するも相符合せざるの不都合を生ず可し而して申込書の様式も數度變更せられ居るを以て心して新に申込書を作り寫は單に參考に供するの心掛有り度し尙姓名を改めたる分は寫請求の際所屬店名と共に新姓名をも附記し且つ状態又は葉書に「寫請求」の旨を朱書せらる可し最も報狀寫は一切應需せざるものとす

(十一) 保險年齢に達せざる者(假例へば十五歳未滿の者又は十五年滿期養老を希望する三十歳未滿の者)は假令ひ保險年齢相當の保險料實際に於ては年齢よりも高き掛金を拂はるゝも實際年齢に達せざる向の申込は之れを受く可からず六十歳以上又は年増の爲めに制限年齢を超過す可しと思はるゝ分も亦同じ

(十二) 申込人遠隔の地に在る場合には本支店に申込書作成又は診査方を依頼せらるゝは敢て妨げ無く相互勉強して便宜を圖る可きも募集員各自の間に照會應答せんよりは本支店を経由するを安全とす而して申込書は可成豫め依頼者に於て相認め其上一度にて診査済となる様申込人に委細打合せ置かる可し

第二 申込書各項の説明

附 認め方注意の事

(一) 申込書の各項は所謂重要事項又は事實を漏無く記入する様設けたるものなれば之れを完全に相認むるには先づ根本より各項に就き一々其原理を了解せざる可からず然れども今此れを詳細に論述せんことは小冊子の能くするところにあらずれば加減して左に一と通り説明す可し

姓名 凡そ姓名は彼我又は自己若くは兩性を區別せんが爲めの名稱たるに外ならず左れば假例へば「渡邊治郎」を誤りて「渡部二郎」と記し申込書の初筆姓名欄に募集員は先づ「安達春藏」と書し而して同書第二面末尾に被保人は「足立春造」と

自署せるに夫れに心附かざるが如きことなき様に相認められたし

一 族籍 籍は本籍の所在を意味し族は族稱を指すもの也とす就ては道府縣國郡市町村名字小字番地及族稱等は無相違様可成明細に認めざる可からず誤記又は略記の儘保險證券を作製して之れを契約人に送附後往々問合せ書換へ若くは訂正の請求ありて相互無用の手数を要すれば也

假例へば東京市本郷區湯島天神町十二番地平民「詳」と詳記す可きを本郷區天神町十二番地「略」と略記するが如き或は又山形縣羽前國西田川郡鶴岡町字寶町小字大寶寺甲一番地「正」と明記す可きを山形縣田川郡鶴岡町寶町「誤」と省記するが如きことの無之を期する事

但し右の場合若し實際不詳の箇所在らば其箇所又は筆止め「不詳」の文字を記入す可し

二 生年月日、出生地及現年齢 の相違中殊に年齢の間違ひは保険料の多少に影響するのみならず實際の年齢が契約の當社會社の掛金表に掲げたる年齢以外なるときは其契約は無効となり然らざるも後日契約人の不利益を來す可き

を以て最も正確に記入せざる可からず而して出生地若し本籍地と異なる場合には此亦可成略記せずに出來得る限り詳記す可し而して又現年齢は假令へば二十年五ヶ月三十日迄は二十年に算し二十五年六月一日よりは二十一歳に算用す可ければ出生年月日を和洋對照表に對照して計算を誤らざる様注意肝要也とす

假例(正) 萬延元申年又は明治七戌年二月二十八日三月二十八日舊江戸常磐橋内秋元藩邸内又は山形市香澄町録口に生る現年齢假りに明治四十二年七月一日計算四十九年三月十日又は三十五年四月三日

但し序を以て假例(正)の場合を豫想して和洋對照表使用並に現年齢算出方を説明せんに日本に於て陰曆を陽曆に改正同時に陽曆に據れる年齢を戸籍に登錄せられたるは明治六年よりの事なれば明治五年十二月三十一日以前出生の分と明治六年一月一日以後出生の向とにては自ら計算法を異にす可し先づ前者に在りては明治四十二年七月一日は年度は洋曆一千九百九年に相當するを以て一千九百九年七月一日と計算の基礎を置き夫れより對照表中

六葉目「萬延元年」の項中上より二つ目と「年號」とある項中「二月朔日」の野線を左に數へて其分を加へ横に入つ目即ち上と横と相合する野内の數字一千八百六十年二月二十二日を減すれば其差は四十九年四月九日となる最も陽曆と陰曆とを改算の狂ひ一日(前記「年號」とある項中「二月朔日」とある一日を指す)有るを以て此一日を差引けば四十九年四月八日となる之れにて計算當日と出生年月迄の計算丈は相濟みたる勘定なれば夫れより更らに又出生日の二十八日を引去れば四十九年三月十日となる此れ取りも直さず明治四十二年七月一日に於ける萬延元年二月二十八日生れの人の正味の現年齢なりとす後者の場合は前者に比し一層簡易にして必ずしも西曆に換算せざるも宜敷(換算するも同様)先づ四十二年七月一日なる計算の基礎を置き夫れより出生年月日明治七年二月二十八日を差引きたる現年齢は三十五年四月二日となる左れば別に一日引去の要もなし

(注意) 出生年號(假例へば安政五年又は慶應三年)の不明なる場合には自己の干支(假例へば己未又は丁卯)を繰りて數へ年に對照すれば大抵は間違ひ無き

のみならず年齢相違の場合などに参考するにも妙なる可し

戸籍の年齢の方實際の年齢より少き場合には實際年齢を掲げ實際年齢より戸籍年齢の多きときは戸籍面の年齢を記入すべし

三 職業 は最も明確精密に記載せざる可からず何となれば直接申込を受けたる者は申込人の職業其他に由り略々其身分又は身元を知り得るとするも申込書又は報告書のみ據りて契約の振合を決定し又は契約済の分を調査追認する者は記載方不備不明瞭なれば保険金高を職業に對照して果して相當なりや否やをも判別若くは推想し得ざるのみならず同職業にても状況境遇の如何に因りては自ら健康状態にも多少の影響もあり又業體に由りては特別保険料を増徴するの必要もあればなり

今一例を擧ぐれば内實は別に資産をも有せざる月給金拾貳圓を受くる一小學の青年獨身の代用教員假りに金貳萬圓を申込みたりとせば會社は身分不相應又は繼續の見込充分ならず若くは裏面に何等か會社に不利益の事情伏在せずやとの懸念より其申込を謝絶する事請合也然れども募集員若し申込人の云ふ

が儘若くは誤り信じて職業を貿易商と記して一方身元の調査をも疎漏にし其通り會社に報告したりとせば會社は誤りて其申込を受け兼ねて損失を招く事も有らん普通斯かる危険は無形若くは道德的危険と呼稱せらる精々注意せざる可からざる所以也とす

無職業 今は定職は無くも最近某職に在りたりとか父兄又は子女より仕送らるゝか地所家屋田畑山林株券債券又は預金を有するか若くは又恩給年金乃至扶助料を受け居るか兎に角生活を維持し且つ保険料を拂込む何等かの資力は有る可し右の場合左の如く記するを良とす

(一例) 退職東京地方裁判所第一部長判事 但し單に判事とのみは記す可からず

(二例) 戸主父は日本郵船株式會社横濱支店長

(三例) 契約人長男は福島縣若松尋常中學校教諭(教頭)自分は隱居

(四例) 無職 但し貸地所家屋及預金を有す

但し右に限らず身分低きか又は其他の事情にて特に明記を避く可き場合又

は書き餘りもあらば別に報狀に附箋す可し以下總て之れに準ず
雜業又は庶業 要領を得ざる業體也諸種兼業との意ならば其内重なる業務の
二三を明かに列記の事

雜品商又は物品販賣業 如何なる品物を如何に取扱ふ商人又は業體なりや其
内重なるもの二三を前同様明かに相認むる事

農又は農業 何れ農業と云へば自作又は小作人と解釋せらるゝも中には地主
にして自作を兼ねるものも在る可ければ大體は農地主又は兼自作(農業自作)又
は農夫と云ふが如く夫々可成區別して記載し農又は農業とのみ認む可からず
工業 と一口に總稱し難しと云ふ其譯は工業中にも大(工場)中(請負)又は棟梁、
小(手工)又は居職の區別も在りて工場主は多くは資本家にして自ら手を下さ
るも技師又は工事受負若くは棟梁の如きは設計と共に自分自ら手を下さる場
も在り而して手工居職下職の如きは寧ろ何々職工と稱するを適當とす可けれ
ばなり

(例) 三吉電氣工場主、土木受負業(道路、大工棟梁、建築、造船技師)又は家大工、指物職

紺屋職人等

商業 とのみは記入す可からず必らず何商にして問屋、傍ら製造をも爲せば大
商人にして一方工場主たり、卸商(中)又は小賣、居賣、觸賣(小)の何れなりやをも可相
成は區別したし

(例) 呉服太物問屋、砂糖卸商、酒小賣商、和洋小問物行商等

何々業 何々業と云へば總じて本人自營の場合に限る可し一例を擧ぐれば何
々活版印刷所の職工又は小僮を直ちに印刷業者と誤記せざる様致し度く印刷
業とある上は主人自身の事たる可し隨て使用人又は雇人たる職工、小僮は何々
印刷所職工又は小僮と相認むるを適當とす

銀行會社、商會、商店又は組合員 銀行員若くは會社員とのみは記入せず、に商號、
名稱、業體又は可成は役柄をも詳記せられたし

(例) 三菱合資會社、銀行部爲替係主任、東京鐵道株式會社、工務課保線係技手、陶器
輸出森村商會名古屋支店仕入方、羽二重卸賣、甲斐商店販賣部手代、日本橋區新富
町購買組合共榮社書記等

官吏、軍人、教員 一概に官吏、軍人も官公立諸學校教員も官吏又は準官吏なり、軍人又は教員と云ふも此亦一口に銀行、會社員と稱するが如く申込書に於ける職業名としては不完全なるを免れず左れば官職名、役名、所屬官署名、校名等は出來得る限り詳記するを肝要とす

(例) 農商務省參事官兼商工局統計課長、兵庫縣事務官警務長、第二師團司令部附參謀陸軍歩兵大尉、常備艦隊軍艦常盤分隊長心得海軍中尉、京都帝國大學法科大學教授、廣島高等師範學校助教授、秋田縣立大館尋常中學校教諭、尾之道市立第二尋常高等小學校訓導若しくは沖繩縣首里區立尋常小學校訓導等の如し
醫師 可成開業醫、勤務醫の何れなりやを區別し學位を有するものは其學位をも併記す可し

(例) 開業醫又は加藤病院々主兼院長、醫學博士、岐阜市立病院內科部長、醫學士、警視廳第三部醫員臨時檢疫醫、千葉醫學專門學校醫學士又は醫學得業士等
僧侶神職 宗派名、寺社名及役職名をも差支無き限り詳記する事

(例) 曹洞宗大德寺住職、淨土宗常信院役僧、眞宗本派峯慈庵徒弟、大物忌神社宮司、

天理教小倉分院權小講議、奈良春日神社雜掌等

學生、未成年者、婦人又は家族(無職業參照) 普通自己に定職無く俗に所謂親掛り若しくは夫、戸主等の扶養を享くる者に在りては小中又は大學生若しくは無職とのみ略記せず前掲「無職業」とある場合を參照して可成丈本人の所屬校名又は校種名若しくは境遇等を明記すると共に契約人、夫、戸主若しくは父兄の職業をも併記す可し

(一) 例) 東京府立第一高等女學校生徒(戸主は同校教諭兼舍監)、山梨縣立徽典館尋常中學校生徒、契約人、父は地主農、慶應義塾大學部理財學科學生、兄は東京倉庫株式會社支配人)

(二) 例) 茶道、琴曲、裁縫、自宅稽古中(父は開業醫、家事を理む、夫は東京株式取引所仲買人、印)諸新聞配達人(戸主、叔母は雇人口入業)等の如し
軍籍 關係無くば「無し」と記し若し關係有れば補充兵、豫備役又は後備役と夫々記入す可く現役中の向は上欄に可成は所屬部團隊名、官職名、卒の如き場合に在りては父兄又は自家の職業をも併記の事を記したる上にて上欄に「戰爭の危

險に臨むときは戰時割増保険料を支拂ふことを承諾すと別記し末筆に契約人の捺印を要むること

但し平時に在りては將校及同相當官以外又は軍人職増を拂込む向には特に承諾せしめ置かざるも宜敷ものとす

四 保險種類 尋常終身又は單に終身と記したるのみにては無利尋常終身なりや利附尋常終身なりや之れは壹千圓以上に限る又は有限終身なりや不明にして保險料を算出するを得ず而して又有有限養老の某種に在りては契約の振合にも多少の斟酌をも加へらる可く診査醫心得參照殊に定期の壹千圓は他種の貳千五百圓と看做すを以て種類不明なるときは振合決定上に不都合を生ず可し

但し種類を別にする毎に申込書も亦別に認む可し

保險金拂込方 保險金の多少拂込方の如何に由り他の各項に比較し診査上壹千圓より檢尿を要す決定上(場合に依り減額せしむ及計算上(特別手數料の増減)に種々の關係を生ずるが故に種類と共に必らず明記すべし若し未定ならば問

合せの節豫定金額を必らず報告す可し

五 保險金受取人 たるを得可き者は現行法律にて被保人の親族(一、六親等内の血族二、配偶者三、三親等内の姻族)に限られ居る次第とて被保人の親族關係並に受取人の姓名は特に明記を要す申す迄も無く内縁の妻は法律上未だ親族とは看做されざるものとす

契約の當時指定す可き受取人無くば必らず特に家督相續人と記し正當或は正統相續人又は單に相續人と認む可からず

但し被保人未だ戸主に非らざるか戸主なるも子女無き場合に豫め家督相續人と定むるは未だ存在せざる者を受取人と爲すものなりとて此間に疑問を發する人も在らば生命保險契約は普通長期に涉るを以てその内には家督相續人たる可きものも相定まる可くも若し萬一保險金受取の際尙未だ家督相續人在らざれば遺産相續人に拂戻すの趣意なる旨を懇切に説明すべし最も養老に在りては必らず被保險人若し滿期前死亡するときは」と前書きの事

六 被保人曾て會社にて保險されたることの有無若し有らば其結約年月日保

險種類、金額及其積否を知るを得ば前後の申込書及報状の各項に就き諸種の状態を参酌して衡平、迅速且つ精確に振合を決定し得可し左れば出来得る限り此れを詳記し若し無くば必らず本字にて「無し」と記する事

七 關係會社に夫々照會又は打合はすこともあり旁々本項の目的は前項に比し大同小異也とす

八 七項の目的を一層推し擴めたるものにして所謂重要事項中の一重要事項なれば苟りにも遺漏誤謬無き様記載方特に注意せざる可からず而も近來決定前又は契約報告を受けたる後に至り此遺漏誤謬を發見する事決して尠からず酷敷は近々兩三月前若くは同月中數會社にて夫々再診、年増又は謝絶せられたる事實を一も明記せざるもの亦無きに必らず當初僅かの心得違ひの爲めに後日に申込人、事業會社乃至募集員自身の迷惑と相成らざる様最も念を入れざる可からざるの事なりとす

九 其趣意前項と略相同じ

十 右同斷なるも父母、夫妻、兄弟、妹又は子女等家族中何人の分なりやは各區別記

載を要す

十一 申込當時被保人健康と自覺せば其通りに記し然らざれば自覺症狀又は具合の大體を記する事

十二 種痘、天然痘又は麻疹の如きは其經過の有無及度数等は被保人の利益の爲めにも明記を必要とす

十三 可成丈詳細に聞質し其儘に記入すること

十四 所謂「既往症欄」にして此亦重要事項中の一重要事項也とす左れば前項に準じ一々何病に罹り何月又は何日間何市町村の何某醫師の治療を受け其經過の良不良、再發の有無等を殊に詳細列記す可し要するに本項に記載無かりし曾患を、診査報状の「既往症欄」内に詳記あるが如き齟齬をも生ぜざる様に致度窒扶斯、マラリヤ等の如き免疫性疾患は可成記入し置くを被我の利益とす

十五 右同斷

十六 同上

十七 過分に飲酒又は喫烟するものは其職業、體質其他に應し健康上に影響す

る所亦尠からざるを以て本項を輕視せず毎日飲酒一合なれば一方の「稀」を消去り稀に半合なれば必らず「毎日」の文字を抹消し對酌量をも明記す可く而して又「喫烟を嗜む又は嗜まず」と様に認むべし但し總て一、二、三等の略字を用ひず壹、貳、參等の文字にて書するを要す

十八 配偶者の有無及其健否結婚年齢、度数又は最近配偶者の死因等に在りては付て結婚せるも現に配偶者なくば本項上欄に「無し」と記して「未婚者」とを區別し而して若し在らば結婚年月、現在配偶者の年齢並に其健否を記し死離別者有らば下欄に何年前何才の男女に配し其夫妻何年前何才死離別病名何々病種又は死後年数の如何に由りては決定をも受けざる可からずと細記する事

十九 生存(死亡すれば空欄)及死亡當時の年齢、死後年数(生存者には固より不用)又は生存者の健否若くは死亡者の病名乃至死因其他は最も詳記の必要有り假りに年齢其他不詳の向は何十何歳位と記するは不得已とするも「不詳」「不詳」多き場合は或は申込人の爲めに不利益に解釋せらるゝ事なきにもあらざる可し此場合尠くも不詳の理由をも附記するを良とす

稀に老人瘦削、枯衰、死因不明等は無之にはあらざれども假令ひ六七、八十歳以上普通老境に入りて死亡せるものにて何等かの病名又は死因は在る可き筈なれば精々聞札の上「老衰」の文字を濫用せざる様特に注意の事

「外傷の爲め」「溺死」「變死」等の場合には成る可く死亡の原因及事實を説明的又は考證的に詳記す可し

實父母の父方母方祖父母(假例へば養父母の父母の分は不用)の遺傳關係のみを記し又は母を異にするも父同一人なれば同父の兄弟姉妹の分等は必らず各列記するを要す

二十 前項準用の事

廿一 前同断

廿二 右に同じ(異父母の分は夫々別記す可し)但し現在生存者のみを擧げて死亡者の有無、年齢、病名其他を書き落さざる様委敷聞取り記載方特に注意す可し

廿三 同上但し被保人婦人の場合に在りては自己の生みたる者のみに限る

廿四 申す迄も無く危険の状態新に更まる可ければ也

右にて一と通り申込書各項の趣意を説了せるも被保人法律上の無能力者、限定能力者なるが故又は其他特殊の事情の爲めに被保人と契約人とを異にするの場合には契約人の本籍地、現住所を別に詳記したる上にて契約人の「職業」(假例へば金貸業)及被保人との身分「關係」又は「續柄等」(父、夫、雇主、知人、或は債権者)をも明記せざる可からず

(二例) 被保人未成年者(二十歳未満但し十九歳七ヶ月にして保險年齢は二十歳の場合にても)なるときは親権を行ふ父母又は後見人を契約人たらしむ可し

(三例) 禁治産者は後見人、準禁治産者は保佐人を契約人とす

(三例) 有夫の婦は夫を契約人又は證人に相立つること

但し契約人、被保人同一人なるも必らず兩方に自署捺印を要むること

申込年月日 起算日なり確定年月日を明記せざる可からず

申込書は募集員代はりて認むるは不得已とするも契約人及被保人には必らず自ら署名せしめ且つ實印又は認め印を用ひて捺印せしむべく申込人双方自署すること能はざるもの限り代筆署名して其事由を傍記す可し

但し契約人指印押捺の申込書は一切受附けざる可く仕切判又は所判を使用せるものは此亦同様とす有夫の婦未成年者等にして實際印形無所持の向は契約人をして代印せしむ可し最も自署のみを以て署名捺印に代へ得るの地(假例へば歐米)に在りては特に此限りにあらざるものとす

(二) 書體は楷又は行書に限り字劃亦正確一目明瞭なるを要す然らざれば萬事に面倒を惹起すの基にして特に證券作製上自他の不便利益尠からざれば也

(三) 酷敷塗抹改竄又は除削の痕跡有るものは此亦前同様申込書としての價值を損ず左れば開落し書損無き様當初作成の際充分に注意し止むなく塗抹改竄又は除削を要する場合には其箇所に契約人の捺印を求め同時に欄外に何字訂正又は何字削除との旨を書加へ其所にも捺印を求め置く可し

(四) 右の場合小刀又は消し護謄などにて文字を削り取り又は一旦消し去り其儘其上に更らに書き入れ書き加ふる事は無用とす

(五) 文字は必らず本字を用ゆ可し而して若し書き入れを要する箇所に書き入れ、事項無くば本字にて「無し」と記し「なし」の假字を使用するか又は空欄の儘に成し

置く可からず

- (六) ○—ク—等は一の符牒符號に過ぎずして文字に非らず左れば此は一切使用せず必らず「無し」「健康」「不詳」「同前」等と明記す可し而して兩欄兩項若くは夫以上に涉り——を用ひて一括其下に共通の意味の文字を記入す可からず
- (七) 要するに申込人に代はりて申込書を相認むるときは募集員は相方永遠の利害に鑑み可成略記せず可成丈明記詳記して萬々遺漏無きを期せざる可からず
- (八) 申込書は認め終らば必らず慎重に初めより一と通り眼を通し間違ひ又は書き落し無きや否やを相確め契約前報状とも對照し會社に發送の際今一應契約報告とも相照合す可し年齢及保険料の過不足に於て特に然りとす
- (九) 訂正又は誤記の點在りとて申込書報状又は契約報告の返送を求めらるゝものあり返送は爲さざるには非らざれども再送せらるゝ迄には時日を空費するのみならず證券の作製も後れ會社の諸務取扱方に手違ひをも相生じ其上紛失の虞亦無きにあらず發送の際再應も相確む可しとは右の次第故と承知せらる可し
- (十) 募集員は如何なる場合にては諸事最も親切丁寧且つ經濟的に其任務を完う

する様心掛く可き筈なり左れば小事なればとて注意を怠り爲めに時間と勞力と費用とを空費し又面倒と迷惑と間違ひとを申込人並に會社に相掛け且つ惹起すが如き事無之様平常の用意殊に周到なるを要す

(十一) 申込書は異りたる筆蹟當初の代筆者又は申込人自身の外にて隨意に訂正又は加筆し得可き筈のものに非らず斯るが故に後日募集員より訂正又は加筆方に就き種々の申出あるも會社は故無く之れに應せざる可く又應す可からざるものなりとす

第三 申込書作例

申込書各項の説明附認め方注意の事に基き男女二様に分ち今左に申込書の作例を示す可し會社「保險規則」中末尾の「保險申込書式」參照の上認め方之れに準據するを要す

被保険人 姓名 (例) 龜田鶴太郎生命保険申込書

一 族籍 (例) 山形縣羽後國飽海郡鮎川原村字長泥町甲百拾四番地(又は不詳)士族

二 (例) 明治癸卯年貳月貳日 (例) 秋田縣山利郡平澤の内琴ヶ浦(又は族籍地)に生る 現年齢 (例) 卅九年參月八日

三 職業 (例) 明治生命保險株式會社契約係主任 (例) 軍籍 (例) 不在らす (例) 戦争の危險に臨むときは戰時制 (例) 又は近衛師團歩兵第一聯隊第二大隊 又は現役 (例) 現年齢を拂ふことを承諾す(例) 長陸軍歩兵少佐

四 保險種類 (例) 貳拾年有限終身 保險金 (例) 貳千圓 保險料毎 (例) 年(又は月)拂

五 保險金受取人及び其被保險人との關係 (例) 被保險人の家督相續人(又は次男東京市芝區三田三丁目) (例) 又は三番地 唐崎 松大)

六 被保險人は明治生命保險株式會社にて保險されたることの有無 (例) 若し之のあらはらば其結日、保險種類、金額及び其續否 (例) 無し(又は明治癸卯年貳月廿五日無利尋常終身) (例) 又は明治癸卯年貳月廿五日無利尋常終身

七 被保險人は他の生命保險會社にて保險されたることの有無 (例) 若し之のあらはらば其結日、會社名、保險種類、金額及び其續否 (例) 無し(又は明治廿八年六月拾日共濟生命保險會社と五拾才受取を依り解約せり) (例) 又は明治廿八年六月拾日共濟生命保險會社と五拾才受取を依り解約せり

八 被保險人は會て生命保險を申込み再診拒絶又は年増の決定を受けたることの有無 (例) 若し之のあらはらば其結日、會社名、保險種類、金額 (例) 曾て無之(又は第六項明治生命保險會社とは) (例) 曾て無之(又は四年増にて契約せり)

九 被保險人は會て生命保險を申込みたれども締約せざりしことの有無 (例) 若し之のあらはらば其結日、會社名、保險種類、金額 (例) 明治癸卯年拾貳月廿日日本生命保險會社に尋常終身保險金壹千圓を申込みたれども自己の都合にて締約を合せたり (例) 又は明治癸卯年拾貳月廿日日本生命保險會社に尋常終身保險金壹千圓を申込みたれども自己の都合にて締約を合せたり

十 被保險人の家族中又は被保險人生命保險會社にて保險されたることの有無 (例) 若し之のあらはらば其結日、會社名、保險種類、金額及び其續否 (例) 無し(又は明治癸卯年九月死亡同月保險金を領せり) (例) 父鶴田明治廿七年八月廿日共濟生命保險會社に尋常終身保險金五百圓を契約せり

十一 現在健康の有様 (例) 健康を自覺す(又は少々痔疾の氣味あり)

十二 幼時種痘を施 (例) し善 感再三種 (例) 痘せりも不感 (例) 曾て天然痘に罹りたることなし(又はあり)

十三 平生持病あらは其内容、又曾て轉地及び湯治療養を爲したることあらは其願末 (例) 平生持病の氣味あるも別に醫藥を加ふるに及ばず最も避暑保養の爲め昨年八月野州磯原温泉に入浴したることあり(又は無し)

十四 曾て疾病に罹り醫師の治療を受けたことあらは其醫師の姓名、期日、病名、及び其経過 (例) 明治癸卯年參月インフルエンザに罹り東京市麹町區下二番町曾て疾病に罹り醫師の治療を受けたことあり(又は無し) (例) 患無し

十五 是迄病院に入りて治療を受けたこと、その有無、其期日、病院名、病名、及び其経過 (例) 無し(又は第十四項罹病の折約貳週間前記下二番町) (例) 又は同生病院に入院せり

十六 一ヶ年以來醫の治療を受け又は醫藥、賣藥等を内外用したることの有無 (例) 昨年八月頃胃腸を害れ嘔吐回食(又は無し) (例) 藥を内服したることあり

十七 飲酒毎日 (例) 中合 對酌 (例) 壹合(又はせず) 喫煙を嗜 (例) む(又は嗜まず)

十八 現在配偶者の有無、若し之のあらはらば其結婚年月、現在年齢、及び健康の有様 (例) 明治癸卯年結婚其妻廿七才にして健康(又は無し) (例) 結婚別配偶者あらはらば其結婚別年月及年齢、死別は其病名、死亡者の病名、死因、其他生存者の健康、病名、死亡者の病名、死因、其他

十九 父方 祖父 (例) 八拾貳才 (例) 貳拾八年 (例) 不詳 喘息の氣味但し經過約八ヶ月 膈滯血にて頓死 少しく嗜するも別に疾病なし

二十 母方 祖母 (例) 七拾七才 七拾參才 七 年 膈膜炎 慢性胃腸加答兒醫藥に親むこと約十ヶ月

廿一 實父 六拾才 拾六年 實母 七拾才 拾六年

附 録 生命保險契約要領 第三 申込書作例

被保険人名 (例) 龜田鶴太郎生命保険申込書

一	族籍 (例) 山形縣羽根國飽海郡鮎川原村字長泥町甲百參拾四番地(又は不詳)士族
二	(例) 明治癸午年貳月貳日 秋田縣山利郡平澤の内琴ヶ浦(又は族籍地)に生る 現年齡 (例) 廿九年參月八日
三	職業 (例) 明治生命保險株式會社契約係主任 (又は近衛師團步兵第一聯隊第二大隊) 軍籍 (例) 不在(又は現役) (戦争の危険に臨むときは戦時制) (長陸軍歩兵少佐) (増徴料を拂ふことを承諾す)
四	保險種類 (例) 貳拾年有限終身 保險金 (例) 貳千圓 保險料毎 (例) 年(又は月)拂
五	保險金受取人及び其被保險人との關係 (例) 被保險人の家督相続人(又は次男東京市芝區三田三丁目) (又は三番地 唐崎松夫)
六	被保險人は明治生命保險株式會社にて保險されたることの有無、若し之あらば其結日、保險種類、金額及び其地否 (例) 無し (又は明治癸亥年貳月廿五日無利尋常終身) (又は明治廿八年六月拾日共濟生命保險會社と五拾才受取を
七	被保險人は他の生命保險會社にて保險されたることの有無、若し之あらば其結日、會社名、保險種類、金額及び其地否 (例) 明治廿八年六月拾日共濟生命保險會社と五拾才受取を
八	被保險人は曾て生命保險を申込み再診拒絶又は年増の決定を受けたることの有無、若し之あらば其申込み、會社名、保險種類、金額 (例) 明治癸亥年拾貳月廿日日本生命保險會社に尋常終身
九	被保險人は曾て生命保險を申込み再診拒絶又は年増の決定を受けたることの有無、若し之あらば其申込み、會社名、保險種類、金額 (例) 明治癸亥年拾貳月廿日日本生命保險會社に尋常終身
十	被保險人の家族中又は保險契約人生命保險會社にて保險されたることの有無、若し之あらば其結日、會社名、保險種類、金額及び其地否 (例) 無し (又は明治癸亥年九月死亡同月保險金を領收せり)
十一	現在健康の有様 (例) 健康を自覺す(又は少々痔疾の氣味あり)

十二	幼時種痘を施 (例) し 瘡 感再三種 (例) 痘せりも不感 (例) 曾て天然痘に罹りたることなし(又はあり)
十三	平生持病あらば其容體、又曾て轉地及び湯治療養を爲したることあらば其類末 (例) 平生痔の氣味あるも別に療養を加ふるに及ばず最も遊樂保養の爲め昨年八月野州鹽原温泉に入浴したることあり(又は無し)
十四	曾て疾病に罹り醫師の治療を受けたこと、若し之あらば其醫師の姓名、期日 (例) 無し (又は醫學博士中津東一郎の治療を受け一ヶ月餘にして全治せり他(著)病名、及び其経過 (例) 無し (又は第十四項種痘の折約貳週間前記下二番町)
十五	是迄病院に入りて治療を受けたこと、若し之あらば其期日、病院名、病名、及び其経過 (例) 無し (又は同生病院に入院せり)
十六	一ヶ月以來醫の治療を受け又は醫藥、賣藥等を内外用したることの有無 (例) 昨年八月頃胃腸を害し嘔吐回實(又は無之) 藥を内服したることあるのみ
十七	飲酒毎日 (例) 半合 對酌 (例) 壹合(又はせず) 喫煙を嗜む (例) 否(又は嗜まず)
十八	現在配偶者の有無、若し之あらば其結婚年月、現在年、及ひ健康の有様 (例) 明治癸亥年結婚其妻廿七才にして健康(又は無之) 死別配偶者あらば其結婚、死別の年月、及ひ年、死別の姓名 (例) 十六年前廿壹才の女と婚し一年にして離別(又は本年死別病) (名脚氣又は無し)
十九	父方 祖父 (例) 八拾貳才 (例) 貳拾八九年 (例) 不詳 祖母 (例) 六拾五才 不詳 祖父 (例) 六拾才 廿五年 祖母 (例) 膈滲血にて頓死
二十	母方 祖母 (例) 七拾七才 少しく健するも別に疾病なし
廿一	實父 (例) 七拾參才 七 年 膈膜炎 實母 (例) 六拾才 拾六年 慢性胃腸加答兒醫藥に親むこと約十ヶ月

附 錄 生命保險契約要領 第三 申込書作例

廿四	被保険人此中込書を作りたる以後保険締約以前に疾病に罹り又は身體に異變を生ずることあらば更に申込書を作り再び診査を受くべし
廿三	子(男) 貳人 女 貳人 拾壹才 八才 本 年 成人共に健康 加答兒性肺炎
廿二	兄(例) 壹人 弟 無し人 姉 貳人 妹 壹人 四拾九才 六才 九才 拾八年 詳 北海道にて熊に襲はれ咬傷に因り 健康 天然痘 産褥熱

右の條々欄相違無之又は保険締結に重要なる事實を隠蔽したる虞更に無之候間保険契約相成度此段申込候也

本籍地 (例) 族籍地に同じ

現住所 (例) 東京市本郷區駒込千駄木町五拾番地

職業(被保険人との關係)

保險契約人 龜田 鶴太郎 印

被保險人 龜田 鶴太郎 印

明治(例) 四拾年 月 日

〇〇生命保險〇〇會社御中

被保險人 姓 (例) 龜田 龜子 生命保險申込書

一	族籍 (例) 東京市芝區白金志田町十二番地平民
二	(例) 明治廿叁年七月參日 山梨縣甲府次切町(又はに生る 現年齢 (例) 拾八年拾壹月 廿八日)
三	職業 (例) 日本女子大學家政科生徒 軍籍 (例) 無關係 (又は山梨縣内務部屬)
四	保險種類 (例) 廿五年滿期養老 保險金 (例) 參百圓 保險料毎 (例) 年拂
五	保險金受取人及び被保險人との關係(例) 被保險人若し滿期前死亡せるときは母龜田とし(又は兄甲府市次切町二)
六	被保險人は明治生命保險株式會社にて保險されたることの有無 若し之あらば其締約日、保險種類、金額及び其續否 (例) 明治四十年七月一日帝國生命保險會社と尋常終身保險
七	被保險人は他の生命保險會社にて保險されたることの有無 若し之あらば其締約日、會社名、保險種類、金額及び其續否 (例) 明治四十年七月一日帝國生命保險會社に尋常終身保險
八	被保險人は曾て生命保險を申込み再診拒絶又は年増の決定を受けたることの有無 若し之あらば其申込日、會社名 (例) 明治四十年七月一日帝國生命保險會社に尋常終身保險
九	被保險人は曾て生命保險を申込みたれと締約せざりしことの有無 若し之あらば其申込日、會社名、保險種類、金額 (例) 八項記載の爲め締約するを得ざりしことあるのみ
十	被保險人の家族中又は保險契約人生命保險會社にて保險されたることの有無 若し之あらば締約日、會社名、保險種類、金額及び其續否 (例) 兄明治三十二年三月四日明治生命保險會社と無利尋常終身保險金參百圓を契約し今尙繼續中
十一	現在健康の有様 (例) 頗る健康と自覺す

十二	幼時種痘を施す(例) 善感再三種(例) 痘不感 天然痘に罹りたることなし
十三	平生持病あらは其容體、又曾て轉地及び湯治療養を爲したることあらは其願末(例) 時々胃腸を損することあるし醫藥を加ふるに及ばず
十四	曾て疾病に罹り醫師の治療を受けたることあらは其醫師の姓名、期日、病名、及び其経過(例) 無し
十五	是迄病院に入りて治療を受けたこと、及び其経過、其期日、病院名、病名、(例) 無し
十六	一ヶ年以來醫の治療を受け又は醫藥、實藥等を内外用したることの有無(例) 三月前二三回健胃劑を内服せり
十七	飲酒毎日(例) せず合 對酌(例) せず合 喫煙を嗜ます(例) ます
十八	現在配偶者の有無、若し之(例) 未詳 死離別配偶者あらは其結婚死離別の年月及び(例) 無し 年齢、死別は其病名 生存者の健否、病名、死亡者の病名、死因、其他
十九	父方 祖父(例) 五十六歳(例) 二十一歳(例) 祖父 七十一歳(例) 健康 祖父 二十四歳(例) 肺癆 祖母 七十一歳(例) 健康 祖母 五十五歳(例) 不詳(遠隔の地にて死亡の爲め)
二十	母方 祖父 六十五歳(例) 三 祖母 三十八歳(例) 十五年(例) 健康 祖母 四十七歳(例) 健康
廿一	實母 四十七歳(例) 健康

廿二	兄(例) 一人 二十九歳 弟 二人 十七歳 姉 一人 十五歳 妹 無し人	健康 二人健康 脚氣
廿三	子 男 無し人 女 無し人	
廿四	被保険人此申込書を作りたる以後保險契約以前に疾病に罹り又は身體に異變を生ずることあらば更に申込書を作り再び診査を受くべし	

右の諸々聊相違無之又た保險締結に重要なる事實を隠蔽したる虞更に無之候間保險契約相成度此段申込候也

本籍地 (例) 北海道小樽區色内町三十五番地
 現住所 (例) 東京市芝區田町一丁目二番地
 職業(被保険人との關係) (例) 金貨兌換債權者
 保險契約人 山村 權兵衛 (印)
 現住所 (例) 東京市小石川區白山御殿前町七番地上杉方
 被保險人 鶴田 龜子 (印)

明治(例) 四十年 月 日

〇〇生命保險〇〇會社御中

第四 契約に關する事

- (一) 申込書各項の説明附認め方注意の事並に「申込書作例等熟知の上此れに據りて完全に申込書を作り尙附屬診査報状をも叮嚀に閲覽し彼此間違ひ無く其振合普通にて差支無き分に限り本支店所在地以外に在りては金額に或は制限を附し特に會社募集員に契約を差許す事あるも總じて東京本社に於て保険証券を發行するものとす
- (二) 支店所在地たると各出張地たるとを問はず總て事故付の分並に會社又は他會社にて再診拒絶又は年増等の決定を受け若くは受けたりと推定せらるゝ者又は曾て或る疾病に罹りたる者「診査心得參照」は豫め其申込書報状を同附して本社の決定を受くるものとす
- (三) 内國各地出張の場合會社への既契約分を合せ被保人の申込保険金高貳千九百圓海外又は臺灣出張の場合五千圓迄は特に契約せしむるものとす
- (四) 代理店に在りては以上の場合總て會社の決定を経るを要す「代理店約定書」代

代理店必携及保險規則等參照の事

- (五) 既に決定又は振合通知を受けたる後掛金高き種類を低きものに若くは年拂を夫以下の拂込方に變更するか或は又金額を増加せんとするが如き場合には契約前別に會社の決定を受くるものとす
- (六) 會社員及診査醫若くは其家族親族の分に在りては關係募集員に結約せしめず本支店自ら契約するものとす隨て募集員の契約高に算入せず
- (七) 會社の決定を受く可きものにして壹千圓以上壹千圓を含むの分は振合間合せと共に必らず別に申込人の身元並に申込の動機徑路等を報告す可し但し家族にして其中込高主として生計を營む者より多き場合には壹千圓以下の分にも同様報告を要す有夫の婦又は未成年者に於て殊に然りとす
- (八) 既に契約せるものにして右の報告を要する分は報状第一面に附箋す可し申込書に附箋の上附箋との間に募集員の割印は之れを忌避すべし
- (九) 申込人をして強いて金高を多からしめ若くは多からしめんが爲めに申込人の意思に反し濫りに種類拂込方等を變更せしむ可からず會社決定の趣旨に背き

契約後契約の實體を變更せしむる事亦同様とす

(十) 契約後會社の通知に據り再診又は解除の手續をなす可きものは迅速且つ確實に之れを取扱ふを專一とす特に解除の場合には割戻金受取證(但し契約人の印章は必らず申込書に押捺の分たる可し其分不明なれば戸籍吏の證明ある印鑑證明書添附の事)第一回保険料受取證書及保險證券等の回收を忘る可からず且つ時機を失すれば其間事倍面倒と迷惑とを重ねることあるべし

(十一) 申す迄もなく振合を特に電報するは會社が萬已むを得ずと認めたるものにして一日壹千圓以上の分に限る縦令ひ壹千圓以上の向にても左迄急を要せざる可しと推定せらるゝもの又は電文にては意を盡さざるものは場合に由りては電報せざる事もある可し

(十二) 振合は申込書報状を會社接手の當日遅くも其翌日には夫々通知済のところ中には既に一二週前通知せる振合を更らに照會せらるゝものなきにあらず當初問合せの際通知を受取る可き募集員の姓名滞在地名及旅店名等は都度々々書狀本文の前最も見易き所に明記し尙書信受渡の際旅店の取扱方に一層注意す可

し

但し解し難き地名被保人又は旅店名等には必らず振り假字を傍記すべし

(十三) 契約の前後を問はず申込書又は報状の要項を空欄の儘として之れを會社

に回送し前申込書又は報状より轉記を要めらるゝ向は一切其取扱ひを謝絶す

(十四) 計算を誤らざる様年齢保險料若くは職業の種類其他に向る割増標準には豫め特に注意を要す

(十五) 申込日診査日又は契約日の順序相違及診査有効期限には特に注意を要す
假例へば申込日は月の十日(後)にして診査日は八日(前)而して契約日は七日又は前月三十日(其前)なりとせば普通最後に爲す可き契約を最も先にして申込日と同日若くは其以後たる可き診査を先にし而して最も先ならざる可からざる申込を最後に受くるが如きは事の順序及手續を誤れるもの也とす且つ診査の有効期限は診査後三十日なるを以て期限を過ぐれば再診し場合に依りては復た別に會社の決定をも受けざる可からず

第五 報告に關する事

- (一) 諸手續完了契約既に成立の上は契約報告に添へ申込書及報狀は一括取揃へ可成速かに會社に回送す可し
- (二) 月の十五日若くは末日締切報告せらる可き向にして尙未だ同一地滞在の募集員に在りては遅くも締切翌日然らざるも一地募集終了の際には件數及金高の多少に拘はらず必らず都度々々申込書其他の書類を會社に發送せらる可し
- (三) 毎月五日午後四時迄に會社本社に到達せる契約報告申込書及報狀一括取揃ひの分にあらざれば前月契約高に計上せず書類中其一を缺くも亦計上を見合はすものとす
- (四) 申込書又は報狀後送分若くは既送分にて其内の一方又は兩方遺漏間違ひ點月の末日(十五日)締切又は上中下旬の三回に分ち報告の向にして末日に小締の上分報せらるゝもの亦同じ報告せらる可き向にして月を越したる契約分は此亦前月分に計上せず

- (五) 契約報告と申込書並に報狀とを對照し種類金高、保険料、期間又は契約日の彼此相違せるもの尠からず發送前吳々も綿密に調査訂正せられ度し
- (六) 送附後又は會社にて調査の上間違ひを指示せる後に至り申込書又は報狀を訂正せられ度しと申越すものあれとも右は其儘濫りに加筆訂正し得可きものも非らざるは繰り返へし説明せる通り也止むなくば其書狀を添附し置く可きも申込書に在りては場合に依りては乍不本意返送の上執筆者に一々訂正せしむるか又は申込人よりの訂正請求書又は右に關する書面を徴す可し
- (七) 申込書又は報狀後送と稱する分にして數回催促の上數月の後漸やく回送せられ若くは竟に回送せられざるが如き事の絶無となる様取扱方特に注意の事
- (八) 事故付の分とても一々申込書を徴し報狀尠くも胸圍以下脈搏に至る各項並に病的と認めたる部局の要項は詳記を要すを添へ申込書第一面右方上端に再診謝絶又は不調と朱書して之れを會社に回送す可し
- (九) 契約報告は出張地を異にする毎に各別に是れを作り種類及拂込を區別し且

つ被保人の姓名順に申込書、報状をも整理取揃へ一括回送す可く事故付分とは區別するを要す)決して二三の出張地に於ける分を彼此同一報告中に認めざる様に實行せられ度し

(十) 契約済の分は報状第二面左方上端に關係募集員の印形を押捺して後日の責任を明らかにす可し無押捺の分は所屬店を経て一々之れを返送す可く再送せらるゝ迄は成績表にも計上せられざるものと承知の事

(十一) 契約報告には募集地名及募集員の姓名を明記することを遺る可からず申込書又は報状の既に先送せられたるもの若くは年増又は重契約の分若くは又次回在所屬店を異にする向は必らず其旨夫々備考欄内に記入す可し
但し募集地の代理店には必らず申込人の住所をも詳記したる契約報告を別に交附し置く可きものなりとす

第六 事務取扱其他に關する心得

(一) 諸般事務の取扱方其他に關する心得に就ては會社の注意迄もなく募集員熟

知の事なる可くも念の爲めに今左に其五六を掲げ置く可し

(二) 契約人被保人及一般顧客其他に對しては萬事親切叮嚀を旨として常住座臥紳士的商人たるの心掛けを相忘る可からず

(三) 募集員は會社の内外を問はず殊に行狀を正うし言語を慎み内に着實の氣象を藏して外は應接圓滿態度は和順なるを要す

(四) 自尊自重は懸て顧客事業並に會社を尊重するの所以と知らる可し

(五) 關係諸務は募集員自身に取扱はる可し紹介人其他に一任するは間違ひを生ずるの基にして又不經濟なれば也但し止むを得ず手傳はしたる場合には必らず再應査閱して誤謬無き様注意取扱の事

(六) 既決未處理又は新規の分を區別取扱ひ且つ緩急前後を間違はざれば事務は自ら整理せらる可し無秩序不規律は畢竟諸事紊亂の基也

(七) 仕事は總べて明瞭緻密なる頭腦にて爲す様心掛けざる可からず然らざれば從來在り觸れざる新たなる事件に接したる時自ら取扱判断に迷ふ事もあらん平常讀書研鑽若くは修養準備の必要在る所以也とす

(八) 不明瞭又は不確實なる事を其儘一存にて取捌くは危険の事なりとす事務取扱其他に就て本書に記載無き事又は疑問の筋あらば必らず先づ會社に問合せたる上にて處理せらる可し

(九) 會社には夫々會社の社風慣例及歴史有り社風に同化するを得ず又慣例を重んぜず而して歴史を顧みざるの人は勢ひ永く同社に居る能はざるに至る可し募集員は會社の分身を以て自任せざる可からず

(十) 募集員は所謂勸誘又は募集の外他には差したる要務無しと思ふは誤り也契約報告調査又は整理等の諸事務の進行照會應答を最も迅速且つ確實に實行せざるものは其境に居りて未だ其分を悉さざるものと謂ひつ可し

(十一) 會社は必要在る毎に直接若くは場合に依りては特に所屬各店を経て種々の事項に就て照會指示又は注意書を發することと在る可ければ其實行を忽にせざる様平素の用意最も肝要也

(十二) 募集員は正直實意を専一とし萬事に陰日向無く苟くも責任を回避し若くは情實に流るゝが如き卑怯の處爲ある可からず千慮の一失は在り得可きの事に

して會社も亦決して深く之れを咎めざる可ければなり

(十三) 會社は募集員を信用して一視同仁濫りに疑ふ事莫し左れば細大となく執務其他に就て干渉するはその好む所に非らざると共に寛大と默過とに狎るゝが

如きは此亦衷心最も欣ばざるの事なりとす

(十四) 本書中若し不明又は附け加へを要す可しと心附の點は一々申越され度し

附 錄 終

附 錄 生命保險契約要領 第六 事務取扱其他に關する心得

生命保險通解跋

友人惣崎貞夫君は我保險界に於て罕に見る所の篤學有志の士なり明治生命保險會社の職員として精勵社務に勤むること十有四年一日の如くなるの傍斯學の研鑽に従つて倦むことを知らず續て幾多の著書論文を成し以て後進を教養す而して又保險社會の共益を圖るに熱心にして會合講演等の施設に先導して常に成功を收む予や君を識ること久しうして益君が包容の大なるに服す

君曩に生命保險提要を著はし娓娓數萬言生命保險の理論と實際の處務を説明して主として斯業に従事する者に必要なる知識を供給したりしが今又本書を譯述して更に進んで社會一般

の士人に生命保険の完全なる了解を得せしめんと欲す而も這般の努力は毎に君が篤志の結果にして秋毫も收利賣名の意に出ざること予が事實の上より証明するを得る所にして我保險社會の君に負ふ所實に鮮少ならざるなり

予も亦其の衣食の傍に於て聊か斯業に貢獻するを樂しむ者にして所謂同氣相求むるの徒歟本書の脱稿に當りて一文の囑を受く光榮と喜悅何ぞ之に如かん一呵して筆を下さんと欲するも既に原著者の序あり譯者の序あり加ふるに志田博士の文あり予が言んと欲する所を悉して餘すなし更に蛇足を加へんか徒に劊劊師を累するのみ然れども只備に一言せざるべからざるは本書の特別なる價值にして從來行はるゝ同種の著書は多くは之に依りて生命保険に關する新なる知識を紹介するを目

的とせるも本書は主として生命保険に關して最斯業者の誤解せる點並に世人の窺知し得ざる難所を闡明するに勉めたるに在り例へば生命保険の剩餘金の根源に就きて詳述せるが如き保險種類中普通に行はるゝ終身養老定期等の保險の外諸種の變化ある方法と年金の解説に及べるが如き殊に後篇生命保險の實務を叙述するに至りては吾人の尙多く知らざる所を説示せるが如き確に異彩を帯びたりと謂ふべし

斯の如きは文明國の常用具たる玻璃の類が野蠻の界域に在りて寶玉と認めらるゝ事と同一般原著者の本書を提供せる英國の狀態と我邦との間に多大の懸隔あるに因るべしと雖ども果して然らば惣崎君が之を譯して以て我邦保險事業の進歩に資せんとするの意更に吾人の推服を値するものあるなり予は本

書が先づ保險業者の半解なる知識を成熟せしめ次に一般世人の未開なる保險思想を啓發するの利器となり而して之れが爲めには本書が多く世間に頒布せられんことを望むこと切なり惣崎君の意亦最多く此點に存す故に君素より收利賣名を目的として本書の發刊を企てたるに非ず予即ち書肆巖松堂を君に介し而して曰く書肆も亦須く營利を旨とせず以て君が志を助けざるべからずと堂主唯諾す是に於てか予は更に我保險界の先輩諸君に望む希くは此異彩ある好著を以て斯界の天使と爲し以て世間到處に翻翔せしめんことを

明治四十四年九月一日

法學博士 栗津清亮

明治四十四年九月十五日印刷

明治四十四年九月二五日發行

生命保險通解典付

定價金壹圓參拾錢

著 權 所 有 作 者



翻譯者 惣崎 貞夫

發行者 波多野 重太郎

印刷者 渡邊 八太郎

印刷所 日清印刷株式會社

發行所

東京神田區仲藏榮町
東京神田區神保町

電話本局二二五四番
掛號東京六五五六番

巖松堂書店